# (一社) 長野県建設業協会との意見交換会

日 時:令和5年11月1日(水)15:00~17:00

場 所:ホテル国際21 3階 千歳

# 議事次第

司会:関東地方整備局 企画部

技術開発調整官

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
  - 関東地方整備局長
  - 長野県 建設部長
  - (一社)長野県建設業協会長
- 3. 情報提供
  - ◇ 各地方整備局の取組
    - 〇 関東地方整備局
      - ・関東地方整備局の取り組みについて
      - ・建設産業行政の最近の動き
    - 北陸地方整備局
    - 中部地方整備局
  - ◇ (一社) 長野県建設業協会の活動状況
- 4. 前年度意見要望への対応状況
- 5. 意 見 交 換
  - ◇ (一社) 長野県建設業協会 提案テーマ
    - 1)公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災 対策の推進について
    - 2) 低入札調査基準の見直しについて
    - 3) 資材価格高騰に対する受注者負担割合の見直しについて
    - 4) 週休2日制の普及について
  - ◇ 自由討議
- 6. 閉 会
  - 北陸地方整備局長

# 配布資料一覧

### <地方整備局>

・関東地方整備局の取り組みについて	整備局資料-1
・建設産業行政の最近の動き	整備局資料-2
・北陸地方整備局の取り組みについて	整備局資料-3
・中部地方整備局の取り組みについて	整備局資料-4
・前年度意見要望への対応状況	整備局資料-5
• 令和 5 年度 関東地方整備局 回答	整備局資料-6

### <建設業協会>

・意見交換会 提案議題 協会資料No.1・協会活動状況 協会資料No.2

# 令和5年度(一社)長野県建設業協会との意見交換会 出席者名簿

【 (一社)	長野県建設業協会】		
会 長		木下	修
副会長		清澤	由幸
副会長		依田	幸光
副会長		唐木	和世
副会長		福原	初
理 事	南佐久副支部長	笹﨑	俊一
理 事	佐久副支部長	矢野 '	健太郎
常任理事	上小支部長	佐藤	公明
常任理事	諏訪支部長	宮坂	好史
常任理事	伊那支部長	桃沢	傳
常任理事	飯田支部長	長坂	亘治
常任理事	木曽支部長	大沢	謙一
常任理事	松筑支部長	深澤	信治
常任理事	安雲野支部長	降幡	真
常任理事	大北支部長	郷津	順一
常任理事	更埴支部長	中沢	栄一
須坂副支	部長	北條	將隆
常任理事	中高支部長	下田	諭
常任理事	長野支部長	飯島	泰臣
常任理事	飯山支部長	藤巻	篤

【長野県	【長野県】											
建設部	部長	新田	恭士									
建設部	次長	小松	誠司									
建設部	技術管理室長	増澤	邦彦									

【関東地方整備局】	
局長	藤巻 浩之
副局長	森 毅彦
企画部長	西川 昌宏
建政部長	家田 健一郎
企画部 技術調整管理官	須藤 純一
企画部 技術開発調整官	髙森 治
建政部 建設産業調整官	堀井 英則
企画部 技術管理課長	荒井 幸雄
企画部 技術調査課長	佐藤 潤
建政部建設産業第一課長	一力 哲也
長野国道事務所長	小澤 知幸
長野営繕事務所長	今井 義明
利根川水系砂防事務所長	大阪 剛
富士川砂防事務所長	藤平 大

【北陸地方整備局】	
局長	遠藤 仁彦
企画部長	信太 啓貴
企画部 技術調整管理官	石田 和典
千曲川河川事務所長	中根 達人
松本砂防事務所長	石尾 浩市
大町ダム管理所長	田邉 雄司

【中部地方整備局】	
局長(代理:企画部長)	八尾 光洋
企画部 技術調整管理官	堀 謙一郎
多治見砂防国道事務所長	森下 淳
天竜川上流河川事務所長	吉田 桂治
飯田国道事務所長	大口 鉄雄
三峰川総合開発工事事務所長	岩田 伸隆
天竜川ダム統合管理事務所長	尾畑 伸之

# 令和5年度 (一社)長野県建設業協会との意見交換会 席次表

開催日: 令和5年11月1日(水)場所: ホテル国際21 3階「千歳」

			記者	席					長野県建設業協	会 長野県建設業協	会 長野県建設業協	会 長野県建設業協	会 長野県建設業協会	長野県建設業協会	ŧ			記	<b>上</b> 者席			
									技術部長	常務理事	特任理事	専務理事	総務部長	労働安全部長	ŧ			HU	E //IJ			
									水口 森隆	手塚 雄保	大月 昭二	小林 敏昭	永原 祐二	宮崎 哲也	_							
	常任理事	常任理事	常任理事	常任理事	常任理事	常任理事	常任理事	理事	副会長	副会長	会長	副会長	副会長	理事	常任理事	常任理事	常任理事	常任理事	1	常任理事	1	
	飯山支部長			安曇野支部長			上小支部長												<b>須坂副支部長</b>	長 長野支部長		
	藤巻 篤		中沢 栄一		大沢 謙一	桃沢 傳		笹崎 俊一		清澤 由考	本下 修	依田 幸光	: 福原 初							飯島 泰臣		
				1		ı		1	ı		1	ı	ı		1	1	1	I	1			7
天竜川ダム統合管理																						1
事務所長																						
尾畑 伸之																						
三峰川総合開発工事																					富士川砂防	
事務所長																					事務所長	
岩田 伸隆																					藤平 大	
飯田国道																					利根川水系砂防	ĩ
事務所長																					事務所長	
大口 鉄雄																					大坂 剛	4
天竜川上流河川																					長野営繕	
事務所長																					事務所長	
吉田 桂治																					今井 義明	4
多治見砂防国道																					長野国道	
事務所長																					事務所長	
森下 淳	大町ダム	松本砂防	千曲川河川	中部地方整備局	北陸地方整備局	長野県建設部	長野県	北陸地方整備局	中部地方移借品	北陸地方移借	局 関東地方整備	局関東地方整備局	<b>副関東地方整備局</b>	関東地方整備局	関東地方移借局	関東地方整備局	関東地方整備局	関東地方整備局	関東地方整備局	関東地方藝備局	小澤知幸	L
	管理所長	事務所長		技術調整管理官					局長(代理)		局長	副局長	企画部長							€ 建設産業第一課長		
													西川昌宏									
					•				1 5571		_	411. 304.00			-24 mm 4.0	1-3-10- 78	1	1			J ,	
					随行者席									随行者席					随行者席			
																	事務	5局席			1	

# 令和5年度 (一社)長野県建設業協会との意見交換会(進行表)

令和5年11月1日(水)15:00~17:00 於:ホテル国際21 3階 千歳

時 間		内容	発言者	配付資料
《開会》				
15:00	開会		(司会:髙森 技術開発調整官)	
~ 15:15 (15分	) 挨拶	関東地方整備局	関東地整 藤巻局長	
		長野県	長野県 新田建設部長	
		一般社団法人 長野県建設業協会	協会 木下会長	
5:15 ~ 15:17 (2分)	)出席者紹介	※資料確認含む		出席者一覧・配席表
情報提供》				-
5:17 ~ 15:40 (23分	)各地方整備局の取組			
	関東地方整備局(13分)	関東地方整備局の取り組みについて	関東地整企画部 佐藤技術調査課長	整備局資料-1
		建設産業行政の最近の動き	関東地整建政部 一力建設産業第一課長	整備局資料一2
	北陸地方整備局(5分)	北陸地方整備局の取り組みについて	北陸地整企画部 石田技術調整管理官	整備局資料一3
	中部地方整備局(5分)	中部地方整備局の取り組みについて	中部地整企画部 堀技術調整管理官	整備局資料-4
5:40 ~ 15:45 (5分	) (一社)長野県建設業協会	会の活動状況(青年部会・女性部会)	協会 大月特任理事	協会資料No2
前年度意見要望への	7. 対容を表治》 		<u> </u>	
5:45 ~ 15:46 (1分			関東地整 企画部 荒井技術管理課長	整備局資料-5
意見交換》	/		因未地走 正画印 九开及阿自在床及	正開心其行 ひ
<u>《恩兄又揆》</u> 〔協会側テーマ〕				
	について  2. 低入札調査基準の見	る受注者負担割合の見直しについて	1)協会 清澤副会長 2)協会 依田副会長 3)協会 唐木副会長 4)協会 福原副会長 回答: 1)関東地整 企画部 荒井技術管理課長 2)関東地整 企画部 荒井技術管理課長 3)関東地整 企画部 佐藤技術調査課長 長野県 建設部 增澤技術管理室長 4)関東地整 企画部 佐藤技術調査課長 関東地整 企画部 佐藤技術調査課長	協会資料No1 整備局資料-6
〔自由討議〕	1			1
6:26 ~ 16:55 (29分	自由討議		(質疑:適宜発言)	
0.20 10.00 (20)				
( <b>閉会》</b>				

# 関東地方整備局の取組について

令和5年11月1日



国土交通省 関東地方整備局

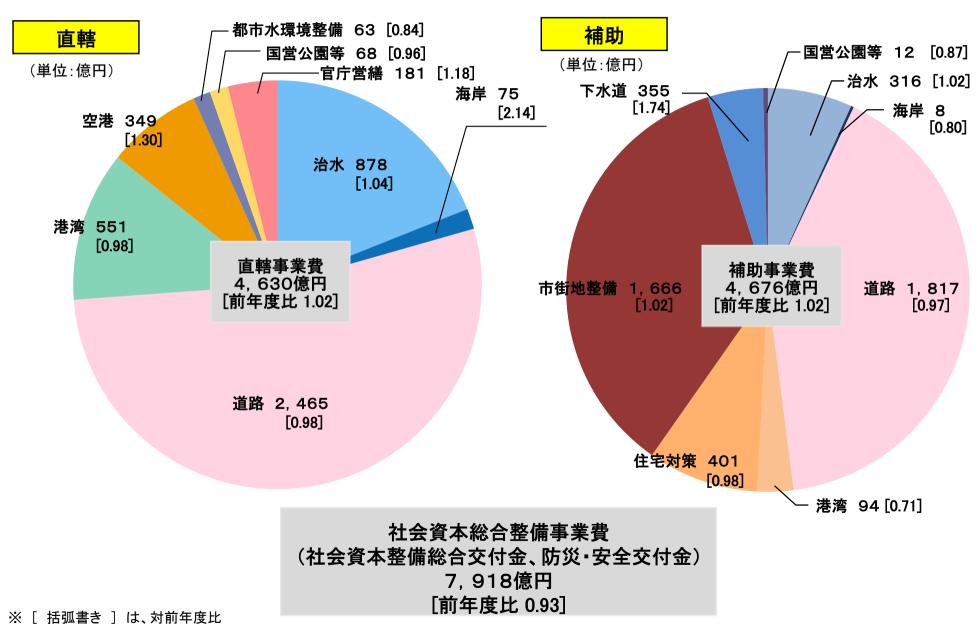
1. 令和5年度 予算の概要	P 2
2. 令和5年度 上半期の執行状況について	P 6
3. 働き方改革・担い手確保への取り組み	P 10
4. 土木工事電子書類スリム化ガイド(改定)	P13
5. インフラ分野のDX推進について	P17
6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について	P24
7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業へ の加点措置に関する説明会	P26
8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置	P37

1. 令和5年度 予算の概要

# 関東地方整備局の令和5年度予算



|○令和5年度の当初予算は1兆7,224億円(前年度比0.98)。

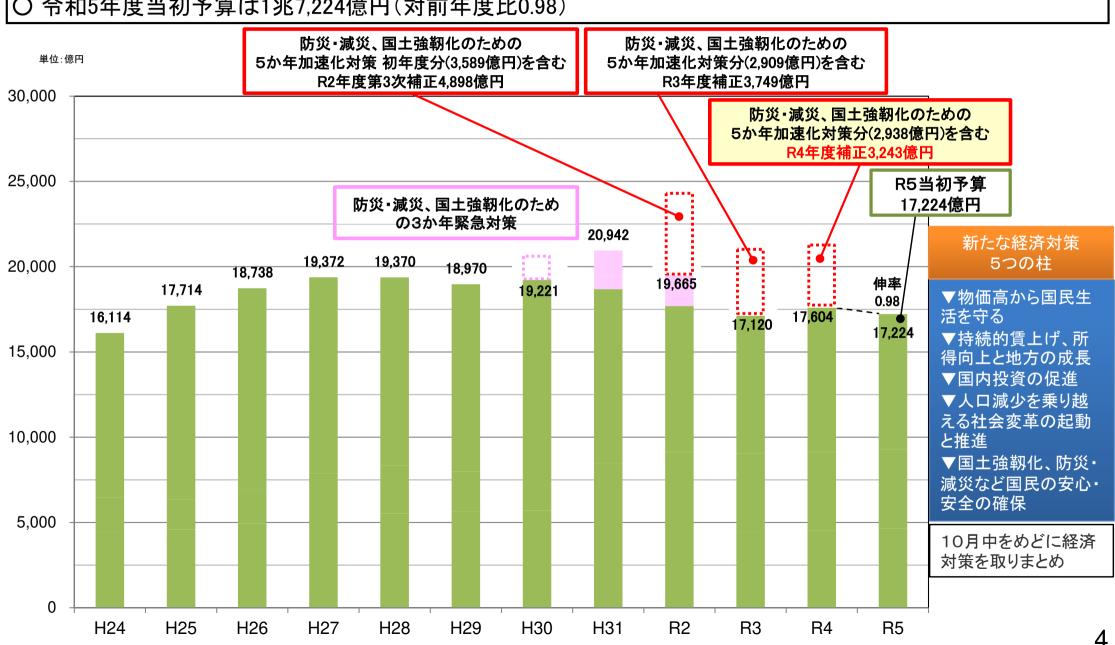


<sup>※</sup> 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

# 関東地方整備局の予算推移



- 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分(2,938億円)を含め、3,243億円。
- 令和5年度当初予算は1兆7,224億円(対前年度比0.98)



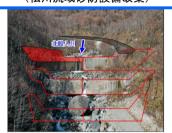
# 長野県内の主要事業



⑥大町ダム等再編事業 (大町ダム)



⑦姫川水系直轄砂防事業 (松川流域砂防設備改築)



8天竜川上流河川改修 (山吹地区MIZBEステーション)



⑨三峰川総合開発事業

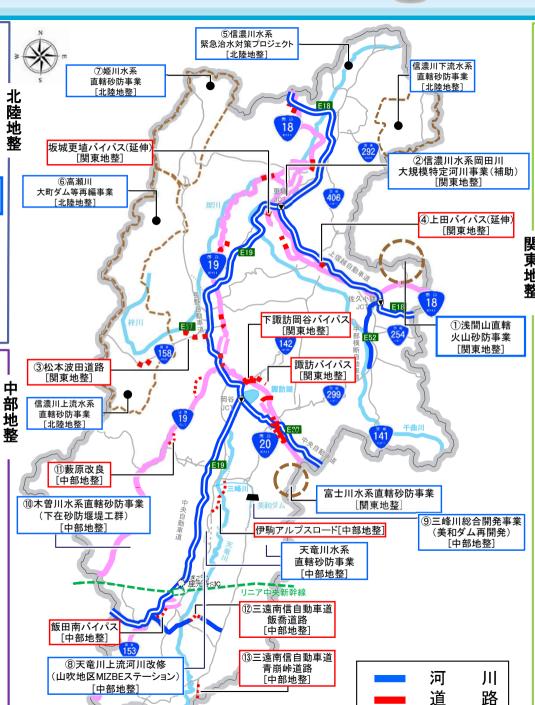
(美和ダム再開発)











①浅間山直轄火山砂防事業 浅間山 長野県 軽井沢町 御代田町 国道18号

②信濃川水系岡田川 大規模特定河川事業(補助)



③松本波田道路



④上田バイパス(延伸)



2. 令和5年度 上半期の執行状況について

# 関東地方整備局における令和5年度上半期の執行状況について

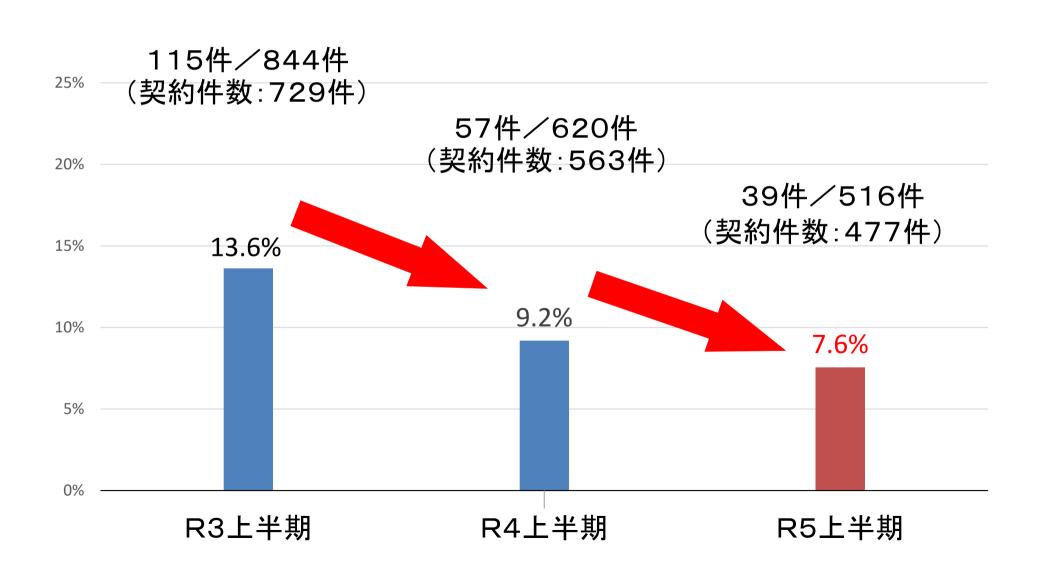
- ■円滑な執行に向けた取り組み
  - 〇局・事務所と各都県建設業協会とのコミュニケーションの確保
  - ○地域の実情に応じた適切な規模での発注
  - 〇不調の発生が想定される地域・工種についてフレームワーク、公募型指名競争の活用
  - 〇余裕期間を活用した早期発注
  - 〇一括審査の活用



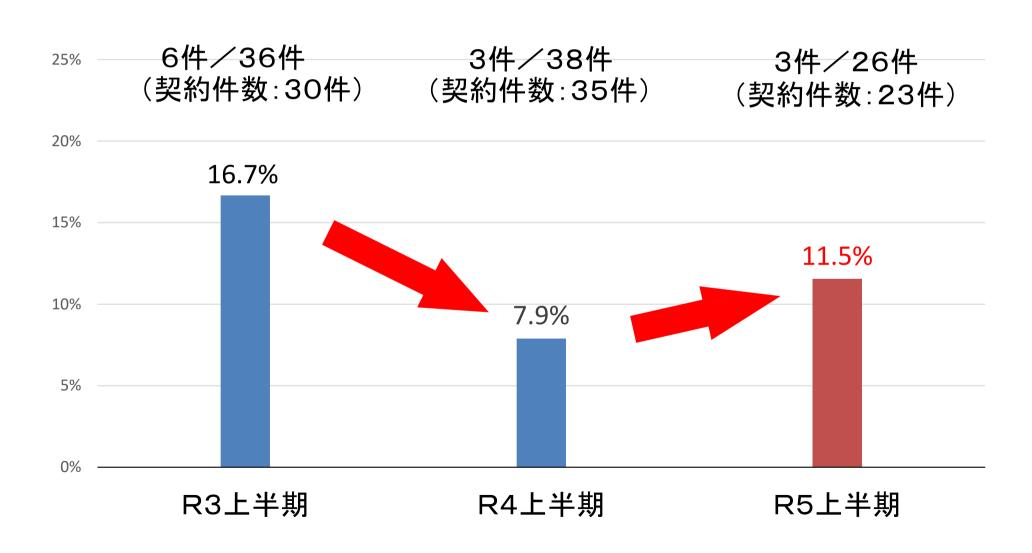
✓ <u>令和5年度上半期(9月末まで)の不調・不落率は7.6%と昨年度9.2%に比べ</u>1.6%減少し改善が図られ円滑に執行。

# 関東地方整備局における令和5年度上半期の不調・不落率

# 不調・不落率が改善

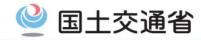


# 長野県内における令和5年度上半期の不調・不落率 不調・不落率が増加傾向



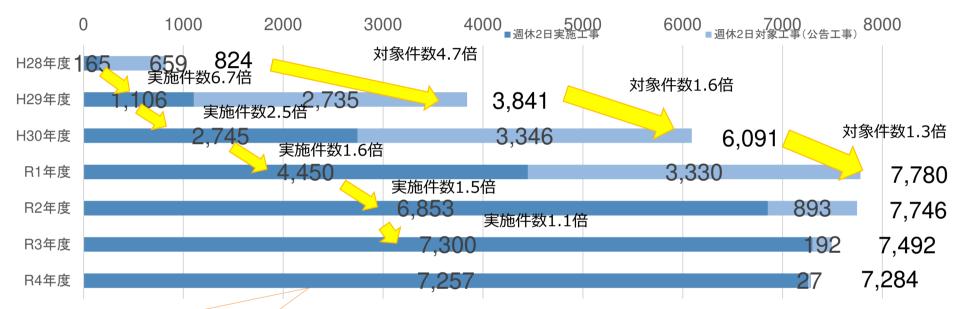
3. 働き方改革・担い手確保への取り組み

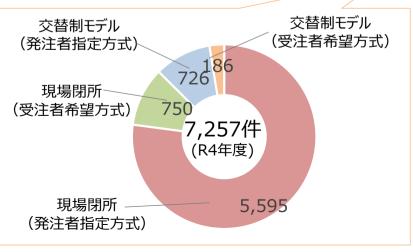
# 週休2日対象工事の実施状況



- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

### 週休2日工事の実施状況(直轄)

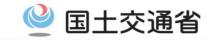




	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)		6,091 (2,745)		· •	· •	
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

- ※令和5年3月末時点
- ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計(営繕工事、港湾・空港除く)
- ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

# 令和5年度の直轄土木工事の発注方針



- <u>令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施</u> (月単位の週休2日への移行期間)※関東地整では令和3年度から全ての工事において原則発注者指定方式 週休2日モデル丁事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- <u>令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す</u> 柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

#### 週休2日工事の発注方針 R4年度 R5年度 R2年度 R3年度 R6年度 以降 発注者指定 完全週休2日(土日祝日閉所) 本官工事 月単位での週休2日 発注者指定 週休2日 の実現を目指す ※北海道開発局においては、 本官工事のうち2.5億円 ※仕様書、監督·検査 以上のものを対象 ※柔軟な休日の設定や経費補正 の基準類、工期設定 受注者希望 の修正をR5に検討 指針を改正 令和3年度から全ての工事で原則発注者指定方式で実施 発注者指定 週休2日 分任官工事 月単位での週休2日 50%目標 の実現を目指す ※北海道開発局においては、 70%目標 2. 5億円未満の本官工事 受注者希望 週休2日 ※仕様書、監督·検査 及び分任官工事を対象 ※柔軟な休日の設定や経費補正 の基準類、工期設定

の修正をR5に検討

指針を改正

4. 土木工事電子書類スリム化ガイド(改定)

# 令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

~工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進~

# 「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント

### **■目的**

・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

### ■適用

- ・<u>令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)(港湾空港関係、営繕関係を除く)</u>
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

### ■バージョンアップのポイント

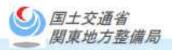
- ✓ アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。
- ✓ 発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに 分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

### ■主なバージョンアップ箇所

- ✓ 施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✔臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✓ <u>工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記</u>
- ✓ オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載



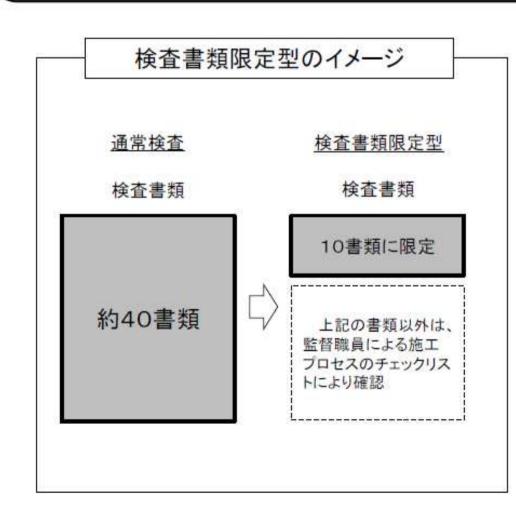
# 「検査書類限定型工事」について



### 【目 的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象



### 【対象工事】

令和3年4月1日以降に入札公告を行う全ての工事(港湾 空港 宮庁営経工東も殴く)について 平登

(港湾、空港、官庁営繕工事を除く)について、受発 注者協議のうえ実施。

施工中の工事においても、発注者より検査書類限定型工事の実施の可否について受注者と協議のうえ、対象工事とすることが出来る。

- ※以下の工事については対象外
- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

### 【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	8品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	9品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

# 「検査書類限定型工事」の実施状況に係る受発注者へのアンケート調査結果

#### 1. アンケート調査方法

·対象工事 : 令和3年度に検査書類限定型工事にて検査を実施した工事

: 受注者(現場代理人又は監理技術者)、発注者の監督職員、技術検査官 •対象者

・アンケート方法 : 令和4年5月25日~6月13日の期間にWEB方式にて実施

#### 2. アンケート結果

#### 受注者(現場代理人又は監理技術者)

回答数732工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた準 備作業は軽減しましたか。】

0.1%0.1%



86.6%

- ■(1)とても軽減した
- =(2)やや軽減した
- =(3)変わらない
- (4)やや増大した

(5)とても増大した

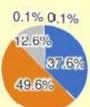
0.3%0.3%

21.4%

9.2%

68.8%

【従来の書面検査と比較して検査時間は どうでしたか。】



- ■(1)とても短くなった
- =(2)やや短くなった
- =(3)変わらない
- (4)やや長くなった
- (5)とても長くなった

#### ■主な意見

- 検査書類が10種類に限定されているため、検査に向けた準備が大幅 に削減された。
- 以前は、検査前は現場監督と平行して検査のための資料整理が必要で どうしても残業が生じていたが、現在はASP(情報共有システム)にある 電子データを検査時に見せれば良いので効率的になっている。
- 資料検査項目が限定され検査が効率的になり短くなった。
- 土木工事電子書類スリム化ガイドとあわせて書類削減され良い取り組 みである。
- 地方公共団体にもぜひ広めてほしい。

#### 監督職員

回答数295工事

■(2)やや短くなった

(4)やや長くなった

(5)とても長くなった

\*(3)変わらない

【「検査書類限定型工事」の検査に向【従来の書面検査と比較して けた確認作業は軽減しましたか。】検査時間はどうでしたか。】

1.0%0.3%



67.1%

■(1)とても軽減した

(2)やや経滅した

=(3)変わらない

(4)やや増大した

(5)とても増大した

90.2%

施工業者は受検に向 けた作業は軽減したと 感じます。 ■(1)とても短くなった

■主な意見

技術検査官は工事検 査書類が限定されたた め出張所での施工プロ セスチェックの正確性が 求められると感じます。

#### 技術検査官

回答数281工事

加の書類を求め 確認で多た

【従来の書面検査と比較して【従来の書面検査と比較して、施工管理、 検査時間はどうでしたか。】 出来形、品質は確認できましたか。】



#### ■主な意見

- 検査官としても書類 検査に係る時間が短 縮されるため、現地検 香を重点的に行う事 が出来た。
- 発注者・受注者に両 方にメリットのある取り 組みだと思う。

# 5. インフラ分野のDX 推進について

# 関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場 ~インフラ分野のDXを推進し、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待~

# 〈 令和5年度 建設現場の遠隔臨場の実施方針 〉

- 令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的に実施。
  - ・工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施。
  - ・工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、発注者指定型により実施。 なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」により実施も可能。
- <u>発注者側の標準的な通信環境の仕様を示す</u>ことで、通信接続問題の解消の一助になり、また<u>民間の技術開発の</u> 発展・促進につながることに期待
- 配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「web会議システム(teams、zoom等)」等を利用。
- 動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影又はカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

#### 〈実施件数〉

令和4年度の遠隔臨場の実施件数・・・549工事(35事務所)(令和5年3月末時点)令和3年度の遠隔臨場の実施件数・・・514工事(36事務所)(令和4年3月末時点)令和2年度の遠隔臨場の実施件数・・・166工事(31事務所)(令和3年3月末時点)

# 配信システムに関する仕様

	項目	仕 様			
通信プロトコル	TCP	80,443			
方式及びポート 番号	UDP	なし			
利用環境	OS	Windows10			
	ブラウザ	Internet Exploer11(R4.6まで )Microsoft Edge			
	アプリ ケーション	アプリケーションのインス トールは原則行えません。			

発注後協議による発注者指定にて試行(4%)

#### 〈成果〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・施工者は、待ち時間等が無くなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった

### 受発注者ともに

人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与

45件(8%)

#### 現場での受注者による撮影状況



ウェアラブルカメラ

により撮影

リモート(遠隔)で監督を実施



リアルタイムで映像を確認

執務室での監督職員による確認状況

当初から発注者指 定にて試行(96%) N=549 N=549 ■ 契約後協議による発注者指定 21件(4%) ■ 本官の当初発注者指定

令和4年度 遠隔臨場の試行区分 R5.3末時点

▲ 令和4年2月17日 久慈川緊急治水対策河川事務所の工事

# 令和5年9月に「建設現場の遠隔臨場 取組事例集(関東地方整備局版)」を公表

#### 【本事例集の内容及び主な特徴】

- **5 0 事例を掲載・・・**通信環境の改善(13事例)、効率的な計測(17事例)、安全管理(9事例)、視認性の向上(6事例)、その他(5事例)
- ・工夫を実施した事例は、土木工事の他、機械工事、電気設備工事も掲載。
- ・遠隔臨場は、段階確認、材料確認、立会以外での活用を妨げるものではないことから、「**その他」の事例として受発注者の業務効率化に繋** がる先進的で画期的な活用事例も掲載。

### 通信環境の改善(衛星通信による通信環境改善)

#### 〈実施内容〉

#### 課題に対して工夫した点

- · Starlink (衛星Wifi) を用いて、通信の途切れ を軽減させた。
- ・音声が聞こえづらい、発信しても届きが悪い などの観点についてBONX (Bluetooth型イヤホ ン)を使用し、鮮明に通話を可能にした。
- ・通信時の手プレにより、画面酔いしてしまうの に対し、DJIハンドカメラバーを使用し手振れ を軽減させた。

#### 遠隔臨場による確認項目

· 段階確認 **斑製杭打設施工開始時**(試験 打設状況・使用材料確認

鋼矢板打設完了時(打設高) 地盤改良施工開始時(試験施

改良状況·使用材料確認



工期	期 R4.12.01~R8.03.31		
実施期間	R4.12.01~R8.03.31		
工事内容(主工種)	築堤・護岸工 盛土工、法面整形工、固結工 植生工、コンクリートブロック連節 張、As舗装工、十砂受入工、水門 (原製粒工・コンクリート工、遮 水・止水矢板工、護岸工)		
事務所	荒川洞節池工事事務所		
707 NA	21 to 10 10 /14 \		

配信1

「記録」

· starlink (衛星Wifi) DJIハンドカメラバー BONXイヤホン

映像と音声の「記録」に

使用した機器及び「配

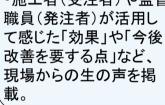
信」に用いたシステム

SiteLiveスクリーン

ショット機能

課題類型の記載及び 課題類型ごとに工夫点を 整理

- •活用した機器
- 遠隔臨場した確認事項 を具体的に記載
- ・施工者(受注者)や監督 職員(発注者)が活用し て感じた「効果」や「今後 改善を要する点」など、 現場からの生の声を掲



- ・現場でどのように遠隔 臨場を活用したか、状況 の分かる写直を厳選して 掲載。
- 「遠隔臨場の初心者」 でも分かりやすい事例集 としている。



### ●施工者 (受注者)

- (効果)
- ・音声の送受信はとても良好だった
- ・衛星を使用して、映像のタイムラグが軽減された

#### 〈今後改善を要する点〉

- ・立会毎に衛星Wifiをセットしなくてはならないので、定置しておける 仕様にしたい一要検討
- ・ハンドカメラは片手がふさがるので、両手をフリーにできると安全



【立会状況 (現場側)】





【立会状況(監督側)】 【製品名:starlink (衛星Wifi)

#### ●監督職員 (発注者)

・移動に時間をとられない為、他の仕事も効率的に進める事ができた。

#### 〈今後改善を要する点〉

- ・当工事も通信環境の工夫はしているものの、通信の途切れが発生した ため、通信環境の改善が必要。
- ・測量器械を使った立会は監督職員が直接観測することができない。

NO.2

※「建設現場における遠隔臨場取組事例集(関東地方整備局版)」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。 ホームページアドレス https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000212.html

# 令和5年度BIM/CIM原則適用の概要



### 活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、 下種間の連携が必要な箇所等 出来あがり全体 イメージの確認・ 特定部※の確認

- 上種间の連携が必要な固が寺
- ▶ 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- ▶ 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、 義務項目、推奨項目から発注者が選択
- ▶ 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- ▶ 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など高度な内容を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

#### 対象とする範囲

◎:義務 ○:推奨

	2	測量 地質·土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3 次元モデル の活用	義務項目	=	=	8 <del>-</del> 2	0	0
	推奨項目	0	0	0	0	0

対象としない業務・工事

- ▶ 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- > 災害復旧工事

### 対象とする業務・工事

- ▶ 土木設計業務共通仕様書に基づき実施 する設計及び計画業務
- ▶ 土木工事共通仕様書に基づく土木工事 (河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム 工事、道路工事)
- ▶ 上記に関連する測量業務及び地質・土質 調査業務

### 積算とインセンティブ

- 3次元モデル作成費用については見積により計上(これまでと同様)
- ▶ 推奨項目における3次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

### DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- ▶ 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報の 説明を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

# 3次元モデルの活用(義務項目)



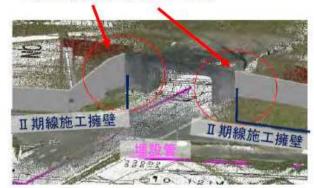
# 特定部の定義

各工種共通	<ul> <li>(異なる線形)</li> <li>・ 2本以上の線形がある部分</li> <li>(立体交差)</li> <li>・ 立体交差の部分</li> <li>(障害物)</li> <li>・ 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分</li> <li>・ 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分</li> <li>(排水勾配)</li> <li>・ 既設道路、立体交差付近での流末までの部分</li> <li>・ 既改進路、立体交差付近での流末までの部分</li> <li>・ 既改進路(以上の接続)</li> <li>・ 既設構造物等との接続を伴う部分</li> <li>(工種間の連携)</li> <li>・ 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分</li> </ul>
土工	(高低差) ・ 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	(支点周辺) ・ 上部工と下部工の接続部分



橋梁と架空線の離隔確認

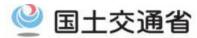
#### 既設構造物との取合い確認



# 3次元モデル活用時の留意点

- ▶ 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- ▶ 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分である。)

# 3次元モデルの活用(推奨項目)



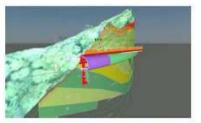
推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に<u>大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・</u> 工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

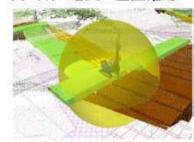
### 3次元モデルの活用 推奨項目 例

※先進的な取組をしている事業を通じて、 3次元モデルのさらなる活用方策を検討

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略·予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉 等、施工に支障がないか確認する。	概略·予備設計 詳細設計 施工
	施エステップの確 認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデル で施工可能かどうかを確認する。	概略·予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な 事業計画を検討する。	概略·予備設計 詳細設計
省力化·省 人化	施工 <mark>管理での活</mark> 用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、 削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測 量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用 する。	施工
情報収集等 の容易化	不可視部の3次元 モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視 となる部分について、3次元モデルを作成し、維 持管理・修繕等に活用する。	



トンネルと地質の位置確認



重機の施工範囲確認 ※地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較

# DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)



- ▶ 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- ▶ 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与(電子納品保管管理システムの利用)

### (記載例) 〇〇工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R100詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R100詳細設計業務」を基本としていますが、
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R100測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質·土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用しています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- ▶ 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、<u>最新の情報を明確にする</u>。
- ▶ 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、検討経緯、資料の新旧等に留意して説明する。

### (参考)電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

### これまで

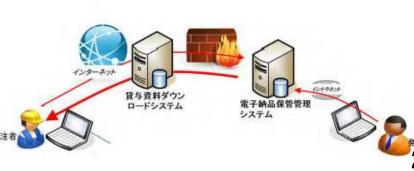
- ➤ CD等による受け渡し
  - 発注者が探す時間、受注者が借りに行く 手間・時間がかかる
  - 受注者は渡されない成果の存在を知らず 2度手間が生じることも

#### これから

- インターネットによる受け渡し
- 発注者の資料検索の効率化、受け渡 しの手間・時間の削減
- 受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ



受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可



6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について

# 【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

(対象区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

首都圈広域地方計画協議会)

# <現状と課題>

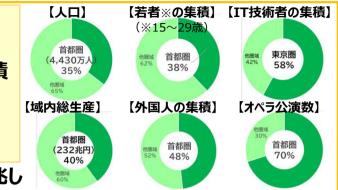
### 【3つの危機】

- ○巨大自然災害
- ○国際情勢の緊迫化に伴う エネルギー・食料確保
- ○人口減少·高齢化、人手不足、人材の競争力低下

### 【首都圏の強み】

- ○中枢機能、ゲートウェイ機能
- ○人材(若者・子ども、外国人/DX・芸術)の集積
- ○大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな 自然環境が大都市に近接
- ○充実した鉄道等の交通ネットワーク

【コロナ禍を経た変化】○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し



# <将来像>

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「ゆたかな」地域
- ・「多様な空間」、「多様な人々の寛容・包摂的な共生」、「多様な選択肢」、自由な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや未来への投資、シニアの能力活用による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「しなやか」な復元力を持つ持続可能な地域
- ・上質なリアルの空間が生活に「ゆたかさ」をもたらし、人間のリアルな交流が「新しい価値」を創出し続ける地域

# <目標>

- I. 危機を好機として、施策の多機能化と連携によって首都圏をリニューアル
- 危機:(1)巨大災害リスクへの対応 (2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応 (3)人口減少・高齢化リスクへの対応 【首都圏のリニューアル】
  - ①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新 ②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」
  - ③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換
- Ⅱ. 首都圏の強みである上質で多様な資源を磨く

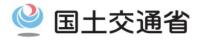
### 首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

<戦略的視点>1)デジタルの活用とリアルとの融合 2)人間の仕事の尊重、次世代の育成 3)課題を解決するグリーン 4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝 5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像(しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出)を実現 国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

# 7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業への加点措置に関する説明会

# WLB推進企業への加点措置 関係法令等



○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(抄)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等 (沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。) <u>の役務又は物件の調達に関し、</u>予算の適正な使用 (に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が<u>優良な一般事業主</u> (次項において「認定一般事業主等」という。) <u>の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施</u>するものとする。

- 2 略
- 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) (抜粋)

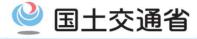
- 第2 公共調達
- 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価
- (1) 取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に 基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を評価する項目を 設定するものとする。

### (2) 実施時期

原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、<u>平成 28 年度中に上記取組の全面的な実施が</u>困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。 (以下略)



# WLB関連認定制度を活用した評価の実施

- 〇平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、<u>認定制度を活用した評価を全面的に実施</u>。
- ○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

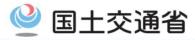
技術者の実績・成績等



# WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

# 公共工事を発注する省庁における取組状況

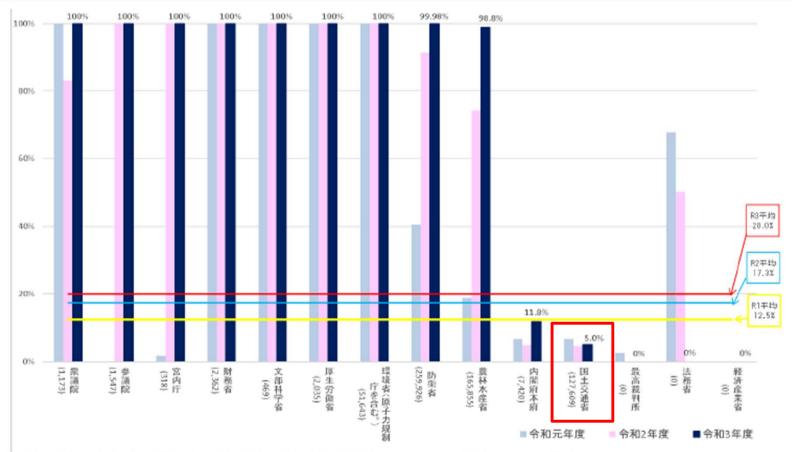


# 令和5年6月13日 全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料(抜粋)

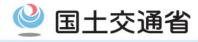
# 実施率(取組実施済調達/取組可能調達)の推移(金額ベース)③

#### 3 公共工事等

▶ 令和3年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は7機関。



- ※1 令和元年度~3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。
- ※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。
- ※3 経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。



# H30~

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

# **R5.8**

加点対象を一般土木、建築A・B等級等(※)まで拡大する旨、 地方整備局等宛に通知を発出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

# **R5.9**

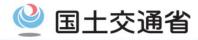
業界団体向け説明会を開催

# R6.1~

加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大

# 今後

全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における 総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大



### 国土交通省通知(抜粋)

#### (1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級

建築工事A等級·B等級

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

#### (2) 配点例

		評価基準	配点
企業の 能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号) 第 13 条又は第 15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合 するものと認定された企業をいう。
- ※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

### 【加点対象】

えるぼし等認定企業

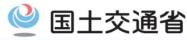
くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

【加点項目と配点】

企業の能力等

1点を標準



### えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- **えるぼし認定**: 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優 良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。
- ○プラチナえるぼし認定:えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の 実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。<令和2年6月~>
- ⇒ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品などに付すことができる。また、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。

プラチナ えるぼし



- 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。
- 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※)
- プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※)
- 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※)

※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要

えるぼし (3段階目)



● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

えるぼし (2段階目)

- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

えるぼし (1段階目)



- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

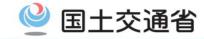
### 【参考】えるぼし認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



#### 女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

	. * × ×	るぼしの基準のうち下線部は、 改正により新たに追加されたもの
評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。(直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。) 又は ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。	同左
	(i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。 (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること(※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	
2. 継続就業	<ul> <li>○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。</li> <li>(i)「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。</li> <li>(※)期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。</li> <li>(ii)「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。</li> <li>(※)継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合</li> <li>○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。</li> <li>・ 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数</li> </ul>	<ul> <li>たに掲げる基準のうち、</li> <li>(i)について、8割以上</li> <li>(ii) について、9割以上</li> <li>であること。(その他の基準は同左)</li> </ul>
	が産業ごとの平均値以上であること。	
3.労働時間 等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の 合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満で あること。	同左

### 【参考】えるぼし認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



#### 女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし			
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女 性労働者の割合が産業ごとの <b>平均値以上</b> であ ること。	<ul><li>○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の 割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。</li><li>ただし、1.5倍後の数字が、</li></ul>			
	又は ② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。	<ul> <li>① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。</li> <li>(※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可</li> </ul>			
5.多様なキャ リアコース	○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左			

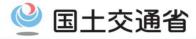
(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。

注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない (雇用形態が異なる場合を除く。)。

#### <その他>

- 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと(プラチナえるぼしのみ)。
- えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること(辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。)。
- 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

### 【参考】くるみん認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



令和4年 4月1日

くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正されました!

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境 を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の 企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労 働者への周知を行うことが義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企 業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

#### ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

7%以上 男性の育児休業等取得率 → 令和4年4月1日以降:10%以上 男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

15%以上 → 令和4年4月1日以降: 20%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」 (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/p.3 参照)で公表すること、が新たに加わりました。

1)令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業 等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改 正前マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の音児休業 等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。 この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク

トライくるみんマーク

るみ

#### ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

13%以上 → 令和4年4月1日以降:30%以上 男性の育児休業等取得率

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

30%以上 → 令和4年4月1日以降:50%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 55%以上 → 令和4年4月1日以降:70%以上

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準 や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準 や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期 間」とみなし算出することも可能とします。

ラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ 項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前 事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改 正前の基準を満たしていれば取消しの対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_11367.html

#### ポイント3

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、 くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

#### ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました (詳細は p.4 参照)。



くるみん、トライくるみん認定基準

### 改正前くるみん 2021年起泰





1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。

5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。

- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上である
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、か つ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であ り、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表 していること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該 割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表している こと、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の音児体業等取得者または企業独自の音児を目的とした体験制度を利用した者がいない場合でも、①~④のいずれかに該当すれば基 進を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に 満たない子のために利用した場合を除く)
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること。
- きに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること。
- 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であ ること。
- 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に 満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、当該男性労働者の数を 厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイ ト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働 省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省の ウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であ り、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表して いること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

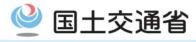
計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計 画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、 女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウ ェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

- 7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または 始業時刻変更等の措置に準する制度」を講じていること。
- 8. 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。
- (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
- (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9. 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

### 【参考】ユースエール認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか? 「ユースエール認定制度」

## 若者の採用・育成に積極的で「ニール語を開発」 雇用管理の優良な中小企業を応援します!

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の 円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

#### Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか?

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、 企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

	A	
1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で 認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに 関するボータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として 企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて 積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者 と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク(右)を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫(こよる 融資制度	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)において実施している「働き方改革推進支援資金(企業活力強化資付)」を利用する際、基準利率から - 0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和5年3月1日現在(明問5年以内)で中小企業事業1.20%です。 ※ 資付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画 競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点 評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の 活用に関する取組指針」において示されています。 ※加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

#### LL050315開若01

#### 【認定基準】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること								
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること								
		・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること							
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3							
3	右の要件をすべて 満たしていること	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと							
0.00	滴たしていること	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間 取得日数が平均10日以上※4							
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上 <sup>※5</sup>							
		・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数							
4	右の青少年雇用情報について公表してい	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検 定等の制度の有無とその内容							
	ること	<ul><li>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合</li></ul>							
5	過去3年間に認定企業	である。 美の取消を受けていないこと							
6	過去3年間に認定基準	*を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと**6							
7	過去3年間に新規学卒	者の採用内定取消しを行っていないこと							
8	過去1年間に事業主都	P合による解雇または退職勧奨を行っていないこと <sup>※7</sup>							
9	暴力団関係事業主でな	ないこと							
10	風俗営業等関係事業主	Eでないこと							
11	各種助成金の不支給措	<b>計置を受けていないこと</b>							
12	重大な労働関係等法令	<b>3</b> 違反を行っていないこと							

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」 (子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※ 7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

#### **Q** 認定企業になるには、どうすればよいですか?

認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

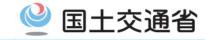
※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

#### 電子申請も利用できます!

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。(https://shinsei.e-gov.go.jp/)

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。 (融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)

# 8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置



※北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局(農業・港湾空港関係を除く)を対象に集計。 数値は全て令和5年3月末時点。

- 〇令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を開始。
- 〇令和4年度実績では、落札者のうち約4分の3が賃上げを表明。

#### ■制度概要

#### 【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

総合評価において、表明者に加点 落札 契約

【賃上げ目標】

大企業 : 3% 中小企業等: 1.5%

【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

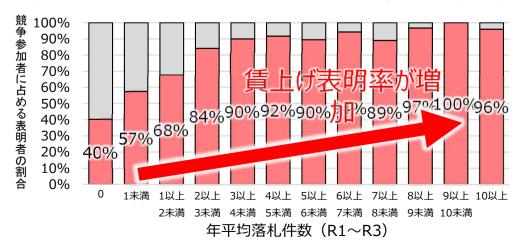


目標未達成の企業については、 以降の総合評価において減点措置(1年間)

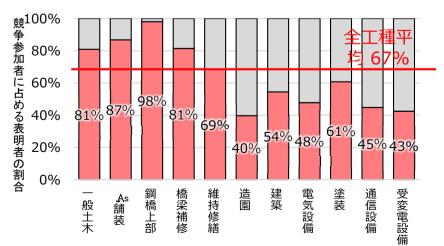
#### ■落札者の約4分の3が賃上げ表明

	件数·者数
対象工事件数(※)	6,679件
のべ競争参加者数	40,295者
実競争参加者数	4,507者
うち、賃上げ表明者数	3,010者(約67%)
実落札者数	2,709者
うち、賃上げ表明者数	2,029者 <mark>(約75%)</mark>

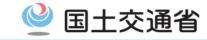
#### ■直轄工事を安定的に受注している企業ほど、表明率が高い傾向



#### ■公共工事の割合が高い工種は、表明率が高い傾向



### 賃上げ実績の評価対象とし得る賃金・社員について



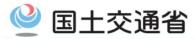
〇「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象社員			継続雇用社員		間を連続雇用 ない社員	その他の原			
評価対象賃金		役員	正社員	休職者など	退職者 新入社員		再雇用	パート アルバイト	•••
所 定 <b>基本給</b>		3	4						
内 給 与	各種手当 (ex.住宅手当、家族手当)								
時間外手当									
賞与									
	:	1	2		:				

(※) その他の雇用形態についても、継続雇用社員等を評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

評	1	: 社員への支払い賃金の総額で評価する場合
価	2	:継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
7	3	: 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
スの	4	:継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合
<b>7</b>		

- ※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
- ※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
- ※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご留意ください。



### 〇寄せられた質問等については、国交省WEBサイトにてQA形式で掲載(R5.8.16最終更新)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 国土交通省Q&A

大分類	小分類	組分	ご質問	回答	作成・更新日
2	2		具体的に、2022年度はポーナス引き上げによる従業員一人当たりの給与総受給額(ポーナス・各種手当合む)を前年度比3%以上アップ。それに対し、2023年度は基本給(ポーナス・各種手当合まず)のベースアップによる賃金引上げを検討している。 このように、賃上げ実績の評価対象が2022年度と2023年度で異なっても問題ないか。	各企業の実態を反映した適切な評価方法で評価できるようにすることが、実績確認の運用の基本的な考え方です。このため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。 その際には、各企業の実情に応じ適切に根拠資料を整理して頂き、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認でき上げを行ったことを示す書類と共に提出をお願いいたします。 年度等によって変化する状況に応じて評価方法を変えることは、一概に否定されるものではありませんが、実態としてをは、一概に否定されるものではありませんが、実態としてをは上げが伴っていることが必要です。評価対象となる給与を年度ごい場合等、制度の主旨を意図的に逸脱する行為とみなされる場合には、実績として認めらない可能性がありますので、ご留意ください。 一例として、・令和3年度から令和4年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを3%引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにも関わらず、評価対象を基本給のみとする。・令和4年度から令和5年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを3%引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにも関わらず、評価対象を基本給のみとする。等のケースでは、制度の鑑旨からの意図的な逸脱と判断される可能性もあります。	R5.8.16

# 建設産業行政の最近の動き



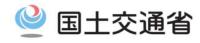
国土交通省関東地方整備局建政部

- 斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(P2)
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小員会中間とりまとめ(P4)
- CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた 更なる取組強化(P9)

## 斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会



### 斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R5.9.19)



### 開催概要

日 時:令和5年9月19日13:00~14:00

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ: 令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた<u>賃金引上げや工期の適正化</u>については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

【前回(令和5年3月)の申し合わせ】

- ◆ 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日(4週 8閉所等)の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

# 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小員会中間とりまとめ



### 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要) ~担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して~

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

#### 1.請負契約の透明化による適切なリスク分担

#### (1)契約における非対称性の解消

- ①受注者によるリスク情報提供の義務化
  - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を 義務化
- ②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

#### (2)価格変動等への対応の契約上での明確化

- ①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
  - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

#### (3)当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ①当事者間での誠実協議
- ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に 協議を実施
- ②民間事業者への勧告等
  - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、 公共発注者だけでなく民間事業者も含める
  - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

#### 2.適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

#### (1)標準労務費の勧告

・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

#### (2)受注者における不当に低い請負代金の禁止

・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での 契約締結を禁止し、<mark>指導、勧告等</mark>の対象とする

#### (3)適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

#### 3.魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

#### (1)適正な工期の確保

- ①受注者による著しく短い工期の禁止
- ②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
  - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

#### (2)生産性の向上

- ①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
  - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ②監理技術者等の専任制度等の合理化
- ※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理 についてもさらに検討。

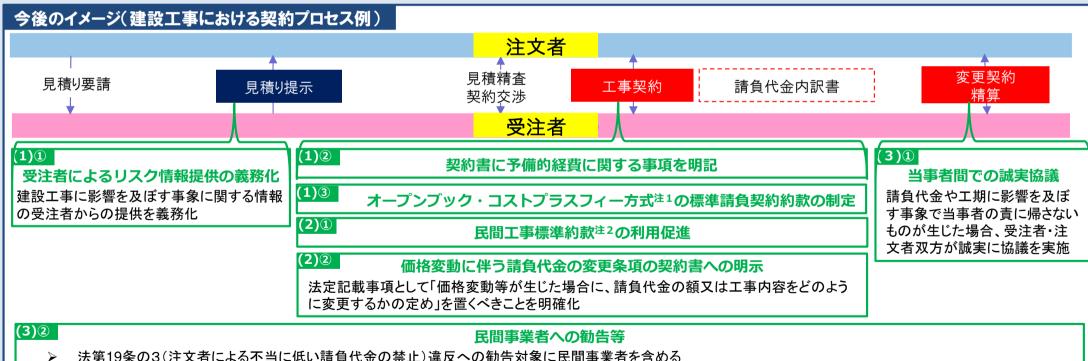
### 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

#### 現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生と いった悪影響が及ぶおそれがある。

#### 対応の方向性

1)契約における情報の非対称性の解消、2)価格変動等への対応の契約上での明確化、3)当事者間でのコミュニケー ションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現



- 法第19条の3(注文者による不当に低い請負代金の禁止)違反への勧告対象に民間事業者を含める
- 請負契約の締結状況について広く情報を調査・整理した上で、公表。不適切な契約に是正措置を講ずるための組織体制を整備
  - ※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要
- (注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。
- (注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

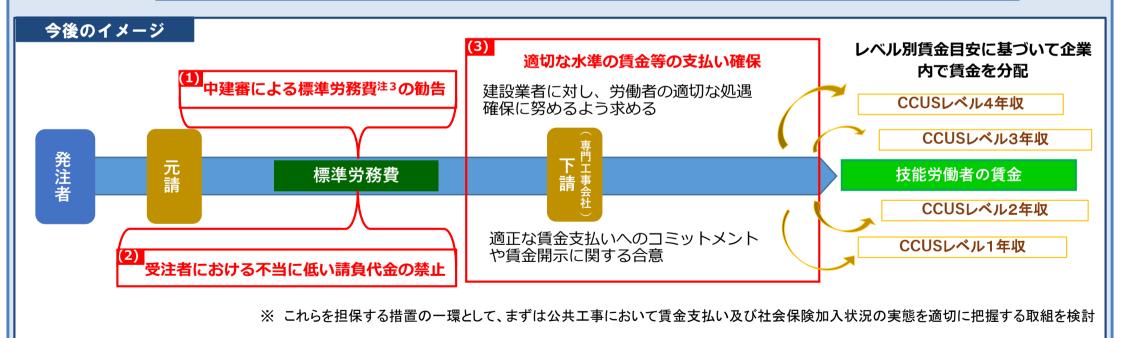
### 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

#### 現状·課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が 反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、<u>適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能</u>な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

#### 対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、 技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善(賃金の行き渡り)を実現する。



#### (注3)標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。 請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

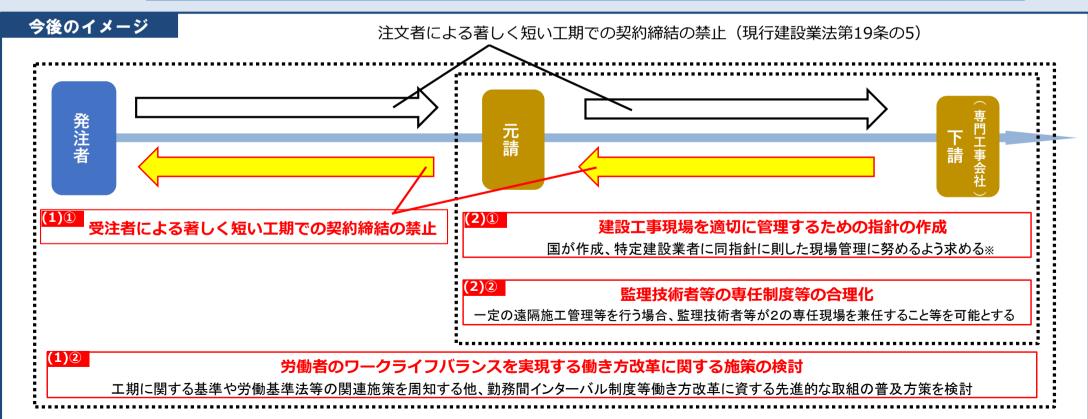
### 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

#### 現状·課題

- ✓ 適切な工期が確保されない場合、技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する<u>情報通信技術の活用が十分に進んでいない</u>。このことは、施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題。

#### 対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。

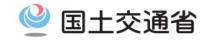


※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

# CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に 向けた更なる取組強化



### CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化



- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」となるよう、業界と一体となって取組を加速化
- ※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

#### どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

#### 就業履歴を蓄積できる環境の整備

- ◎ 市販の安価なカードリーダーでも対応可能なシステムや安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組を本年中に提供開始
- ◎ カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積できるよう、調査結果を踏まえ来年度早期のシステム供用開始を目指す
- ◎ CCUS新規登録事業者にカードリーダーの無償貸与を実施 (建設業振興基金にて継続)

#### 未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

◎「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。

(相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、 上記のカードリーダーの無償貸与等を周知)

#### 【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金(2/3補助)の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

#### 技能者の能力評価の促進

#### 基準未策定となっている分野の評価基準の整備

◎能力評価基準が策定されていない分野について専門工事業団体による基準作成等に対して支援

#### 申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

○評価申請を増進するため、専門工事業団体による能力評価実施体制の整備や周知活動に対して支援

#### 技能者登録の際にワンストップでレベル評価

◎技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能と するよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始** 

#### 【その他の取組】

○ 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- ◎元請会社には、現場でのカードリーダー等の設置を進めていただくよう、お願いします。
- ◎業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いします。

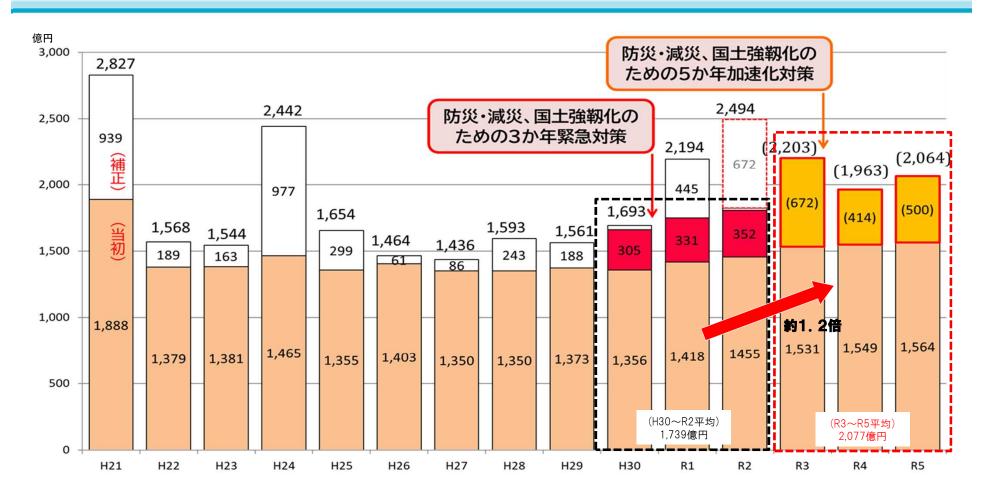
#### 長野県建設業協会との意見交換会

# 北陸地方整備局の取り組みについて

Ι	予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•P 1
$\prod$	入札・契約、総合評価落札方式の実施方針等について・・	•P14
Ш	建設業における担い手確保に向けた働き方改革・・・・・	•P17
V	建設現場の生産性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•P25

# I 予算の概要

### 北陸地方整備局 当初予算 直轄事業費の推移



※調整費、推進費及び災害関連を含まない、ただしR1補正は河川等大規模災害関連事業(再度災害防止改良復旧)を含む。

- ※防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策の初年度及び2年目は、それぞれR2・R3補正予算により措置。
- ※計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数においては合計とは一致しない場合がある。

#### 【参考(直轄事業費のみ)】

防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策含めた年間予算(H30~R2平均): 1,739億円防災・減災、国土強靱化5カ年加速化対策含めた年間予算(R3~R5平均): 2,077億円

(比較すると約1.2倍の執行予算が確保)

### 北陸地方整備局(直轄)の令和5年度予算

【直 轄:事業費】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	旦 特∶争耒貧』		(.	单位:日万円)	(単位:自力円)						
						【参考】減災・防災、国土強靱化加速化のための予算措置を含む比較					
	<del></del> Λ	令和4年度	令和5年度	伸率	A =1	令和4年度		A =1	令和5年度		
	区分	(A)	(B)	(B)/(A)	合計 (C)	令和3年度 補正	令和4年度 当初	合計 (D)	令和4年度 第2次補正	令和5年度 当初	伸率 (D)/(C)
治	水	53,350	58,517	1.10	77,066	23,716	53,350	87,217	28,699	58,517	1.13
海	岸	2,918	1,684	0.58	4,613	1,695	2,918	4,162	2,478	1,684	0.90
道	路	85,535	85,032	0.99	95,523	9,988	85,535	97,795	12,763	85,032	1.02
港	湾	8,397	8,874	1.06	14,256	5,859	8,397	14,611	5,737	8,874	1.02
都	市水環境整備	581	605	1.04	581	0	581	611	6	605	1.05
国	営 公 園 等	841	860	1.02	941	100	841	935	75	860	0.99
官	庁 営 繕	539	144	0.27	627	87	539	368	224	144	0.59
合	計	152,161	155,716	1.02	193,608	41,447	152,161	205,698	49,982	155,716	1.06
	(参考)空港	2,802	688	0.25	2,802	_	2,802	688	_	688	0.25
再	計	154,963	156,404	1.01	196,409	41,447	154,963	206,387	49,982	156,404	1.05
	ソィテ古芸書生は吟/										

<sup>※ 1.</sup>工事諸費等は除く。

<sup>※ 2.</sup>計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

<sup>※ 3.</sup>空港は、国管理空港(新潟)、共用空港(小松)に配算された予算のうち、整備局で施行分である。

<sup>※ 4.</sup>防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策の初年度分、2年度分及び3年度分は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。

### 北陸地方整備局(補助・交付金)の令和5年度予算

【補 助·交付金:事業費】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

【補 切 父 门 壶 : 争 未 負 】 (単位: 日 刀 口)				(単位:日万円)								
					伸率		【参考】減災・防災、国土強靱化加速化のための予算措置を含む比較					
	<b>-</b> ^		令和4年度	令和5年度		A -1	令和-	4年度	A	令和5年度		
	区分		(A)	(B)	(B)/(A)	合計 (C)	令和3年度 補正	令和4年度 当初	合計 (D)	令和4年度 第2次補正	令和5年度 当初	伸率 (D)/(C)
治	<b>i</b> .	水	16,820	16,571	0.99	21,574	4,754	16,820	29,867	13,295	16,571	1.38
油	<b></b>	岸	562	562	1.00	562	_	562	982	420	562	1.75
道	<u> </u>	路	32,993	33,027	1.00	46,210	13,217	32,993	45,179	12,152	33,027	0.98
港	;	湾	2,358	2,673	1.13	2,358	-	2,358	2,700	27	2,673	1.15
住	宝 対 :	策	502	1,160	2.31	502	_	502	1,160	-	1,160	2.31
त	ī 街 地 整 (	備	16,380	11,478	0.70	17,434	1,054	16,380	11,854	377	11,478	0.68
道	直路環境整	備	15,419	15,398	1.00	16,043	624	15,419	16,149	751	15,398	1.01
ጉ	水	道	2,170	2,882	1.33	2,170	-	2,170	2,882	-	2,882	1.33
交	5 付 :	金	139,264	132,661	0.95	179,996	40,732	139,264	161,062	28,401	132,661	0.89
슫		計	226,468	216,411	0.96	286,849	60,381	226,468	271,835	55,423	216,411	0.95
	70											

<sup>※ 1.</sup>交付金の事業費は配分する国費をもとに推計したものである。

#### 【直 轄】+【補 助・交付金】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	伸率	
	(A)	(B)	(B)/(A)	
숌 함	381,431	372,816	0.98	

合計 (C)	· 令和4年度		A - I	令和5年度						
	令和3年度 補正	令和4年度 当初	合計 (D)	令和4年度 第2次補正	令和5年度 当初	伸率 (D)/(C)				
	483,259	101,828	381,431	478,221	105,406	372,816	0.99			

<sup>※ 2.</sup>計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

<sup>※ 3.</sup>道路環境整備費は、連続立体交差事業、無電柱化推進事業費、交通安全対策、踏切道改良計画事業関係の予算。

<sup>※ 4.</sup>防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策の初年度分、2年度分及び3年度分は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。



氾濫域

### 流域治水の取り組み

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、 「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて 一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、 ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフトー体で多層的に進めます。

#### ①氾濫をできるだけ防ぐ ・減らすための対策

#### 雨水貯留機能の拡大

[県・市、企業、住民] 雨水貯留浸透施設の整備、 ため池等の治水利用

#### 流水の貯留

河川区域

集水域

[国・県・市・利水者] 治水ダムの建設・再生、 利水ダム等において貯留水を

事前に放流し洪水調節に活用

#### [国・県・市]

土地利用と一体となった遊水 機能の向上

#### 持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

#### [国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、 雨水排水施設等の整備

#### 氾濫水を減らす

#### [国·県]

「粘り強い堤防」を目指した 堤防強化等

#### ②被害対象を減少させるための対策

#### リスクの低いエリアへ誘導/

住まい方の工夫

[県・市、企業、住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、 不動産取引時の水害リスク情報提供、 金融による誘導の検討

#### | 浸水範囲を減らす | [国・県・市] | 二線堤の整備、 | 自然堤防の保全

氾濫域

(新規) 農林水産省との 林野庁との連携による 連携による水田貯留の推進 森林整備・治山対策 流域流木対策の推進 治水ダムの 利水ダム の活用 (新規) 流域治水関連法に基づく 「流域治水」の本格的実践 治水安全度を向上させる ための橋梁の改築・撤去 の推進 水害リスク 情報の充実 バックウォーター対策 厚生労働省等との 連携による高齢者等 の安全確保 流域治水型災害 (新規) 復旧制度の創設 水災害リスクを が次言 リスフを 踏まえたまちづくり ・住まいづくりの推進 (新規) 高台まちづくりの推進 雨水貯留・排水 施設の整備 高潮災害等に対する 備え・復旧の強化 海岸保全施設の整備 県:都道府県 市:市町村

[]:想定される対策実施主体

#### ③被害の軽減、早期復旧・ 復興のための対策

#### 土地のリスク情報の充実

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、 多段型水害リスク情報を発信

#### 避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、 リアルタイム浸水・決壊把握

#### 経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、 BCPの策定

#### 住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報 提供、金融商品を通じた浸水対 策の促進

#### 被災自治体の支援体制充実

[国·企業]

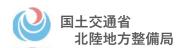
官民連携によるTEC-FORCEの 体制強化

#### 氾濫水を早く排除する

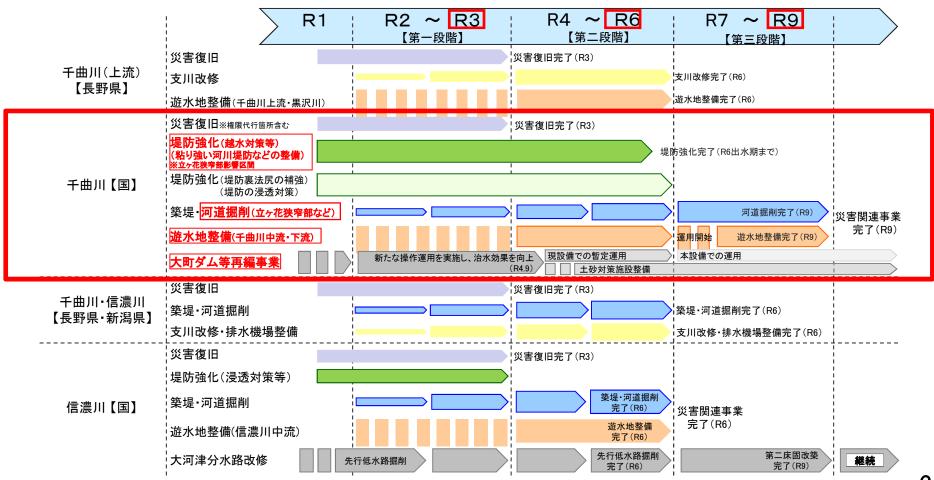
[国・県・市等]

. 排水門等の整備、排水強化

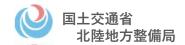
### 信濃川水系緊急治水対策プロジェクト 河川における主要の対策ロードマップ (ピ



- ●【第一段階(復旧)】 <u>災害復旧は令和3年8月出水・令和4年7月出水による被害拡大箇所等を除いて令和3年度までに完了(権限代行含む)</u> 並びに大河津分水路などの下流域の整備に応じた河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を順次実施
- ●【第二段階(復興)】 改良復旧である堤防強化(粘り強い河川堤防構造など)や遊水地、大町ダム等再編事業(容量再編)を完了
- ●【第三段階(復興)】 遊水地、河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を令和9年度完了



### 長野盆地(狭窄部上流)での洪水特性に応じた治水対策



- 立ヶ花狭窄部によるせき上げ影響区間において粘り強い河川堤防の整備を実施する。
- 〇本川水位の低下を目指し、上下流バランス等を考慮し立ヶ花狭窄部の河道掘削を実施するとともに、令和5年度より2つの遊水池整備に先行して着手。

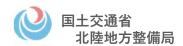




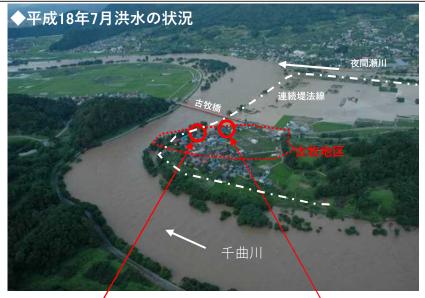




### 土地利用と一体となった治水対策の事例



- 〇甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風において、事前に実施した輪中堤整備+土地利用規制により住宅の浸水被害を回避。
- 〇中野市古牧地区では、昭和58年9月、平成18年7月等の洪水で家屋の浸水被害が発生。
- 〇連続堤による整備には多大な期間・費用を要することから、住宅の再度災害を短期間で防止するために 平成23年度までに輪中堤の整備及び農地の土地利用規制(災害危険区域指定)を実施。
- 〇令和元年東日本台風では、平成18年洪水を上回る約50haの農地が浸水したが、輪中堤内の住宅に 浸水被害は発生しなかった。

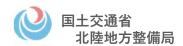






⇒輪中堤整備により住宅の浸水を回避

### 流域治水の取り組み内容



- 〇流域全体で洪水時の流出を抑制させるため、既存ため池の活用や雨水貯留浸透の取り組みを展開。
- ○災害時に国・自治体・企業・住民等が連携して行動するため、タイムラインの作成・活用を推進。
- ○万が一、大規模な水害が発生した場合に備え、迅速な復旧支援のための防災拠点も整備。

#### 流出抑制の取り組み

- ■長野県内の328箇所(R4実績)のため池において、非かんがい 期に貯水位を下げ空き容量を確保。【全体で約570万m3】
- ■貯留浸透施設補助制度設置の自治体も増加傾向にあり、 12市町村(R3実績)で設置。



山田池(上田市)



千曲川河川事務所構内に設置した 雨水貯留タンク

#### 流域治水における各種タイムラインの活用



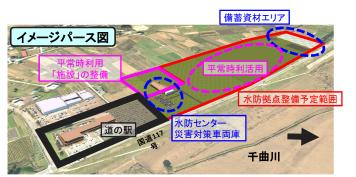




#### 河川防災ステーション・MIZBEステーション

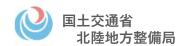


長沼地区河川防災ステーション 全体整備イメージ



飯山地区MIZBEステーション 全体整備イメージ

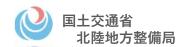
### 大町ダム等再編事業(信濃川水系高瀬川)



- 既設発電ダム(高瀬ダム、七倉ダム)の容量の一部、既設多目的ダム(大町ダム)の水道容量の一部を洪水調節容量に振り替え、操作ルールを変更して治水効果を向上。また、安定的に治水・利水機能を発揮するための土砂対策を実施。
- 令和5年度は、土砂輸送用トンネル工事及びダムコン等の管理設備工事に着手。



### 千曲川流域治水サミット



- 〇信濃川水系の「流域治水」を一体的に進めるため、上流(長野県)と下流(新潟県) 双方の市町村長が取組内容・課題の共有 を図る場として「千曲川流域治水サミット」を長野市内で初開催。
- 〇信濃川流域の32市町村長が現地又はwebにて参加(現地:24名、web:8名)。

#### サミットのまとめ

- ○流域全体の治水安全度の向上を目指す
- ○「流域治水」の取組の更なる深化の重要性を再確認
- 〇積極的な情報発信を行い、治水を「わがこと」に 〇雨水貯留や住民避難など、できる水災害対策を一歩ずつ 〇 "流域市町村長の顔の見える関係"を大切に



#### 阿部知事によるビデオメッセージ

〇上流部・下流部のお互いの悩みや課題を 相互に知り合うことによって、流域全体 で最 適な治水のあり方を共に考えていく機会とし たい



### 土砂災害対策(信濃川上流水系:上高地における土石流対策)

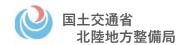


はちえもんさわ

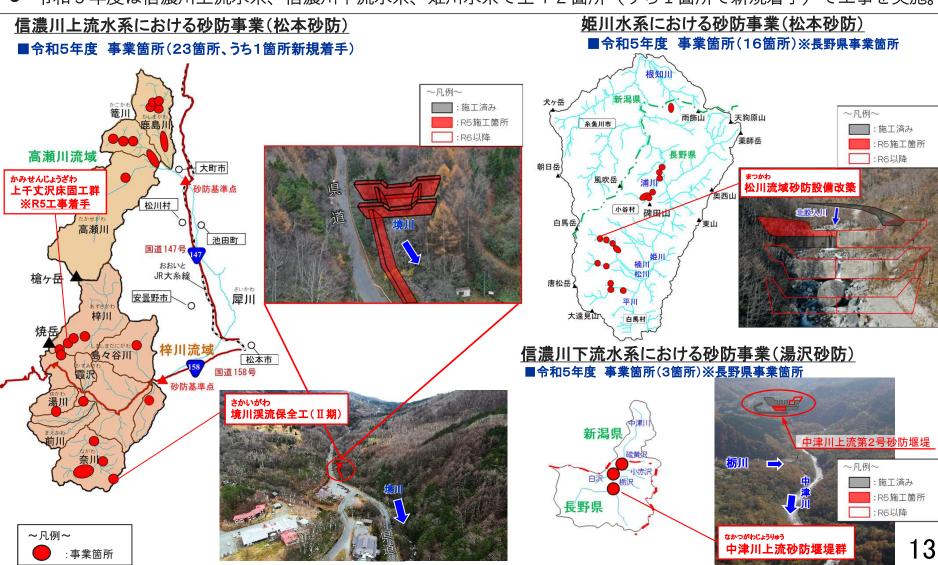
- 上高地の観光客の安全を確保し、孤立化を防止するため、新たに上千丈沢床固工群(上千丈沢砂防堰堤)の工事に着手。



### 土砂災害対策(信濃川上流水系・信濃川下流水系・姫川水系)



- 上流域からの流出土砂に対して、市街地や重要交通網など保全対象の安全を確保するための砂防設備の整備推進
- 令和5年度は信濃川上流水系、信濃川下流水系、姫川水系で全42箇所(うち1箇所で新規着手)で工事を実施。



# Ⅱ 入札・契約、総合評価落札方式の 実施方針等について

## ECI方式の活用

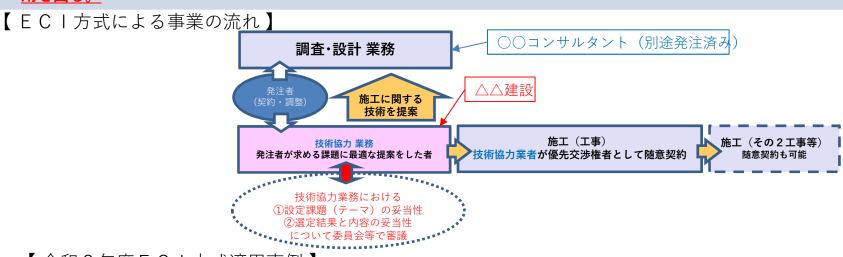
#### ECI方式の活用

#### ECI (技術提案・交渉) 方式とは?

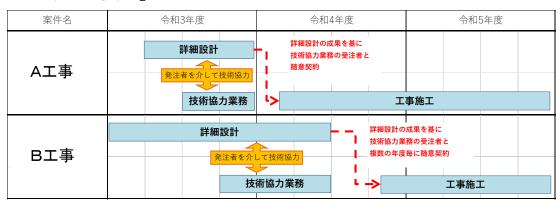
「設計」と「施工」の段階を分離しつつ、**設計段階において施工者ノウハウを反映**するもの。

#### ECI方式のメリット

- ① 施工に関する技術(施工法・仮設など)が設計に反映されるため、設計成果の修正等の手戻りが少ない。
- ② 設計段階から施工者が技術提案するため、工法・材料など新技術の導入が促進される。
- ③ 設計と工事発注の手続きが同時に進行できるため、事業全体の工期短縮が可能。
- ⇒ 令和 4 年度、<u>適切な仕様設定が困難な工事に適用</u>し、技術協力を受けているところ。**令和 5 年度も引き続き、ECI方式の活 用を図る**。



#### 【 令和 3 年度 E C | 方式適用事例 】



## 一括審査方式の活用(適用範囲の変更)

- ・総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる<u>複数工区の発達が同時期</u>に予定されている場合、競争参加申込者が提出する<u>技術資料(技術提案及び施工計画を含む。)の内容を同一のものとする</u>ことで、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・適用にあたっては、これまでは施工能力評価型 I 型以上(技術資料(技術提案及び施工計画を含む。)の提出を求める。)としていたが、技術資料の提案が不要な II 型においても可能とする。

発注者

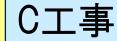
技術資料のスピーディーな審査・評価



競争参加資格要件等を共有化できる複数工事

A工事

B工事



希望する工事のみに 提出することも可







求める技術資料(技術提案又は施工計画を含む)は同じもの

技術資料作成に対する負担軽減



複数の工事を1度に技術資料を提出

受注希望者

- ※ 配置予定技術者の重複申請は実施しない。
- ※ ヒアリングは原則実施しない。

#### 【方式】

- ·総合評価落札方式 施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型以上
- ① I 型以上
- ・技術資料の提出が必要 技術提案又は施工計画 (※工程表の立案は、不可)

#### ②Ⅱ型

・技術提案の提出は不要

# Ⅲ 建設業における担い手確保に 向けた働き方改革

## 働き方改革・担い手確保を実現するための北陸地整における取組

- 建設業の**働き方改革・担い手確保を実現**するため、北陸地方整備局において各種モデル工事 (総合評価や成績評定での加減点) などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

#### 給与

#### ロ公共工事設計労務単価の改訂

- 令和5年3月から適用する公共工事 設計労務単価は、前回改定と比較し 全職種で全国平均で5.2%の増
- 北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で5.55%の増
- さらに令和5年度は、<u>月単位での週休</u> 2日工事で実際に要した費用を調査し、 新たな補正措置を立案できないか検討
- 施工合理化調査などの調査を通じて、 標準歩掛等の改定を切れ目なく実施

#### ロ CCUS義務化モデル工事等\*

- 新たに、一般土木(WTO対象工事等)において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- <R4年度の発注実績>
  - ✓ 義務化モデル工事:5件
  - ✓ 活用推奨モデル工事:3件※
    - ※1件が一般土木B 2件が一般土木C

#### 休暇

#### 口 週休2日対象工事

- 週休2日の確保状況に応じて、<u>労務費等を補正</u>するとともに、<u>成績評定を加減点する「週休2日対象工事」</u>を、<u>原則全ての工事を対象に発注者指定型で</u>発注。
- R4年度からは完全週休2日モデル工事を試行するとともに、発注者協議会を通じて、毎月第2週・第4週の土日+ 1週の土日の統一現場閉所の取組を推進。
- R5年度からはさらに、<u>土日に関わらず</u> <u>週休2日を1回加える</u>こととし、国・自 治体・NEXCOなどの発注機関が 連携して取り組む。

#### 口適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・ 定量的な指針をR 5.3に策定・公表。
- <主な内容>
  - ✓ 天候等による作業不能日や猛暑日 等を適正に工期に見込む

#### 希望

#### ロインフラ分野のDX

- インフラ分野のDXを推進し、進化した デジタル技術を浸透させることで人々の 生活をより良いものへと変革。
- 具体には、遠隔臨場の活用、AIを活用した熟練技能の継承などを推進。

#### □ i-Constructionの推進\*

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績 評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- その他、BIM/CIM活用、規格の標準化(プレキャストの活用)、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

#### 口誇り・魅力・やりがいの醸成

- R 5 年度からのBIM/CIM原則適用により、事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図る。
- R5年度に北陸インフラDX人材育成 セター</u>を開所し、自治体を含む発注者 及び受注者におけるインフラDX推進を 担う人材を育成。

18

★成績評定を加減点する義務化モデル工事及び加点する活用推奨モデル工事を実施

◇令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で5.2%の増 北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で5.55%の増

[全国全職種単純平均 27,335円(対前年度比 +5.2%増 1,343円増)] 北陸3県(全職種単純平均)

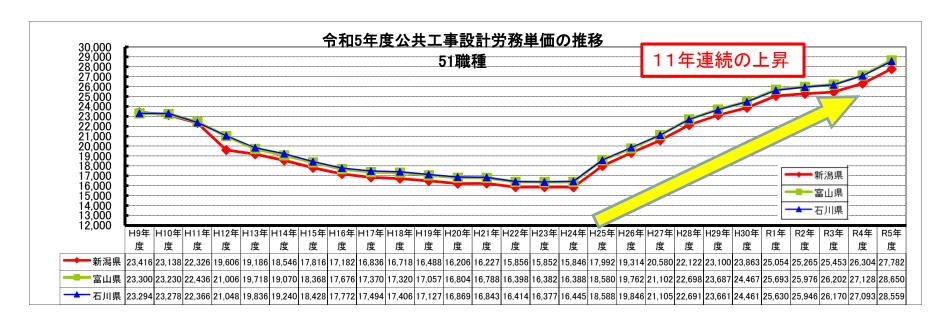
新潟県 27,782円(対前年度比 +5.6%増 1,478円増)

富山県 28,650円(対前年度比 +5.6%増 1,522円増)

石川県 28,559円(対前年度比 +5.4%増 1,466円増)

[3県平均 28, 330円(対前年度比 +5. 55%増 1, 488円増)]

※北陸地方整備局計算値



※平成23年度から「屋根ふき工」を除く ※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイルエ、建具工、建築ブロック工」を除く

※平成29年度から「石工(富山県、石川県)、「山林砂防工(新潟県)」、「ブロックエ、屋根ふきエ、タイルエ、建築ブロックエ」を除く

※令和3年度から「石工(富山県、石川県)、ブロックエ(富山県、石川県)、タイルエ(富山県、石川県)、屋根ふきエ、建築ブロックエ」を除く

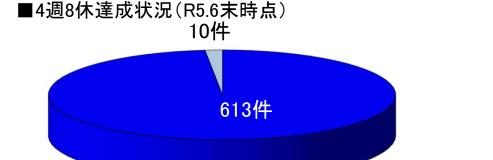
<sup>※</sup>令和2年度から「石工(富山県、石川県)、ブロックエ(富山県、石川県)、タイルエ(富山県、石川県)、山林砂防工(新潟県)、屋根ふきエ、建築ブロックエ」を除く

## 「週休2日に取り組む工事」達成状況(R3,R4年度)



- 〇R3年度に週休2日に取り組む工事は683件。うち「完成」は623件。 そのうち「4週8休以上」が613件、「4週8休未満」が10件となっている。(4週8休達成率98%) 「4週8休以上」を達成した613件のうち、毎週土日閉所した工事は279件。
- R4年度に週休2日に取り組む工事は580件。うち「完成」は94件。 完成工事のうち「4週8休以上」が93件、「4週8休未満」が1件となっている。(4週8休達成率99%) 「4週8休以上」を達成した93件のうち、毎週土日閉所した工事は47件。
- ■原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注している。(災害等の臨時に係るものを除く)

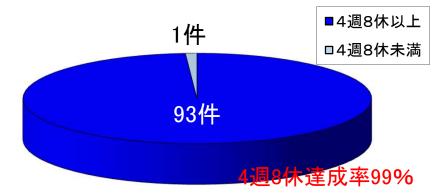
4周8休達成率98%



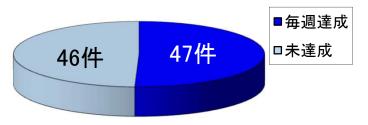
R3年度工事<sup>※</sup>の達成状況(623件)

■毎週土日現場閉所状況(R5.6末時点)





R4年度工事<sup>※</sup>の達成状況(94件)

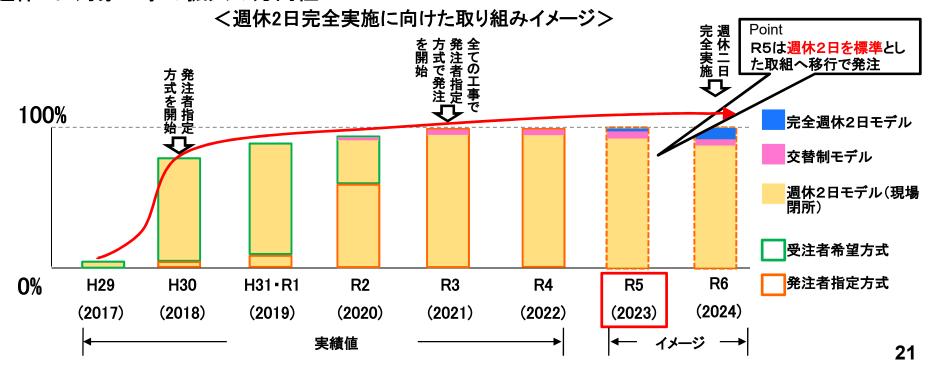


R4年度工事の達成状況(93件)

※対象は当該年度に公告し、完成した工事

- 週休2日対象工事は原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注、当初から経費補正による計上、工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【継続】
- 〇 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指すことから、<u>施工計画書に法定休日・所定休日を記載</u>したうえで、発注者による月1回程度を目安に現場閉所(交替制モデル工事の場合はは休日率)の達成状況を確認<u>【拡大】</u>
- 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む【継続】
- 週休2日を標準とした工事成績評定として、<u>加点項目から削除及び遵守項目に追加【変更</u>】
- <u>猛暑日(WBGT値31以上の時間から日数を算定)を考慮した雨休率を設定</u>するとともに、官工程で見込んでいる以上に作業不能日が確認された場合には、適切に工期延期及び延期日数に応じた費用を精算【新規】
- <u>完全週休2日モデル工事</u>を一部工事で試行【継続】

#### ■週休2日対象工事の拡大の方向性





北陸ブロック発注者協議会における統一的な現場閉所「第5弾」の取組み

- ロ 令和5年度も、年間を通じての取り組みを実施。
- ロ 毎月の第2週、第4週、+1週の土日+土日に関わらず週休2日を月1回※ を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
  - ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
  - ※「+1週「+土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

大型連休、3連休の 令和元年度 統一的な現場閉所 第2週、第4週、+1週(第1週)の土日+土日に関わらず週休2日を 大型連休、3連休における 月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合 休日の確保 令和2、3年度 例:令和5年6月 「統一的な現場閉所」 6 月 土 水 В 月 火 木 金 令和4年度 (3) 月3回の 「統一的な現場閉所」 (10)(4)5 6 令和5年度 17 12 13 14 15 16 月4回の 「統一的な現場閉所」 (18)(19) **(24)** 21 23 20 22 **(25**) 26 令和6年度 27 28 29 30 時間外労働規制適用 4週8休の確保

## 働き方改革・担い手確保について(工期設定の適正)

#### 令和5年度より猛暑日を考慮した雨休率を設定

すべての工事※で入札公告時に協議状況、関連工事状況、工程情報を開示

## 雨休率の設定

・猛暑日(WGBT値31以上の時間から日数を算定)を考慮した雨休率を設定

官工程で見込んでいる以上に作業不能日が確認された場合には、適切に工期延期及び延期日数に応じた費用を精算(R5より)

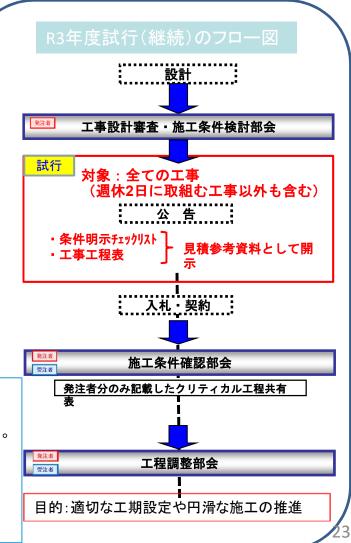
## 部会による確認と公告時開示

下記を施工条件確認部会で検討し、公告時開示

- ①発注者が記載した条件明示チェックリスト
  - 〇影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等を特記仕様書と併せ て確認可能。
  - 〇その他にも、用地関係、安全対策関係、工事支障物等における施工条件の 確認が可能。
- ②工期設定支援システムで作成した工事工程表

#### 【特記仕様書記載事項】

- 工期算定条件
- 工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。
- ①準備期間
- ②後片付け期間
- ③雨休率(実働工期日数に休日と天候等による作業不能日(悪天候や猛暑日により作業が出来ない日数)を見込むための係数 実働実数×係数)
- ④地元調整等による工事不可能期間



- □平成26年度より、一週間における受発注者相互のルールや約束事、スタンスを目標と定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、品質確保に寄与する「ウィークリースタンス」を全ての土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務において実施。また、実施可能な工事において、検討するとしていた。
- □今後、北陸地方整備局が発注する全ての土木工事においても本取り組みを適用する。
  - ①マンデー・ノーピリオド(月曜日は依頼の期限日としない)

※青字アンダーライン箇所はR5より追加

- ②ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅に心がける)
- ③フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない)
- ④ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング(昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤イブニング・ノーリクエスト(定時間際、定時後の依頼をしない)
- 【以下は、任意で実施】
- ⑥金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- ⑦その他、任意で設定する取組(受発注者間で合意した事項)
- ※初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び情報報告等は、業務スケジュール管理表等を活用する。 なお、災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。



# IV 建設現場の生産性向上

#### インフラ分野のDX(業務、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革)

#### デジタルツイン ハザードマップ(水害リスク情報)の3D表示 国土交通データプラットフォーム 特車通行許可の 即時処理 エネルギー データ 気象 データ 河川利用等手続きの 防災データ オンライン24時間化 リスク情報の3D表示により デジタルデータの連携 コミュニケーションをリアルに 建機の自動化・自律化 i-Construction(建設現場の生産性向上) ICT施工 【3次元測量】 自律施工技術・自律運転を活用した建設生産性の向上 あらゆる建設生産プロセスでICTを全面的に活用 地下空間の3D化 バーチャル現場 所有者と掘削事業者の コンクリートエの規格の標準化 BIM/CIM 協議・立会等の効率化 VRでの現場体験、3Dの設計・施工協議の実現 定型部材を組み合わせた施工 AIを活用した画像判別 施工時期の平準化 平準化された工事件数 除電作業の自動化 受発注者共に設 計・施工の効率化・ 現状の工事件数 生産性向上 AIにより交通異常検知の判断・点検等を効率化 2か年国債・ゼロ国債の設定

建設業界 建機メーカー 建設コンサルタント等 ソフトウェア、通信業界 サービス業界

占用事業者

#### 取組の背景

#### 〇建設現場の課題

- 将来の人手不足
- •災害対策
- ・インフラ老朽化の進展 等



▶ 生産性向上を目指し、I-Constructionを推進



#### 〇社会経済情勢の変化

- •技術革新の進展(Society5. 0)
- 行政のデジタル化を強力に推進
- ・新型コロナウイルス感染症に対応する「非接触・リモート化」の働き方等

➡ インフラ分野においてもデジタル化・スマート化を強力に推進する必要

## 【インフラ分野のDX】

#### 「行動」のDX

どこでも可能な現場確認





「知識・経験」のDX

誰でもすぐに現場で活躍



「モノ」のDX

誰もが簡単に図面を理解



社会資本や公共サービス、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革

インフラへの国民理解の促進と安全・安心で豊かな生活を実現

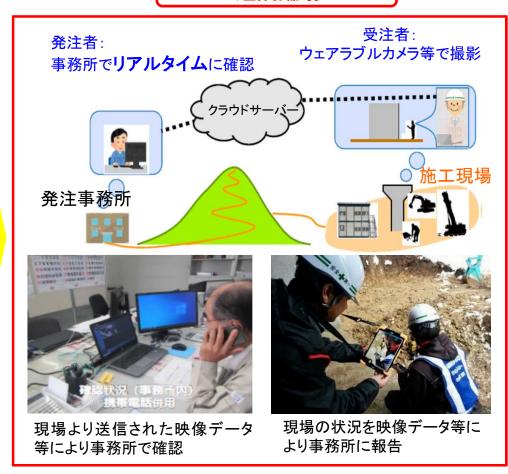
## ①行動のDX:対面主義にとらわれない働き方の推進

〇新型コロナウイルスが蔓延する状況下でも、いわゆる3密を避け現場の機能を確保するため、 映像データを活用した監督検査等、対面主義にとらわれない建設現場の新たな働き方を推進。

従 来



#### 遠隔臨場



データとデジタル技術を活用して、<u>社会資本や公共サービスを変革</u>すると共に、<u>業務その</u>ものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革

#### ② 知識・経験のDX:インフラ分野におけるAI活用で熟練技能を継承

〇施工の段取りやインフラ点検における<u>熟練技術者の判断結果を教師データとし、民間に提供</u>することで、民間のAI開発を促進し、建設施工やインフラメンテナンスの現場を変革

#### 従来

## 現状 【施工】 ICT建設機械による施工 ICT建設機械の補助機能を活用し、 オペレータが建設機械を運転 【点検】 ロボットによる人の「作業」の 効率化 インフラの点検画像をロボットにより取得

#### 建設現場でのAI活用

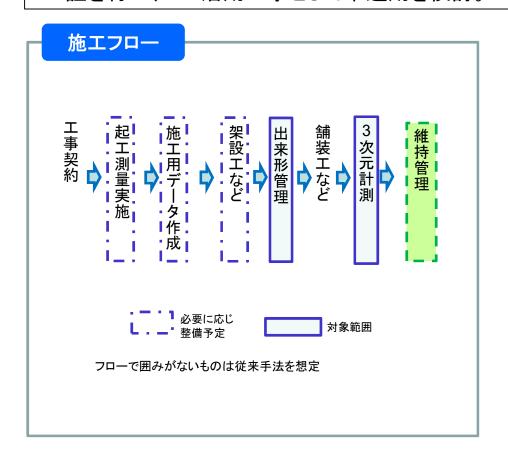




- 〇国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充してきており、構造物工へのICT活用を推進。
- 〇今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を検討

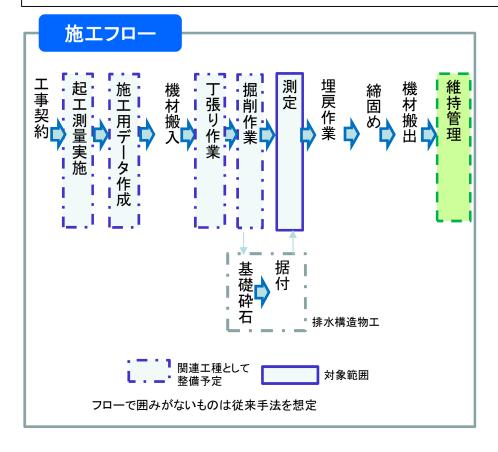


- 構造物(橋梁)の出来形管理にICTを活用し出来形管理について効率化を図るため、令和4年度に橋梁下部(橋脚・橋台)への適用拡大を実施
- 更なる拡大を行うため、令和4年度に橋梁上部工の出来形管理について試行工事による現場実証を行い、ICT活用工事として本運用を検討。





- 〇 中小企業にICT施工を普及させるため、令和4年度より小規模現場(土工)におけるICT施工の 適用拡大を実施。
- 〇 モバイル端末を用いた3次元計測技術を用いた出来形管理手法の適用拡大をするため、令和4 年度より運用を開始した小規模土工とあわせて実施する管渠、暗渠、管路工等について、適用拡大を実施。





## インフラ分野のDXの推進

## ③モノのDX:BIM/CIMの導入による建設生産プロセスの変革

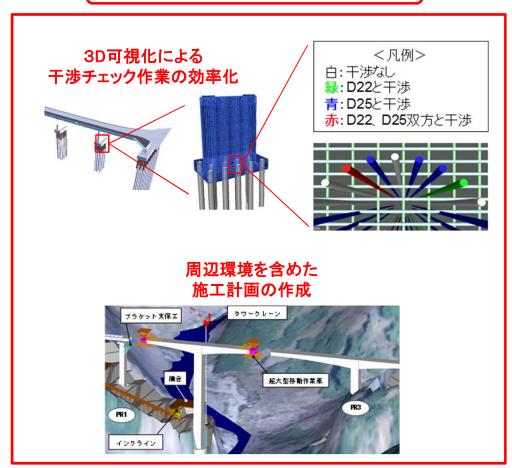
○複数の図面から推察していた<mark>内部構造や組立形状が一目で分かる</mark>ようになり、可視化により干渉 チェック作業が効率化され、<mark>受発注者双方の働き方を変革</mark>

 $\verb|\&BIM/CIM:Building/Construction Information Modeling, Management|\\$ 

#### 従 来



#### BIM/CIMにより実現できること



#### 活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所 下種間の連携が必要な箇所等 出来あがり全体 イメージの確認・ 特定部※の確認

- ▶ 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- ▶ 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択 /
- ▶ 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- ▶ 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など高度な内容を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

#### 対象とする範囲

◎:義務 ○:推奨

		測量 地質•土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3 次元モデル の活用	義務項目	ı	_	ı	0	0
	推奨項目	0	0	0	0	0

対象としない業務・工事

- > 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- > 災害復旧丁事

#### 対象とする業務・工事

- ▶ 土木設計業務共通仕様書に基づき実施 する設計及び計画業務
- ▶ 土木工事共通仕様書に基づく土木工事 (河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム 工事、道路工事)
- ▶ 上記に関連する測量業務及び地質・土 質調査業務

#### 積算とインセンティブ

- ▶ 3次元モデル作成費用については見積により計上(これまでと同様)
- ▶ 推奨項目における3次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

#### DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- ▶ 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報の 説明を実施
- > 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

## 北陸インフラDX人材育成センターの整備(イメージ)

- ▶ 自治体を含む発注者及び受注者におけるインフラDX推進を担う人材育成、及び情報発信拠点として、北陸技術事務所に「北陸インフラDX人材育成センター」を設置
- > R5年度、「屋内研修施設」、「DXルーム」、「遠隔操作室」を整備し、年内に開所予定



## 屋内研修施設・DXルームの整備(イメージ)

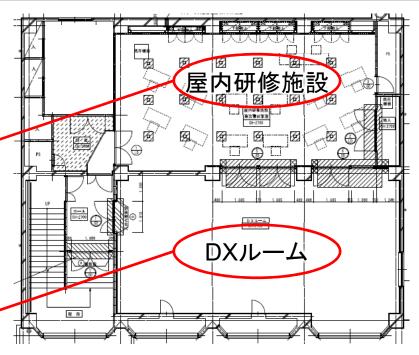


R5年度、技術情報棟2Fを「屋内研修施設」及び「DXルー ム」に改修予定

(換気・空調設備改修、床・壁面張り替え、間仕切建具設置)



メニュー(案)	内 容 等
VR体験	・BIM/CIM成果の3DモデルのVR体験
遠隔臨場体験	・ウェラブルカメラによる遠隔臨場体験
3D測量体験	・タブレットを使用した3D測量体験
シミュレータ体験	・建設機械、除雪機械、UAVのシミュレータ体験









シミュレータ体験イメージ

## 屋外実習エリアの整備(イメージ)



## 北陸インフラDX人材育成センターの活用

施設名•対象者	活用目的	活用例	活用イメージ
屋内研修施設 整備局職員 自治体職員 民間技術者	・研修全般の座学 ・ハンズオン(実習)	<ul> <li>・3D測量関係</li> <li>→ 3D点群データの処理実習</li> <li>・BIM/CIM関係</li> <li>地形モデルの作成実習</li> <li>土工・構造物モデルの作成実習</li> <li>統合モデルの作成実習</li> <li>・ICT施工関係</li> <li>施工用3Dデータの作成実習</li> </ul>	屋内研修施設(奥) DXルーム(手前)
DXルーム 整備局職員 自治体職員 民間技術者 一般来場者	<ul><li>インフラDXの理解</li><li>DX技術の体験</li><li>建設業界のPR</li><li>リクルート活動</li></ul>	<ul> <li>・3DモデルによるVR体験</li> <li>・ウェラブルカメラによる遠隔臨場体験</li> <li>・タブレットによる3D(LiDAR)測量体験</li> <li>・バックホウシミュレータによる操縦体験</li> <li>・除雪トラックシミュレータによる操縦体験</li> <li>・UAVフライトシミュレータによる操縦体験</li> <li>・各種広報コンテンツの動画放映</li> </ul>	VR体験(ミラーリング)
屋外実習エリア 整備局職員 自治体職員 民間技術者 一般来場者(見学)	・3D測量の操作実習 ・ICT建設機械の操縦実習	-3D測量関係 LiDAR測量の実習 UAV操縦の実習※ UAV写真測量の実習※ -ICT施工関係 ICT建機(BH)の実習(MG/MC操縦)  ※場所:信濃川河川敷	UAV操縦·写真測量
遠隔操作室 整備局職員 自治体職員 民間技術者 一般来場者(見学)	・ICT建設機械の操縦実習	・ICT施工関係 ICT建機(BH)の実習(遠隔操縦) ◀	遠隔操縦(目視操作)

## 監督検査の適切な実施[遠隔臨場][遠隔臨場を活用した工事検査試行]

#### ■建設現場における遠隔臨場

- □ 令和4年度より遠隔臨場を制度実装し、通信環境が確保で きる現場においては**原則、全ての工事に適用**する。
- □ 全事務所に配備している遠隔臨場機器(スマートグラス. PC) を活用し推進

#### これまでの試行により、現場では様々な工夫がなされています。

#### ①金沢河川国道事務所 R3・4能越道 小泉道路その27工事





【立会状況(現場側)】 【立会状況(監督側・画面上で想定値を確認)】

検尺ロッドを持つ人と撮影者が片方ずつ ワイヤレスイヤホンを装着することによ り、主任監督員の指示に素早く対応出来 るよう工夫を行った。

【遠隔臨場における工夫(写真右)】



#### ■遠隔臨場を活用した工事検査の試行

- □ 令和 4 年度に実施した試行の結果を受け、『**遠隔臨場による**エ 事検査に関する試行要領(案)』を策定し、要領に基づいた工 事検査を実施する。
- □ 試行対象は各種検査(完成検査等)における、工事実施状況、 出来形、品質、出来ばえの各検査項目から、受発注者間の調整 により合意が得られ、適切な検査が行えると判断できる場合に **適用**する。

#### 「遠隔による工事検査の試行事例」

- 〇 移動時間削減
- O VRゴーグルを通してケー ソン内部の状況や寸法、背面 ブロック、減勢工鋼殻の寸法 の確認については通常の実 地検査とほぼ同等の検査が できた
- × 部材表面、溶接状況の確 認がしにくい箇所があった





検査状況(検査官側)

寸法確認状況

#### ②金沢河川国道事務所 R3能越道 小泉道路その24工事



【立会状況(接続画面)】

スマートフォンシンバルにより通常感じ る手振れ感が無く、画面確認が容易と なった。

【遠隔臨場における工夫(写真右)】





- 〇 コロナ対策として有効
- 移動時間の削減、経費節減 になった(受注者)
- 書類の持ち運びの労力削 減(受注者)
- 同じ映像を確認できるので 参加者全員が理解しやすい (受注者)
- × 通信速度により、画像や音 声が不安定(受注者)
- × 会議システムの慣れが必要







検査状況(検査官側)

## 生産性向上に向けたプレキャストの活用(北陸の取組)



- プレキャスト製品の適用拡大を図るため、北陸地整で長年取り組んできたプレキャスト製品適用事例を分析 し、評価指標及び配点案を標準化し、設計時の総合評価手法を全国に先駆けて試験的に運用。
- 今後、全国的に検討が進められるValue for Moneyの検討状況も見ながら、北陸地整独自の試行工事など を通じて効果検証。

## 手順1 手順2

### 手順3 評価指標と配点決定

評価手順を明確化し 使いやすさを重視 手順4

丰

ヤ

ス

製

品

 $\mathcal{O}$ 

比

較

評

価

	厂川只乙	
評チ	評	
価ッ	価	
	指	
「項」」	標	
	ح	4
目スト	視	/
ト のも	点	
湿用	を	
選用い	決	
定た	定	

	評価指標 (効果)	主な評価項目	評価指標の 配点案				
①費用比較		1詳細設計費 2建設費	50				
②省人化•省(人材不足解消へ	力化 の貢献、働き方改革への寄与)	1熟練工の省人化 2労働力の省人化 等	15				
③構造性 (構造の信頼性や	中品質の確保)	1長期的な耐久性の確保 2施工・品質管理の頻度	10				
4施工性 (生産性向上)		1供用までの全体工期 2施工のしやすさ 等	10				
5維持管理 (補修・修繕の頻)	など3項目を追加 変の軽減)	1維持管理(補修・修繕)	5				
⑥施工への (労働災害撲滅へ	<b>ジ響</b> への貢献、確実な工事履行)	1施工時の安全性 2荒天時工事不確実度等	6				
⑦第3者への (地域活性化・負	· · ·	1地域貢献度 2利用者への影響 等	4				
	合 計		100				

チェックリスト等で 現場個別の条件を反映

R3年7月末「北陸地方のプレキャストコンクリート製品活用事例」に収録済

北陸地整ホームページ で公開中

## 生産性向上に関する取り組み(プレハブ鉄筋、ハーフプレキャスト)



建設生産プロセスにおいて抜本的に生産性を向上させる "インフラDX"を推進

R5新規

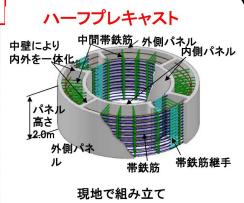
#### これまでの北陸地域での取組み

⇒北陸地方の多くは積雪寒冷地を多くかかえ、冬期の作業条件が厳しいため、従来から公共事業の平準化(通年施工)、省力化、省人化等を目的として、コンクリート構造物のプレキャスト化などに取組んできた(コンクリート工の生産性向上)

北陸ではプレキャスト化が進んでいる中、今後、更なる生産性向上を図るため、 工場製品による屋内作業化や新技術・新工法による現場作業の省人化など、 要素技術(プレハブ鉄筋、ハーフプレキャスト等)をより活用することを検討







整備局資料-4

令和5年11月1日(水) 長野県建設業協会との 意見交換会 【情報提供資料】

# 中部地方整備局の取り組み

# 国土交通省 中部地方整備局 企画部



## 令和5年度 中部地方整備局関係予算

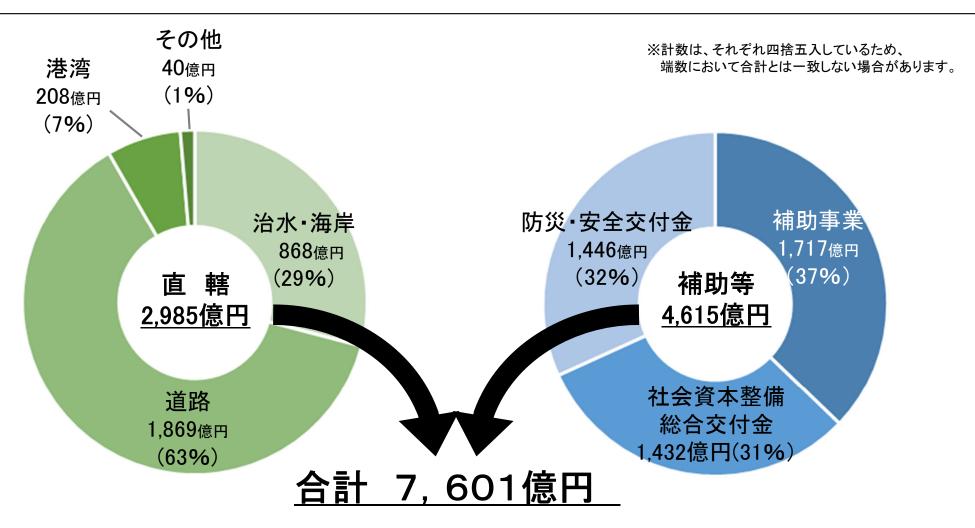


中部地方整備局全体 当初予算(直轄+補助等)は 合計7, 601億円(対前年度比 1. 02倍)

(全国 6.8兆円:11%のシェア)

一 直轄 2,985億円 中部地整全体の約4割 (全国 2.4兆円)

一 補助等 4,615億円 (全国 4.4兆円)



## 令和5年度 中部地方整備局関係予算(直轄)



## ◆令和5年度 中部地方整備局 事業別配分額【直轄】

(単位:百万円)

区分	R5年度					R4年度			
				国庫債務負担行為(ゼロ国債)					
	<i>7</i> 3	本省配分	整備局配分 (一括配分)	計	平準化等	事業加速円滑 化	本省配分	整備局配分 (一括配分)	計
治	水	65, 218	19, 665	84, 883	6, 699	65	61, 314	18, 219	79, 533
海	岸	1, 893	0	1, 893	288	0	3, 041	0	3, 041
道	路	119, 389	67, 518	186, 907	5, 501	280	123, 209	66, 160	189, 369
港	湾	20, 782	0	20, 782	0	0	17, 956	0	17, 956
都 市 / 整	k 環 境 備	246	853	1, 099	169	0	344	819	1, 162
国営公	2 園 等	1, 891	0	1, 891	0	0	1, 858	0	1, 858
官庁	営 繕	0	1, 054	1, 054	0	0	0	980	980
合	計	209, 419	89, 090	298, 509	12, 656	345	207, 721	86, 178	293, 899

<sup>(</sup>注1)数字は、事業費ベースです。

<sup>(</sup>注2)国庫債務負担行為(ゼロ国債)は、本省配分と一括配分の合計です。

<sup>(</sup>注3)計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合があります。

<sup>(</sup>注4)本省が全国的な観点から事業執行の判断を要するものは本省配分、中央省庁等改革基本法に基づき地方支分部局に配分権限を委任したものを一括配分としています。

<sup>(</sup>注5)当資料の次ページ以降に記載している完成予定、開通予定については、事業進捗等により今後、変更する場合があります。

<sup>(</sup>注6)国庫債務負担行為(ゼロ国債)の「平準化等」は公共工事等の実施の時期の平準化等を図るためのものをさし、「事業加速円滑化」は防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策に基づく事業等について計画的かつ円滑な事業執行を図るためのものをさします。

## 中部地方整備局 直轄予算の推移



〇令和5年度当初予算は2,985億円

- → 対前年度比で約1.02倍
- 〇令和4年度第2次補正予算と合わせ、切れ目なく執行
- → 施策効果の早期発現を図る



※1:本グラフにおいて、便宜上、補正予算は翌年度に計上している。(例えば、令和4年度補正予算は、令和5年度に計上)

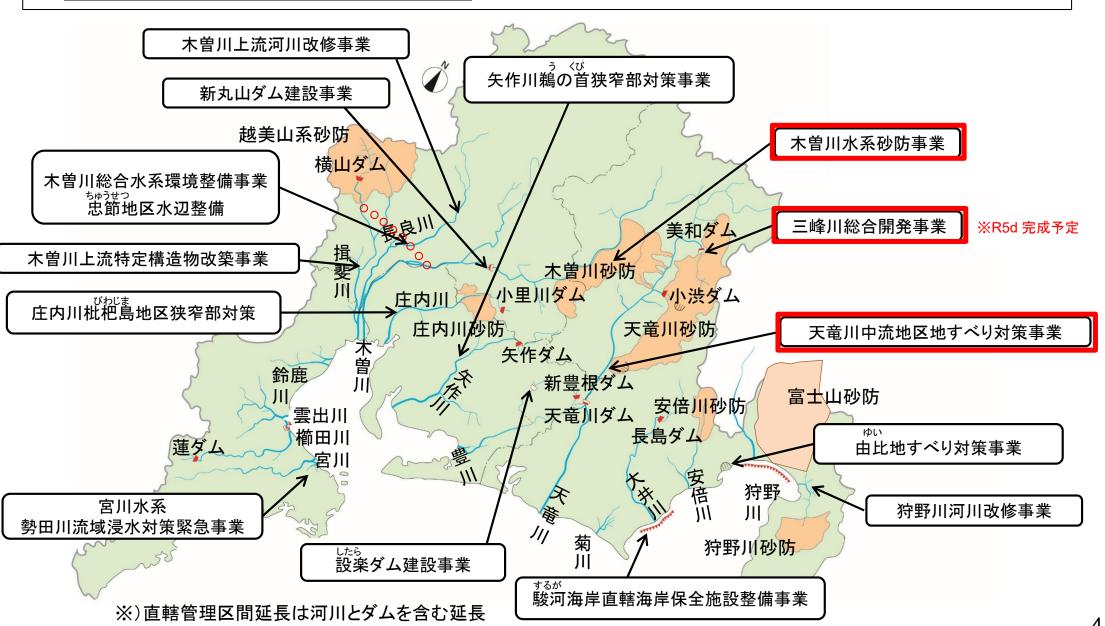
※2:防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策は、令和2年度、3年度、4年度の補正予算により措置されている

※3:計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある

## 主な河川事業



中部地整管内で、13水系 15河川、直轄管理区間延長 1107.8km※)、 砂防7水系、地すべり3箇所、海岸 2海岸を、整備・管理。



## 天竜川中流地区地すべり対策事業



- 〇 天竜川中流地区には大規模な地すべり地が多数存在しており、早期の地すべり対策の実施が必要
- 〇 令和5年度は引き続き、集水井工を実施

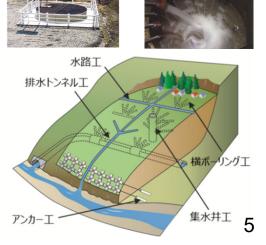




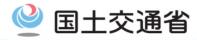
かいくぼ **開窪地区** 

河南可從這一大下多小学校 发现起

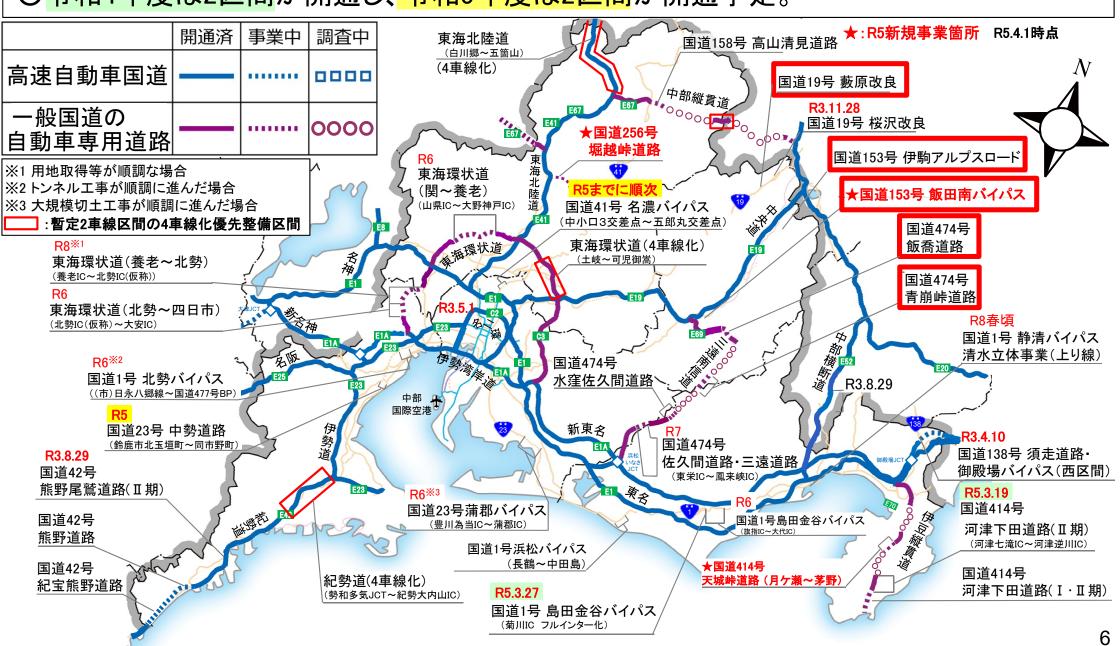
対策エイメージ(集水井工)



## 主な道路事業



- 〇中部地整管内の高速自動車国道等の延長は約1,700km[約1,460kmが開通済(約85%)]
- 〇令和4年度は2区間が開通し、<br/>
  令和5年度は2区間が開通予定。

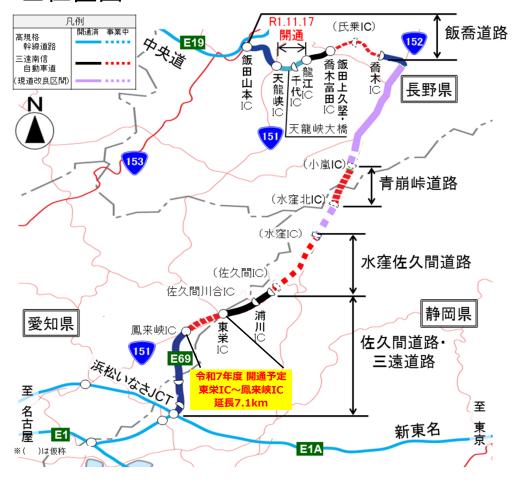


## 三遠南信自動車道



- 〇 三遠南信自動車道は、中央道、新東名と連絡し広域ネットワークを構築し、災害に強い道路機能の確保、救急医療活動の支援、地域活性化の支援を目的に計画された延長約100kmの高規格道路で、約6割(約59km)が開通済
- 国道474号三遠南信自動車道のうち東栄IC~鳳来峡IC間(延長7.1km)は令和7年度に開通予定
- 〇 令和5年5月に青崩峠道路 青崩峠トンネル(仮称)の本坑(4,998m)が貫通

#### ■位置図



#### ■進捗状況

飯喬道路 橋梁下部工の工事状況



青崩峠道路 青崩峠トンネル本坑貫通状況



青崩峠道路 長野県側トンネル坑口付近



佐久間道路・三遠道路 7 号橋 L部丁の丁事状況



## 令和5年度の直轄土木工事の発注方針



- ▶ 改正労働基準法(平成30年6月成立)による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを 踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- ▶ 中部地方整備局では、本官工事においては平成29年度より発注者指定で完全週休2日、分任官工事においては 令和3年度より発注者指定で週休2日の取り組みをおこなっている。

#### 本官工事

3億円以上

週休2日工事の 取組方針(全国)

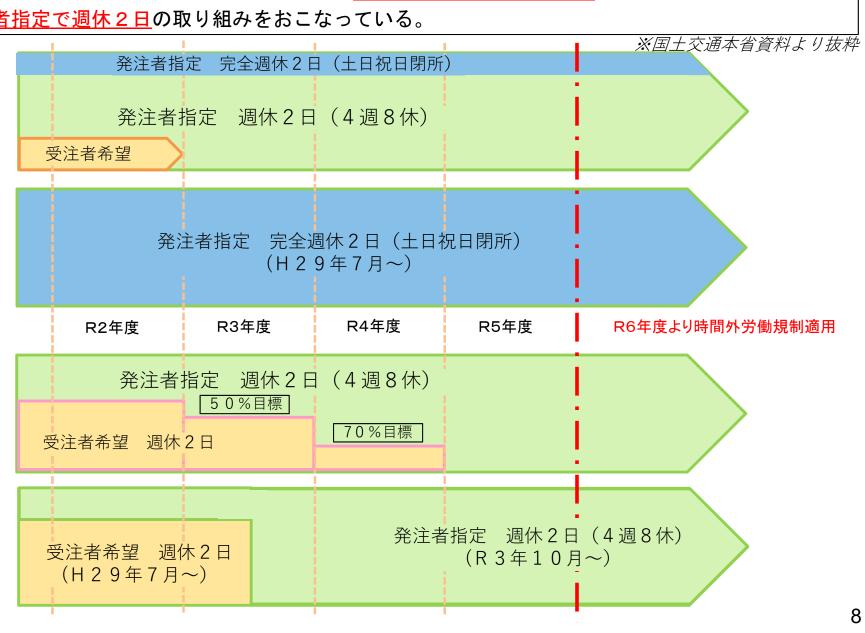
週休2日工事の 取組方針 (中部)

分任官工事

3億円未満

週休2日工事の 取組方針(全国)

週休2日工事の取組方針(中部)



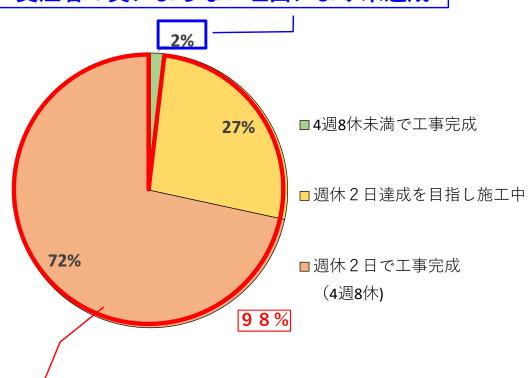
# 週休2日の取組み達成状況(令和3年度工事)



- ➤ 発注者指定型で発注した工事のうち、98%で週休2日(4週8休)を達成見込み
- ➤ 受注者希望型で発注した工事のうち、87%で週休2日(4週8休)を達成見込み
- ➤ 発注者指定型で週休2日(4週8休)が未達成だった工事は、「受注者の責によらない理由(施工時期の条件追加 など) 」が原因
- ⇒ 閉所が困難な工事には発注時から交替制モデルの適用を進めるとともに、施工時期の指定などの条件明示を適切に 行い、各工事で週休2日(4週8休)が実現できるよう取組を推進

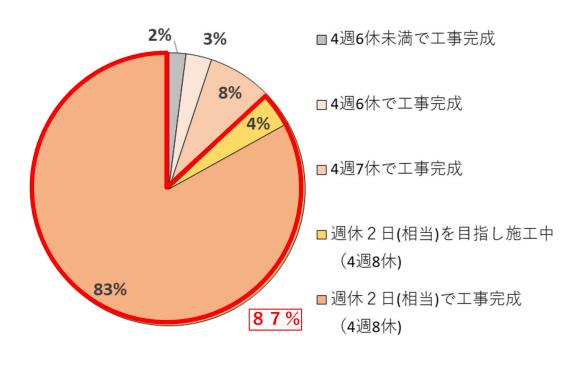
# 発注者指定型の実施状況

週休2日で発注した分任官工事のうち 受注者の責によらない理由により未達成



# 完全週休2日で発注した本官工事すべて 4週8休を達成見込み(施工中含む)

# 受注者希望型の実施状況 (R3上半期発注分)



# 直轄土木工事における適正な工期設定指針



- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- ●品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指 針を策定する。

## 工期設定指針の構成

### (1)工事発注段階

- ①全体工期に含むべき日数・期間の設定
  - 余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数不稼働日、後片付け期間
- ②「工期設定支援システム」の活用
- ③工期設定の条件明示等

### (2)施工段階

- ①工事工程クリティカルパスの共有
- ②工期延期に伴う間接工事費の変更

### (3)工事完成後

①実績工事工程の収集

### <対象工事>

国土交通省直轄土木工事(港湾・空港除く)を対象 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

### 余裕期間制度 〇実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度 (1) 発注指定方式」: 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式 余裕期間 実工期 ②「任意着手方式」: 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式 余裕期間 契約時 実工期 ③「フレックス方式」: 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式 発注時 全体工期=余裕期間+実工期 契約時 余裕期間 実施工事期間 ※)全体工期内で受注者が実工期を選択 工期設定支援システムの活用 ○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を 自動で算出する工期設定支援システムを導入 工期設定支援システムVer.2.0 工期設定支援システムの主な機能 ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算 ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定 ③ 工種単位で標準的な作業手順による 工程を自動作成 工事費積算ソフト 積算ソフトB 積質ソフトC ④ 丁事抑制期間の設定

O

⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性

チェック

OP

OO

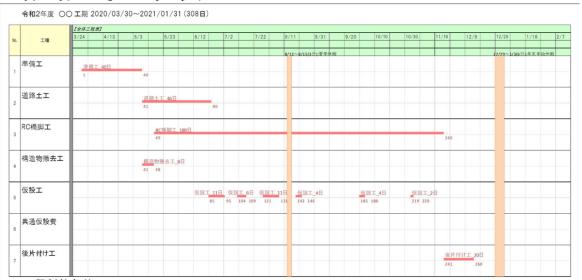
地方公共団体を含む 様々な発注者の工期設定を支援 ※従前は国土交通省の積算ソフトのみに対応

# 工事発注時の適切な施工条件明示(1)【概略工事工程表】



- ○工事積算を開始する新規発注の土木工事(通年維持工事・災害復旧工事除く)について、「概略工事工程表」 「施工条件明示チェックリスト」の作成を義務付け
- ○「概略工事工程表」「施工条件明示チェックリスト」は、現場推進会議時・設計詳細時等の基礎資料として利用
- ○<u>本官工事</u>は「概略工事工程表」「施工条件明示チェックリスト」を、<u>分任官工事</u>は「概略工事工程表」を入札公告時の見積参考資料の一部として開示

# **<概略工事工程表>**



- 工程制約条件
- ・時期の制約 ○○工 令和○年○月以降(○○協議中のため)
  - ○○工 令和○年○月以降(前工事完了後着手)
- ・時間の制約 〇〇エ ○時~〇時
- ・パーティ数 〇〇工 2パーティ施工
- ※施工条件明示チェックリストの工程制約条件により適宜、加除を行うこと
  - 〇工事制約条件を記載
  - 〇施工条件明示チェックリストの条件明示項目を工程表 へ反映させ、適正な工期設定が可能

<案>

別紙●●

### 施工条件明示チェックリスト 概略工事工程表

工事名 : 令和○年度●●工事

この「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」の 有効期限は、この工事の入札日までとする。

国土交通省 中部地方整備局

●●●事務所 ●●●課

本官工事は、見積参考資料の一部として 入札公告時に開示



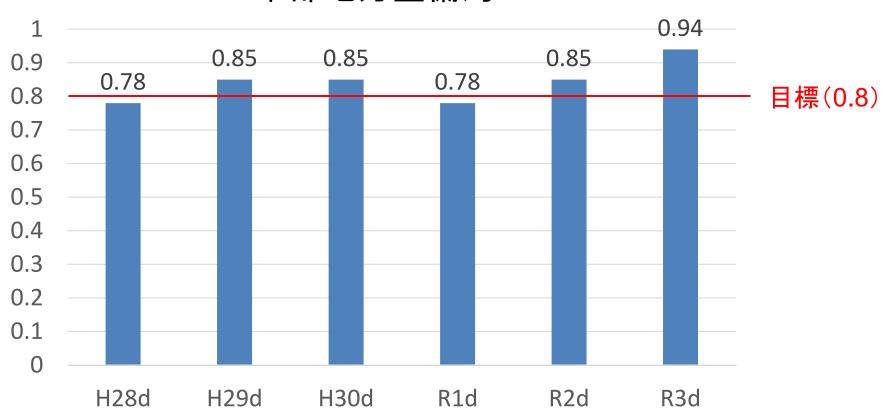
〇近年、中部地方整備局における直轄工事の平準化率は、概ね0.8の水準を推移している。

(4~6月期の工事平均稼働件数)

平準化率(件数)=

(年度の工事平均稼働件数)

# 平準化率(稼働件数) 中部地方整備局





中部地整では工事書類の削減・簡素化に向けた特記仕様書等基準類の改訂や情報共有システム(A SP)の活用、電子検査の推進等の取り組みを進めています。

取り組みの成果はあがっているものの、現場によって対応に差があり、効果が実感できないとの意見も寄せられています。

令和5年度についても、引き続き現場の取り組み状況の検証と改善、ASP活用を促進するとともに、ICTや映像技術を活用した業務の効率化や、書類限定型検査等、検査時の負担軽減を図ります。

現場業務の 効率化



〇工事情報共有システム(ASP)を活用した工事書類の原則電子データでの提出(R2.4~)

OASPを活用した受発注者によるWEB会議を試行(継続)



○建設現場における遠隔臨場(立会・段階確認・材料確認)の 実施(R4.4~本格運用、業務については試行継続)

工事検査の 負担軽減



- 〇書類限定型工事検査を本格運用(R3.4~)
- ○電子検査による検査時の書類削減を推進

工事書類の 簡素化



- 〇中部地整工事書類提出要領の改訂(R2.3改訂)
- 〇受発注者による工事現場業務の効率化推進WG(R1~)
- 〇受発注者アンケートによる取り組み状況の検証(継続)
- ○施工体制台帳の添付資料を「提出」から「提示」に変更

工事書類標 準化



〇県、政令市と書類様式の標準化に向けた取り組み(継続)

# Webを活用した現場業務の効率化



本官工事では、既済部分検査(鋼橋上部工事)を中心に、遠隔によるWeb検査を実施(R4年度:既済8件、中間技術1件)。令和5年度は、分任官工事に遠隔検査の試行を拡大。

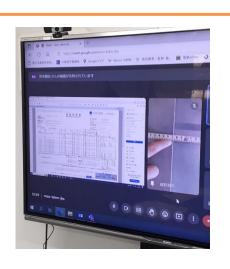
業務に対する遠隔臨場(地質ボーリングの検尺等の確認・立会)については、令和5年度も試行を継続します。



### く検査実施方法>

- ■Web会議システムを使用
- ■書類の確認は、ファイル共有機能を使用
- ■現地確認は、会議に参加登録したモバイル 端末で映像を共有して実施





### ○遠隔検査の試行結果

遠隔検査の試行により以下の課題が抽出された

- ・モニター越しでは、出来ばえの評価が困難
- ・従来検査よりも資料確認に時間がかかる
- ・従来検査よりもカメラ人員等が増員が必要
- ・出来形確認への適用は有効



品質を確保しつ つ業務の効率化 が可能な検査で 適用

### ○遠隔検査の実施方針(案)

遠隔検査の適用は、当面の間以下とする

- 工場検査など主に材料の寸法を確認する検査
- ・ICT土工、ICT舗装工などの検査 (出来形をヒートマップで確認可能な検査)
- ・仮橋工など、主な工種が仮設工となる検査
- ・鋼橋(鈑桁・箱桁)の仮組立検査

※令和5年度以降は、遠隔臨場による工事検査に関する試行要領に基づき遠隔検査を実施。

# 工事書類の簡素化(令和4年度の取組と令和5年度の方針(案)

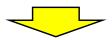
国土交通省 中部地方整備局

令和4年度の取組

令和5年度の方針

# 1. 基準類等の改定等

〇現場の問題点解決につながる各種基準類の改定(意見照会)



- ○土木工事特記仕様書の改定
- ○土木工事書類作成提出要領の改訂
- 〇中部地整土木工事書類作成の手引きの改訂

# 2. 中部地整独自の取り組み

- ○工事現場業務の効率化推進WG会議を継続(建設業団体:5団体参加)
- 〇現場の問題点、解決方法を収集するため、効率化推進WG会議現場支部を設置(R5.2~)
- 〇工事書類標準化について浜松市と調整完了(愛知県(H29)、静岡県(R1)、岐阜·三重、名古屋、静岡(R3)調整済



- 〇工事現場業務の効率化推進WG会議を継続
- 〇収集した意見をまとめ、基準類の改訂、効率化事例集の作成等により周知
- ○工事書類の標準化について、各県市との調整を継続

# 工事現場業務の効率化推進WG会議の取組



中部地整では工事書類の削減・簡素化に向けた取り組みを進めていますが、取り組みの成果はあがっているものの、現場によって対応に差があり、効果が実感できないとの意見も寄せられています。これらを踏まえ、工事現場業務の効率化推進WG会議を設置し、現場の取り組み状況の検証と改善や特記仕様書、各種要領の改定を行っています。

### 【工事現場業務の効率化推進WG会議メンバー】

- 〇日本建設業連合会 中部支部
- 〇日本道路建設業協会 中部事務所
- 〇日本橋梁建設協会 中部支部
- OPC建設業協会 中部支部
- ○愛知県建設業協会

### 【主なWG内容】

- ○現場業務の効率化
- 〇工事検査の負担軽減
- ○工事書類の簡素化
- 〇工事書類標準化

### ■令和4年度の主な取り組み

- ○R2、R3の基準類改訂後の効果検証アンケート実施
- ○現場の問題点の収集を目的として「効率化推進WG現場支部」を設置(R5.2~)

### ■令和5年度の主な取り組み

- ○土木工事特記仕様書の改定
- ○土木工事書類作成提出要領の改定
- ○土木工事書類作成の手引き等の改定
- ○現場の問題点を例示した「事例集」の作成
- ○工事書類簡素化に向けた受注者との意見交換

### <基準類改訂の改定の流れ>

		令和5年度		
基準類 	令和4年度	第1回 (令和5年夏頃予定)	第2回 (令和5年冬頃予定)	
土木工事特記仕様書	意見交換	8月改定	意見交換	
土木工事書類作成提 出要領	_	意見照会	意見照会	
土木工事書類作成の 手引き	意見交換	意見照会	意見照会	



# WG会議の現場支部の設立(R5.2~)



# 構成員

現場支部員(主任監督員等) 5名(各ブロック1名(富士、木上、設楽、飯国、紀勢等)) 現場支部員(現場代理人等) 5名程度(上記主任監督員等が担当する工事の技術者)

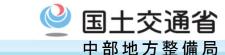
# 活動内容

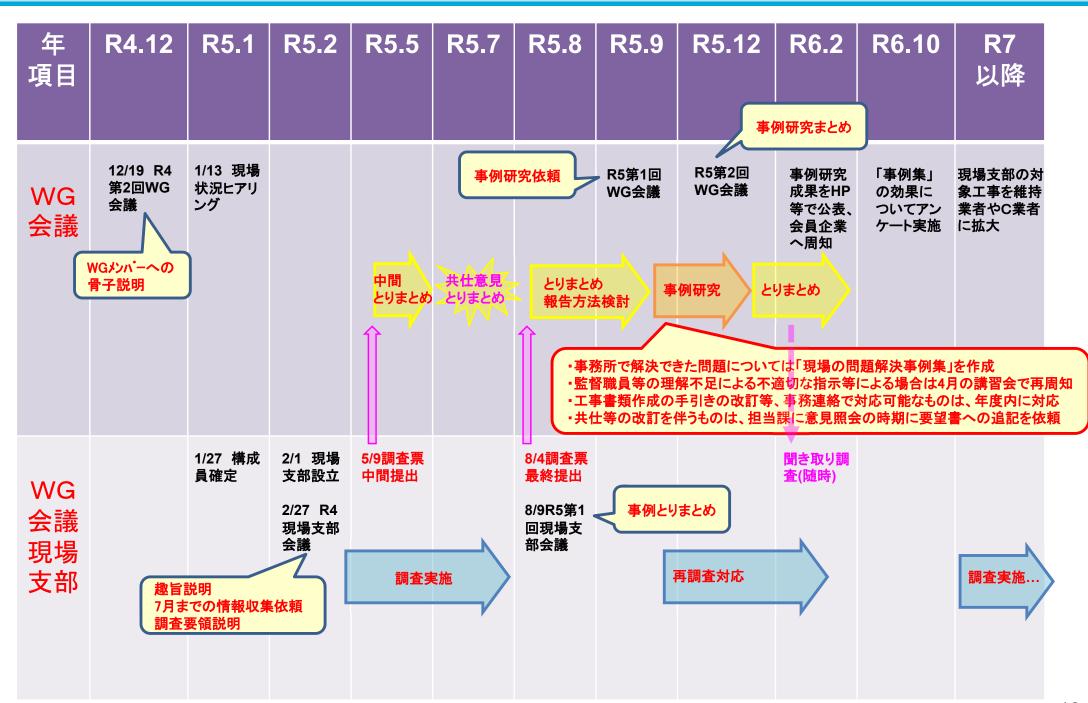
- (1)各工事2週間に1回、現場の問題点、工事書類の削減についての提案をヒアリングする。
- (2)5・8月にそれまでの問題点・解決策をとりまとめ、8月に現場支部会議で発表。
- (3)結果を9月にWG会議へ提出。
  - ① 事務所で早期に解決できた問題点の解決方法をWG会議で関係者に報告。
  - ② 基準の陳腐化等、事務所では解決できない問題点について基準の改訂案等を提示
- (4)問題点の解決方法をWG会議の参加企業に意見報告。
- (5)事例研究結果を「工事現場業務の効率化事例集」や「現場の問題解決事例集」としてWE B公表により水平展開する。

# 改善方法(例)

- (1) 工事書類のうち、二重提出資料及び、提出頻度や量の削減可能な資料の抽出
  - ⇒ 事務連絡で対応可能なものは、年度内に対応
- (2) 工事書類作成の手引き等、基準類の記載内容の齟齬、不明、不足を抽出
  - ⇒ 共仕等の改訂を伴うものは、担当課に意見照会の時期に要望書への追記を依頼
- (3) 監督員や検査官の過剰指示、バラつき、遅れ等の具体事例
  - ⇒ 監督職員を対象とした講習会で再周知

# WG会議の改善スケジュール (案)





# 中部インフラDX行動計画を策定



# ~中部インフラDX行動計画2023を公表しました~ 令和5年3月15日公表

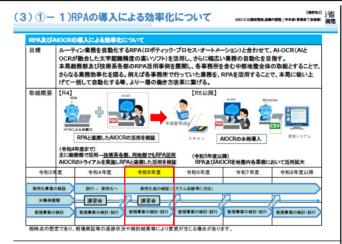
- ・今般、中部地方整備局の各部、建設業界をはじめ、関係機関が協調して取組を進められるよう、
  - 1)DX推進の背景
  - 2)地域住民、建設業界、職員、それぞれの観点からの目指す姿
  - 3)概ね5年間の主な取り組み
- を「中部インフラDX行動計画」として整理した。
- ・2023では、各取り組みを進捗に応じてブラッシュアップを行い、1項目の追加を行いました。 (追加:「用地調査におけるTLS等を活用した迅速化・効率化」)

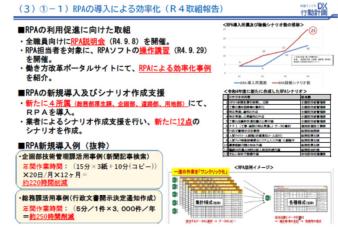
中部インフラ DX行動計画 QRコード



中部インフラ 上X行動計画

2023









○ 令和5年度は自然河岸の侵食や河床の洗掘、樹木繁茂状況などの河道の維持管理のための取

り組みを継続して運用検討・試行する。

# 令和4年度 中部DX大賞(中部地方整備局) について



- 〇令和3年度から、中部地域におけるインフラ分野のDXの更なる普及を目指し、中部 DX 大賞を創設しました。
- 〇令和4年度より新たに敢闘賞を創設し、3Dデータを活用していなくても働き方改革等に優れた取組を幅広に表彰。
- 〇令和4年度は、大賞1件、奨励賞2件、敢闘賞5件を表彰しました。

#### 中部 DX 大賞

応募業者名	件名(キャッチコピー)
飛島建設(株)・KDDI スマートドローン(株)	全自動ドローンによる遠隔モニタリング・3Dモデリングシステム

### 中部 DX 大賞 奨励賞

応募業者名	件名(キャッチコピー)
(株)エコワーク	MC、施工履歴を活用した施工の省人化・出来形管理
エコモット(株) 村本建設(株)	配筋検査ARシステムBAIAS(バイアス)

### 中部 DX 大賞 敢闘賞

応募業者名	件名(キャッチコピー)
(株)ヤマウラ	PAS(パワーアシストスーツ)の実用化に向けた試行
ユウテック(株)	当該現場での3次元モデルとICT機器の全面活用による 生産性向上
みらい建設工業(株)	ICT施工(スパッド式起重機船)による画期的な生産性向上
青協建設(株)	ICT建機による生産性・安全性の向上
(一社)中部地域づく り協会	Z世代に伝わる「大雨から大切な命を守る」防災啓発



【 <大賞> 全自動ドローンによる遠隔モニタリング・ 3Dモデリングシステム 】 【飛島建設株式会社・KDDIスマートドローン株式会社】



社会やビジネス環境の変化に対応するため、インフラ分野において、データやデジタル技術を活用し たデジタルトランスフォーメンション(DX)施策を推進しています。

社会資本や公共サービス、働き方をさらに変革するために中部地方の拠点となる「中部インフラDX センター」と「中部インフラDXソーシャルラボ」を開設しました。

# 中部インフラ 〇〇センター

中部技術事務所

現場と連携して、バーチャル体験が可能な環境とデジタル機器 を整備し、これらをインフラ分野で活用できる優秀な人材の育 成に取り組んでいきます。



# 体験エリア

「VRによる現場疑似体験」や 「ARを用いた設計の整合性 確認」、「ウェアブルカメラによ る遠隔臨場体験」などの最新 技術が体験できます。



# 研修エリア

最新技術・機器を活用した人 材育成として、対象者(発注 者、受注者、学生)に応じた 研修、体験学習ができます。

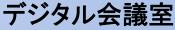
# 中部インフラ ハーシャルラボ 中部地方整備局 3F

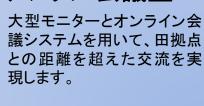
自治体や建設分野に限らず、幅広い企業との交流フィールドと して、最新技術の情報を共有し、DXにより実現する成果を協 同します。



# 事例•技術紹介

「BIM/CIM活用のVR体 験」、「3Dホログラム展示」、 「DX取り組み事例の紹介」 をしています。建設分野に 限らず、自治体や企業との 交流を図ります。







# 中部インフラDXセンター 施設紹介



中部インフラDXセンターの見学および講習の案内は、HPに掲載しています。

(https://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/dx/infrastructure\_dx.html)

【見学】体験にあたっては事前予約が必要です。

(問合せ先:中部技術事務所 技術活用・人材育成課 e-mail:cbr-dxk-cg@milt.go.jp Tel(052)723-5704)

DXに関する建設コンサルタントや施工会社の方も受講できます。

### 1階 体験エリア



遠隔臨場体験



現地と離れた会議室を 通信で結び、ウェアラブ た安全な場所から、 ルカメラを用いた、会議 や検査を想定した体験 作する技術を紹介し ができます。

遠隔操作技術の紹介



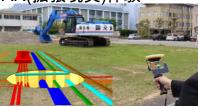
危険な場所など離れ 遠隔で建設機械を操 ています。

3次元設計技術の紹介



3次元の設計ソフトが使え るPCがあり、3次元設計 データを触る体験や活用事 例の紹介をしています。

AR(拡張現実)体験



現地で簡単に図面などの データ確認ができる体験と して、埋設物が風景と重ね 合わせて表示される端末 の体験ができます。

### VR(仮想現実)体験



3次元設計データで作られた空 間へ入る体験ができます。不 具合の有無や完成イメージの 確認、安全対策の検討などの 体験ができます。

### 2階 研修エリア



インフラDX研修



3次元の設計ソフトが使えるPCや大型モニタ、ス クリーンのある研修スペースです。 高速・大容量通 信設備を用いて、災害復旧では現地に即時に高 度な技術支援することもできます。

# 中部インフラDXセンター(体験エリア)



# ~令和4年6月より週4日(火~金曜:10~16時) 常時オープン~

- 〇 中部地方整備局では、インフラ分野のDXを担う人材育成の拠点として、令和3年5月に中部技術事務所 (名古屋市東区)に『中部インフラDXセンター』を設置。
- 当センターは、体験エリアと研修エリアで構成されており、体験エリアでは、DXに関する様々な最新機器等を実際に見て触って体験できる施設。
- 6月から、より多くの皆様に気軽に見学して頂けるよう、週4日(火~金曜日:10時~16時)常時オープン。

### ~企業展示ブースの設置~

○ 中部DX大賞等を受賞した各企業が取組んでいるDX最新技術の展示ブース開設

# 中部インフラDXセンター (体験エリア) に来場を! ~6月より週4日 (火~金曜:10時~16時) 常時オープン~

インフラ分野のDXを担う人材育成の拠点として、令和3年5月に中部技術事務所構内に開所したインフラDXセンターは、体験エリア (1F)と研修エリア (2F)で構成されており、体験エリアでは、DXに関する様々な最新機器等を実際に見て触って体験頂ける施設となっています。

6月より、より広く利用頂けるように、週4日(火〜金曜:10時~16時)常時 オープンしますので、名古屋市内にご用の際には、是非、お立ち寄り下さい。 ※各設備の体験・説明が必要な場合は事前予約願います。

(施設の見学のみの場合は事前予約の必要はありません。)

#### 【お問合せ先】

技術活用·人材育成課 E-mail: cbr-dxk-cg@mlit.go.jp Tel(052)723-5704

### インフラ分野のDXを担う人材育成の拠点

- 中部インフラDXセンター"企業展示ブース"を開設します -

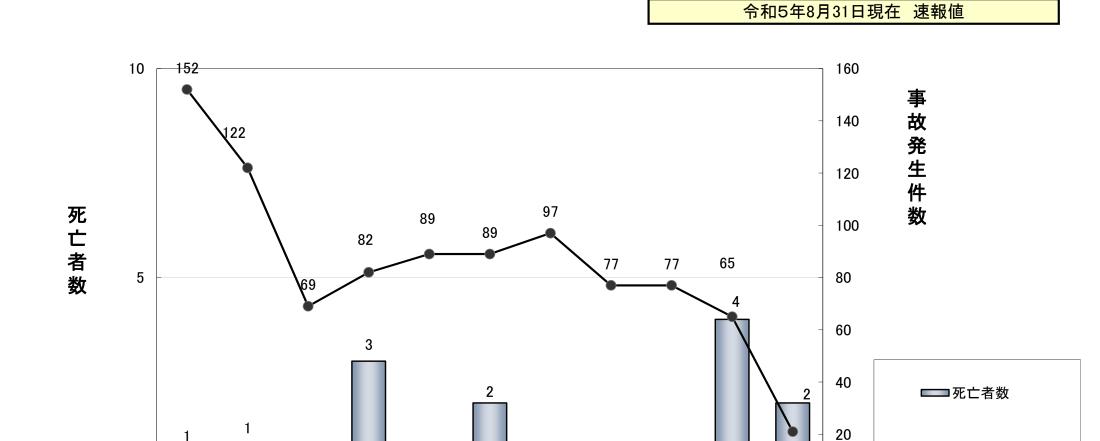
令和4年6月から、一般の方にも向けて常時オープンしている、中部インフラDXセンターの1F体験エリアにおいて、第1回中部DX大賞等を受賞した各企業が取り組んでいるDXの最新技術を展示するスペースを設けました。今後、受賞した企業の展示を行っていくお知らせとなります。

#### ◎中部DX大賞とは

中部地方整備局では、建設ICTをはじめ様々な分野で、データとデジタル技術を活用し、インフラ分野のDXに取り組んでいます。民間・行政といった分けに縛られることなく、優れた取組を表彰し、広く紹介することで技術開発の促進や更なるDXの普及を加速することを目的に「中部DX大賞」を創設したものです。







0

R<sub>1</sub>d

0

R3d

R4d

0

R2d

21

R5d

0

※事故発生件数は「労働災害」と「公衆災害」の合計

H25d

H26d

0

H27d

H28d

0

H29d

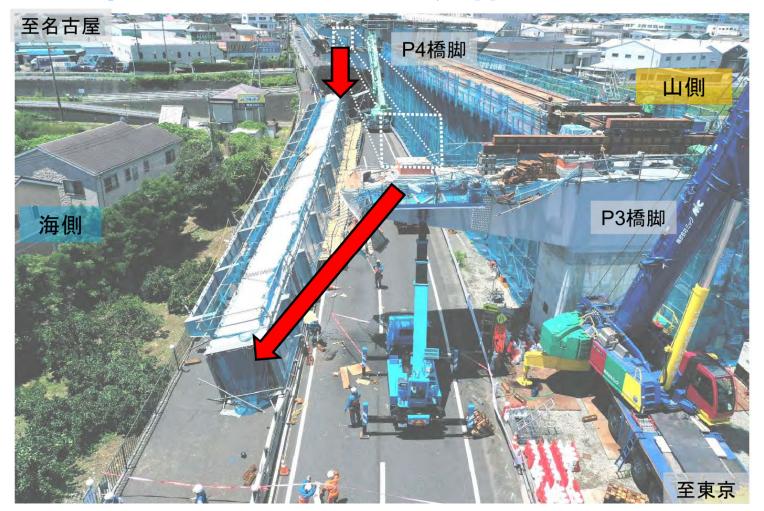
H30d

**─●**一事故発生件数



# 国道1号清水立体尾羽第2高架橋事故

発生日 : 令和5年7月6日 死者:2名



※原因究明と再発防止を事故調査委員会で審議し、報告書(中間とりまとめ)を9月22日に公表

# 中部地方整備局 建設現場緊急事態宣言を発令

Press Release 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

> 令和5年7月6日 国土交通省中部地方整備局

# 中部地方整備局 建設現場緊急事態宣言を発令 ~死亡事故の増加を踏まえた緊急事態宣言~

中部地方整備局では、昨年10月、11月、12月と立て続けに3件、4名の方が亡くなる重大事故が発生しており、これを受け工事事故撲滅を目指して集中的に安全対策に取り組んできたところですが、本日、新たに2名の方が亡くなる重大事故が発生したことに強い危機感を持ったところです。

このような状況を鑑み、工事等に関係する発注者・受注者、そして協力業者を含めた関係者が一丸となって安全管理を徹底し事故防止を図るため、緊急事態を宣言し、当面の間、別添の事項を実施します。

- 1. 添付資料
- ①建設現場緊急事態宣言 実施事項
- 2. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、中部経済産業記者会

3. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:052-953-8131 技術調整管理官 堀 謙一郎(ほり けんいちろう) 課長補佐 住田 晃昭(すみた てるあき)

# 別添

# 中部地方整備局 建設現場緊急事態宣言 実施事項

- ① 総括監督員(事務所長)による月1回以上の安全 パトロールの実施
- ② 下請業者の安全パトロールへの参加促進
- ③ 労働基準監督署との合同安全パトロールの実施
- ④ 安全対策に関する新技術の活用促進

令和5年7月6日

### 【掲載】中部地整HP

https://www.cbr.mlit.go.jp/kisya\_manage/app/press/file/20230707\_d39c60225ee5 1d260264bc397ccdf51a/20230707\_64a7701f6d338\_upfile.pdf

# 中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案に対する再発防止策

中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案に対する再発防止策

委員会報告書において示された「再発防止策の提言」を踏まえ、以下の再発防 止策を速やかに実施する。

#### 1 予算執行との関係

#### 予算執行の見える化と共有

- ・予算の執行について、局幹部・事務所長が年度当初から四半期毎に進捗確認を 行い、繰越・不用の可能性のある状況について把握・共有できる仕組みを構築 する。
- ・局長より職員向けに、予算の不用については職員個々の責任ではなく組織的に 判断されるべきものであり、不相当なプレッシャーを感じる必要はない旨の、 予算執行の意識を改革するためのメッセージを発出する。

#### 「オーダー型調達」分類の導入

- ・事務用品等、一般的に流通している物資・資機材等以外の調達を新たにオーダー型調達に分類する。
- ・オーダー型調達における技術的要件等の条件明示を導入する。
- ・オーダー型調達において、個別に見積もりを依頼する等、見積もりのルールを 徹底する。
- ・見積もりの条件及び見積もり額の妥当性を入札契約手続運営委員会等で確認 する。

#### 2 情報管理

#### 情報へのアクセス権保持者の範囲の認識の徹底

- ・情報管理総括責任者は、組織としての情報の適切な管理、秘密保持に責任をもつが、一方で情報の利用(アクセス)権限がないこと等、役割を再整理、周知徹底する。
- ・発注担当職員に対し、年度当初に「情報管理責任者・業務上取り扱う者指定簿」によりアクセス権の範囲を認識させるとともに、新たに発注担当となる職員に対して、発注者綱紀保持規程に定める情報管理のルールに関する研修を実施する。

#### 3 内部通報への対応

#### 内部通報の第三者委員会への報告徹底

・対応マニュアルを改正し、内部通報があった場合、内容の如何に拘わらず、コ

ンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザリー委員会 (弁護士を含む第三者委員会) に報告し、報告内容や調査方法等について助言を受け、対応する。

・年度当初及び内部通報担当者が異動の際に、研修を実施する。

#### 4 進捗管理・検査体制

#### 監督・検査のWチェック体制の構築

・オーダー型調達に監督職員を任命し、監督・検査の W チェック体制を構築する。

#### DX技術の活用

- ・オーダー型調達において、出来形管理、写真管理等に関する必要な書類を仕様 書に規定する。
- ・オーダー型調達等において、3次元データで算出した総量により、変更設計書 の精算数量の妥当性を確認する。

#### 5 研修の実施

#### 本事案を題材にした事務所長等への研修の実施

- ・事務所長等を対象として、本事案を題材にしたコンプライアンスミーティング 及び外部講師を活用したコンプライアンス研修を実施する。
- ・新たに発注担当となる職員に対して、発注者綱紀保持規程に定める情報管理の ルールに関する研修を実施する。(再掲)
- ・退職準備セミナーにおいて、本事案を題材にし、コンプライアンス研修を実施 する。

#### 6 独自の改善策

#### 入札監視委員会審議事案の追加

・現在、入札監視委員会の審議事案は、委員により無作為に抽出されているが、 中部地方整備局長が審議を要すると認めた事案を審議事案に追加する。

これらの再発防止策を実施するにあわせ、コンプライアンス推進計画や必要な規程類等を改訂する。

また、現在、本不正事案にかかる公判が継続中であり、新たな事実が判明した場合には、必要に応じて対策を追加等する。

以上

2

## 令和5年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画について(概要) R5.8.10改正

#### 1. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

#### (1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

- ① 事案の事実経過等の職員周知(H28事案に加えR4事案を周知)
- ② コンプライアンス不祥事情報等の提供

#### (2) コンプライアンス宣言等

- ① 組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示
- ② 「コンプライアンス宣誓 |
- ③ コンプライアンス携帯カードの携行徹底
- ④ コンプライアンス・メッセージの発出
- (3) 研修等における講義の実施(H28事案に加えR4事案を題材)
- ① 研修・講習の質的な充実
- ② 事務所長等を対象としたコンプライアンス講習の充実(外部講師)
- ③ 新規採用職員等のコンプライアンス意識の早期醸成とフォローアップ(H28事案に加えR4事案を題材)
- ④ コンプライアンス・ミーティングの実施
- ⑤ e-ラーニングの実施(復習機能の活用)

#### 2.「事業者等」との接触に関するルールの強化

- (1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底
- ①事業者等との飲食の届出
- (2) 事業者等との応接ルールの徹底の継続
- ①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保
- ②事務所長等の応接状況の組織的把握
- (3) 事業者等へのルールの遵守の要請
- ① 事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等
- ② 有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知
- ③ リーフレットの掲示の徹底
- ④ 退職準備セミナーにおけるコンプライアンス研修の実施

### 3.風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

- (1) 事業者等との組織的対応《事前対応》
- ① 事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制
- ② 具体的な対応例等の組織的な共有
- (2) 内部報告(内部通報)の匿名性確保等
- ① 匿名性を確保した報告方法の周知
- ② 内部報告の第三者委員会への報告徹底
- (3) 事業者等との組織的対応《事後対応》
- ① 端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続

#### 4. 入札契約関係の情報管理の徹底

- (1) 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し
- ① 入契委員会の構成員の限定化
- ② 技術評価点の審査時期の後倒し
- ③ 同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続
- ④ 「オーダー型調達」分類の導入
- ⑤ 入札監視委員会審議事案の追加
- (2)情報管理の徹底
- ① 予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理
- ② 技術審査データの厳格な管理
- ③ 技術提案書の厳格な情報管理
- ④ 情報管理総括責任者等の情報管理の徹底
- (3) 積算と技術審査・評価の分離
- ① 本局発注工事における分離体制の確保
- (4) 予算執行の見える化と共有
- (5) 進捗管理・検査体制
- ① 監督・検査のWチェック体制の構築
- ② D X 技術の活用

### 5. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) 再発防止策のフォローアップ
- (2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- ・創意工夫ある取組の情報共有による各事務所の主体的な取組促進
- (3) 意識調査の実施
- (4)監査機能の充実

### 6. その他

(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

### 7. コンプライアンス推進体制

- ・H29に追加した以下の体制を継続する
- ①発注者綱紀保持担当者に適正業務管理官と事務(管理)所長を配置
- ②幹部職員等が相談相手となり組織的対応が図られる体制の確立
- ③コンプライアンス推進室長を中心とする体制の確立
- ④外部有識者を招き事業連絡会議を実施

# 令和4年度 意見要望への対応状況 関東地方整備局

整備局資料-5

※令和4年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主な要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	と、各都県建設兼脇会、PC建脇、橋建脇、 迫建脇との意見父換会における、主な要望等に対する 対応状況	備考
新・担い手 3 法	改正品確法運用指針	発注者協議会	・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、	・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、区市町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長(市長会長、町村会長)にも参画頂くこととした。・H30.2に発注者(地公体)へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【21号まで配信(R5.9月末時点)】・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標(全国統一指標)について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。	PHV 7
働き方改革 担い手確保	週休2日	試行工事	・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。(日建連) ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。(日建連) ・「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。	・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事(WTO対象)において、現場の休み(現場閉所)を土日に定める「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施。	
		積算		・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化(朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映)	
		工規管理	<ul> <li>・適切な工期の設定。(日建連、橋建協、道建協、東京、山梨、長野、神奈川)</li> <li>・設定した工期の前提条件の明示。(日建連、橋建協、道建協)</li> <li>・工事工程の共同管理の徹底。(日建連、道建協、埼玉)</li> </ul>	・日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合(クロスチェック)を行うことを周知徹底。 ・工期設定に新たに猛暑日を考慮	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		2024年4月 からの建設 業時間外規 制	大雨時のパトロールの扱い	・適用除外に関して労働部局を交えた直轄事務所、県、建設業協会との勉強会等を開催	
働き方改革 担い手確保	施工時期の	平準化	<ul><li>・発注時期と施工時期の平準化。(橋建協、道建協、 栃木、東京、長野)</li></ul>	・早期発注、国債制度、翌債(繰越)制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については 国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。	
	見積尊重宣言		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。(日建連) ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。(東京) ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価の しくみの検討。(群馬) ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル 工事の導入促進。(道建協、PC建協) ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。 (東京、群馬)	・R2年度より原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)において発注者指定型による「CCUS 義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事(Cランク)を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施。 ・群馬県内の一般土木工事(Cランク)において、R4.1から「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行を実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事(受注者希望方式)については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。 ・R5年度は、新たに千葉県、茨城県、神奈川県で「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施予定。	
			・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。 (日建連)	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事(WTO対象)において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
i-Construction (建設生産性 の向上)	ICT活用	活用工事	・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。(日建連、道建協) ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。(PC建協、橋建協) ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工(橋梁上部・基礎工)」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場(床堀工・小規模土工など)への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を発出。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		各種支援制度	・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。(道建協) 学会の開催。(道建協) ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。(栃木) ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。(群馬、東京)	・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。	
i-Construction (建設生産性 の向上)	規格の標準	化	・プレキャスト工法の標準化。(日建連、PC建協) ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組 みの導入。(日建連) ・PRISMの取組みの継続と拡大。(日建連)	・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R5.2月末で12回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了した。 ・令和5年度からPRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。	
	BIM/CIM	I	・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。(日建連、PC建協) ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。(栃木、埼玉)	・令和5年度のBIM/CIM原則適用を受け、「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針(R5.3)」に基づきBIM/CIM活用工事の取組を進めている。 ・発注実績は令和3年度から令和4年度にかけて約2倍に増えた(96件→184件)。 ・BIM/CIMの活用や受発注者間のデータシェアリングに関して、研修等により発注者のスキルアップを図り、適切に対応。	
入 札 契 約	入札契	約制度	・手続きの負担軽減(手続きの期間短縮や改善、技術 提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の 要件緩和など)。(日建連、橋建協、埼玉、千葉、東 京)	・主任(監理)技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す(H30一部見直し)ともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	発注	方式	協)	・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 ・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 ・技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。 具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発 注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に 適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討。 ・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型(I、II)の試行を拡大。 ・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」について は、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 ・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 ・R5.4より、チャレンジ枠の見直し(「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し) ・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注	
設計積算			・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。(橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木) ・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。(山梨) ・現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供。(神奈川)	・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き(案)」(R1.9改定)を活用。 ・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き(案)」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 ・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大。	
	予定価		<ul><li>・設計労務単価の増額。(橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川)</li><li>・実勢価格を把握される調査回数の増加。(既製杭工)(茨城)</li></ul>	・労基法改定による有給休暇取得義務化や必要な法定福利費を反映し、R4.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種(全国)単純平均で前年度比3.0%、全職種で前年度比2.5%の引き上げを実施。 ・R5年度は主要12職種(全国)単純平均で前年度比5%の引き上げを実施。	
		低入札価格 調査基準	・低入札価格調査基準の引き上げ。(道建協、神奈川) ・最低制限価格における一般管理費の算定率 (5.5/10)の引き上げ。(埼玉)	・R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。(一般管理費等×0.55 → 一般管理費等×0.68)	
	設計	変更	<ul><li>・適時適切な契約変更。(日建連)</li><li>・発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。(道建協)</li><li>・工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。(道建協)</li></ul>	<ul><li>・「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。</li><li>・工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。</li></ul>	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
監督検査	監督検査 監督・検査 監督・検査		の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) ・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。	
			<ul><li>・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協)</li><li>・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連)</li></ul>	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。	
			・遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協)	・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 ・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型) ・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。	
持続可能な事 業環境の確保	事業	展開	・中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野)	・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	地元	受注	・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。(栃木、埼玉、千葉、神奈川)・地元企業が参加しやすい規模での発注。(神奈川)	・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事に実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型 I 型・II 型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕】 ・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 ・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。	
	災害	関係	<ul><li>・災害活動に係る補償。(神奈川)</li><li>・建設工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改善。(神奈川、長野)</li></ul>	<ul> <li>・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。</li> <li>・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。</li> </ul>	

### 令和5年度(一社)長野県建設業協会との意見交換会 回答

項目	回答	備考
的・安定的な確保と大規 模災害に備えた防災・減	令和5年度の政府予算では、公共事業関係費は約6兆600億円が確保され、また、防災・減災、国土強靭化関連予算は3兆9,497億円が確保されたところです。 地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たしていくためには、持続的・安定的な経営環境が求められますが、事業量の地域間格差や企業間格差が顕在化・拡大化しており、地域の建設企業は未だ厳しい状況にあります。 災害に強い社会経済を実現し国民が安全に安心して暮らせるように、そして、地域建設業が働き方改革、生産性向上を進め、将来に亘り建設業の使命を果たしていくために、公共事業予算について下記の要望をいたします。	***************************************
	①令和6年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をするとともに、地方への重点配分をお願いします。また、適切な工期の確保という観点から、予算につきましては出来る限り当初予算で計画的に措置頂きますようお願いいたします。 ②「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も、法定化された「国土強靭化実施中期計画」を早期に策定し、さらに充実、安定した予算を確保していただきますようお願いいたします。	
	地域の建設業は、社会資本整備の担い手とあると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を担う「地域の守り手」として重要な存在です。こうした中、6月16日に閣議決定された骨太の方針2023では、 〇「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保するとともに5か年加速化対策等の取組を推進すること 〇中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進め、資材価格の高騰の状況を注視しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で今後も必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めることされました。今後とも、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めてまいります。また、国土強靱化実施中期計画については、国土強靱化推進会議等の意見を踏まえ策定されるものと認識しており、関東地方整備局と致しましても注視してまいります。	
2. 低入札調査基準の見直しについて	国土交通省に於かれましては、低入札価格調査基準について、契約内容に適合した履行がなされ、工事の品質確保ができる必要な費用等の実態を調査されて計算式や範囲の見直しを行っていただいており、令和4年度には、計算式における一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げていただいたことに感謝いたします。 しかしながら、近年は働き方改革への対応、DXの推進、建設キャリアアップシステムへの対応等により諸経費が増加しており、適正な利潤の確保が困難になっております。そこで、下記の要望をいたします。	
	①国におかれましては、引き続き実態を調査されまして、低入札調査基準の計算式における一般管理費等に乗じる係数を0.9程度に引き上げていただきますようお願いいたします。 ②予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲となっている低入札調査基準について、9.5/10程度に引き上げていただきますようお願いいたします。	
	ご存じのとおり、国土交通省が発注する工事における低入札価格調査基準の計算式においては、最近の諸経費動向調査の結果を基に、 企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、(0.55から0.68に)引き上げを行ったところです。 一般管理費に乗じる係数の見直しや、範囲の引き上げの要望があったことについては本省へ伝えてまいります。	
	引き続き、諸経費動向調査を通じて必要な経費の実態等を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお 願い致します。	

### 令和5年度(一社)長野県建設業協会との意見交換会 回答

項目	回答	備考
3. 資材価格高騰に対する受注者負担割合の見直 しについて	世界経済の影響による、油脂、燃料、骨材、鋼材など建設資材価格の値上がりの影響が多方面に大きな影響を及ぼしています。	'開 与
	【関東地方整備局】 積算で用いている資材価格は、取引条件(取引数量や納入時期等)が同じであっても、個々の取引により実際の取引価格には幅があるのが一般的とされていることから、市場における取引価格を基に調査を実施し、最も取引頻度の高い価格(最頻値)を採用して価格は決定されています。 直轄工事においては、入札時における最新の単価を用いた実勢価格を適切に予定価格に反映しているところです。 国や地方公共団体等の発注機関で構成される関東ブロック発注者協議会や長野県分科会において、品確法及び運用指針に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における技術者単価や資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行って予定価格を適正に設定するよう、長野県及び県内市町村に対して周知・浸透を図っているところです。 引き続き、長野県と連携しながら、地方公共団体における取組の促進が図られるよう支援して参ります。 スライド条項は、合理的な範囲を超える価格変動については、受・発注者双方で適切に負担を負うべきとの考えのもと設定されており、この合理的な範囲を、全体スライドについては1.5%、インフレスライドや単品スライドについては1%と設定しているところです。 受注者が負担すべき割合の見直しについてご意見があったことは、本省へ伝えてまいります。	
	【長野県】 長野県では、現下の世界情勢における建設資材価格の高騰対策として、昨年から資材価格調査体制を強化して、毎月単価改定を実施しております。生コンに限らず、地場産材としてアスファルト合材や石材類、間知ブロックについても、生コンと同様の独自調査を行っており、販売形態に関わらず、引き続き最新の取引価格(市況)を踏まえた適切な単価改定を行ってまいります。 長野県財務規則第123条2項において、予定価格を定めるときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に定めることとされていることから、公正な市場調査に拠らない単価改定は、現状では困難と考えます。 長野県では、契約後における資材価格高騰への対策として、積極的にスライド条項の適用を受注者に周知し、適切な運用を図っているとともに、スライド条項の受注者負担割合について、経営上最小限度必要な利益が損なわれることが無いよう、実態調査による見直しの検討について国へ要望しているところです。	

### 令和5年度(一社)長野県建設業協会との意見交換会 回答

項目	回答	備考
4. 週休2日制の普及に		
	おります。 働き方改革の取り組みの一つに「週休2日制の普及」がありますが、長野県におかれましては、工事発注に当たり、「施工者希望型」、「発注者指定型」のいずれにおいても、当初から割増の経費補正をして発注されております。 この程、長野県において、市町村を対象に「週休2日工事実施状況」調査を実施された結果、週休2日工事を導入済み(一部試行も含む)の市町村が25%であったのに対して、導入予定がない団体が27%も存在するという結果でした。そこで、下記のとおり要望をいたします。	
	①週休 2 日制の普及を進めるために、国におかれましても地方自治体、特に市町村へ積極的な週休 2 日工事の実施について、働きかけていただきますようお願いいたします。	
	関東ブロック発注者協議会において、令和2年度より国、特殊法人、都県政令市を対象に「週休2日制対象工事の実施状況」を指標として定め、毎年フォローアップ及び取組状況の公表を行うことで、週休2日制対象工事の拡大に取り組んでいるところです。また、令和4年度より新たに「区市町村における週休2日制対象工事の実施状況」も指標化することで市町村においても取組の促進を図っており、令和4年度の各指標の調査結果を10月18日に公表したところです。 関東地方整備局では、来年度から適用される建設業での時間外労働の上限規制を踏まえ、公共工事における週休2日制の推進は重要と認識しており、関東ブロック発注者協議会や長野県分科会の場を活用し、長野県と連携しながら、県内市町村に対して引き続き改善を促して参ります。	
	②休日が増えても技術者、技能者の賃金が減収することのないよう、週休2日対象工事における、諸経費に対する補正係数のさらなる引上 げをお願いいたします。 ③機械経費の補正係数については、機械賃料が対象であり、機械損料は計上の対象外となっております。損料においても、同一作業におけ る使用機械の供用日数は増大しますので、機械損料についても補正係数の対象となるようご検討をお願いします。	
	直轄土木工事においては、これまで週休2日に取り組む際の必要経費として、平成29年度から補正を行ってきており、当時は共通仮設費と現場管理費のみを対象としておりました。 補正係数の見直しにあたっては、最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うこととしており、現在は労務費、機械経費(賃料)まで対象が拡大されてきておりますが、自社で保有する建設機械まで対象を拡大して欲しいとのご意見は本省に伝えてまいります。 引き続き、週休2日適用工事における必要な経費の実態を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願い致します。	

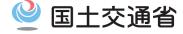
# 回答参考資料

令和5年11月1日



国土交通省 関東地方整備局

# 斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R5.9.19)



# 開催概要

日 時:令和 5 年9月19日 13:00~14:00

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ:令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組等

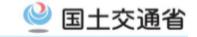
- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた<u>賃金引上げ</u>や <u>工期の適正化</u>については、国土交通省においても、 各団体においても、様々な取組が進んでいること を確認。

【前回(令和5年3月)の申し合わせ】

- ◆ 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日(4週 8閉所等)の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子



サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、 受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

<u>直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施</u>するとともに、<u>地方公共団体等に対し、</u> 最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

▶ 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の 実施等を要請。

(公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請)

- ▶ <u>都道府県における資材単価の設定状況について見える化</u>し、改善を働きかけ。 <u>市区町村における設定状況についても、調査結果を踏まえ、</u>働きかけ。
- ▶ 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ。
- ▶ 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施。

### 1. 目的 設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第11条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

### 2. 組織

協議会(本体)の構成機関は、65機関となっている。

会 長:関東地方整備局長

·長 【令和5年4月1日時点】

副会長: 関東農政局整備部長

茨城県土木部長

委 員:国の機関、都県、特殊法人等は、部長級

政令市は、局長級

各都県の区市町村の代表は、局・部長級

(7省庁17機関、9都県5政令市、代表9区市、25特殊法人等)

### 3. 協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況や その他必要な事項について連絡調整を行う。

### 【主な連絡調整事項】

- 1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 2. 発注者間の支援
- 3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項
- 連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会に おいて行う。

### 4. 幹事会・分科会の設置

「関東ブロック発注者協議会」設置要綱第6条と第7条第5項に基づき、協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。幹事会は65機関、各分科会には関東甲信地域の全区市町村を含む471機関が参画。

関東ブロック発注者協議会

〔活動方針等の意思決定の場〕

関東ブロック発注者協議会 幹事会

[担当部局との情報共有の場]

都県分科会

※各都県単位で設置

•都県 •政令市 •区市町村

農政分科会

- •関東農政局 •都県農政系部局
- ·都県土地改良事業団

建設分科会

- •関東地方整備局
- •都県、政令市建設系部局

〔実務担当者との情報共有の場〕

# 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(工事)

# 全国統一指標

\*\*\*\* 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

- ※週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに 4週8休以上の確保を促進するための工事
- ※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することで ダンピング対策を図っているものを含む。

# 関東ブロック独自指標

・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準:1年\*1以内に更新されている積算基準(\*1営繕の場合は2年) 基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

<u>⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)</u>

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

<u>⑥区市町村における週休2日制工事の取組</u>

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、 工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合 ※R4年度調査より指標を新設

# 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(業務)

# 全国統一指標

\*\*\*\* 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
- (ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

# 関東ブロック独自指標

・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

# ③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

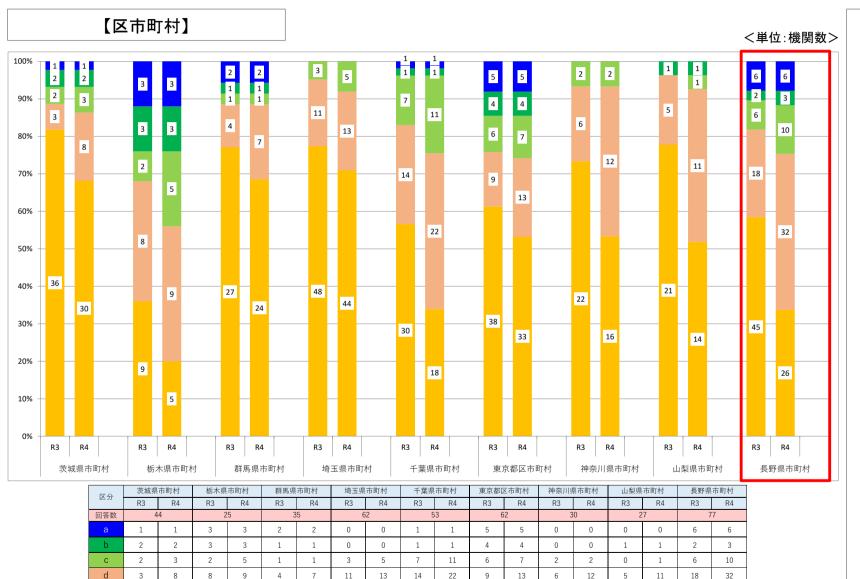
# 品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する 全国統一指標調査・関東ブロック独自指標

【令和4年度調查】

令和5年10月 関東ブロック発注者協議会

#### 【工事】関東ブロック独自指標⑥:区市町村における週休2日対象工事の実施状況

・区市町村における週休2日対象工事の実施状況は、都県単位でばらつきはあるが関東ブロック全体の約2割の区市町村で週休2日制工事として発注している。(c以上)



18

16

14

45

26

注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。 注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

#### <凡例>

- ■a:全ての対象工事を、週 休2日制対象工事とし て発注手続きを実施し ている
- ■b:対象工事の半数程度 以上を、週休2日制対 象工事として発注手 続きを実施している
- ■c:対象工事の一部(半数 未満)を、週休2日制 対象工事として発注 手続きを実施している
- ■d:週休2日制対象工事を 導入していないが、導 入に向けて検討を実 施している (概ね1年以内に試行 を実施する予定)
- ■e:週休2日制対象工事を 導入しておらず、導入 に向けた検討も実施し ていない

#### 3地方整備局との意見交換会 提案議題

(長野県)

#### (項 目)

1 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災対策の推進について

#### (要旨)

令和5年度の政府予算では、公共事業関係費は約6兆600億円が確保され、また、防災・減災、国土強靭化関連予算は3兆9,497億円が確保されたところです。

地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たしていくためには、持続的・安定的な経営環境が求められますが、事業量の地域間格差や企業間格差が顕在化・拡大化しており、地域の建設企業は未だ厳しい状況にあります。

災害に強い社会経済を実現し国民が安全に安心して暮らせるように、そして、地域建設業が働き方改革、生産性向上を進め、将来に亘り建設業の使命を果たしていくために、公共事業予算について下記の要望をいたします。

- ① 令和6年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をするとともに、地方への重点配分をお願いします。また、適切な工期の確保という観点から、予算につきましては出来る限り当初予算で計画的に措置頂きますようお願いいたします。
- ② 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も、法定化された「国土強靭化実施中期計画」を早期に策定し、さらに充実、安定した予算を確保していただきますようお願いいたします。

#### 3地方整備局との意見交換会 提案議題

(長野県)

(項 目)

2 低入札調査基準の見直しについて

#### (要 旨)

国土交通省に於かれましては、低入札価格調査基準について、契約内容に適合した履行がなされ、工事の品質確保ができる必要な費用等の実態を調査されて計算式や範囲の見直しを行っていただいており、令和4年度には、計算式における一般管理費等に乗ずる係数を 0.55 から 0.68 に引き上げていただいたことに感謝いたします。

しかしながら、近年は働き方改革への対応、DXの推進、建設キャリア アップシステムへの対応等により諸経費が増加しており、適正な利潤の確 保が困難になっております。そこで、下記の要望をいたします。

- ① 国におかれましては、引き続き実態を調査されまして、低入札調査基準の計算式における一般管理費等に乗じる係数を 0.9 程度に引き上げていただきますようお願いいたします。
- ② 予定価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲となっている低入札調査基準について、9.5/10 程度に引き上げていただきますようお願いいたします。

(長野県)

(項 目)

3 資材価格高騰に対する受注者負担割合の見直しについて

#### (要旨)

世界経済の影響による、油脂、燃料、骨材、鋼材など建設資材価格の値上がりの影響が多方面に大きな影響を及ぼしています。

発注工事の積算に使う資材単価は実勢価格を調査して設定されますが、この度、国土交通省におかれましては、市場の実態を踏まえた適正な請負代金を設定するためには単価を毎月更新する必要があるとして、地方整備局を通じて都道府県に改善を働きかけるとともに、取組状況を追跡調査することになり、長野県におかれましても体制を強化されております。

早急に対応していただいたことに対しまして御礼申し上げるとともに、引き続き、最新の取引価格を請負代金へ適切に反映していただく様、以下について地方自治体に指導していただきますようお願いいたします。

特に生コンクリートの様に共販体制を取っているような資材価格について、販売実態を踏まえた単価の設定をお願いします。

値上げ価格が特定され、市場単価となることが明確な場合には市場調査を 待たずして単価改定できる制度や、市場調査で設定される品目は限られるため、全体の物価上昇率等の数値を基に設計単価、請負価格の設定ができるような仕組みの検討をお願いいたします。

また、契約後の資材価格高騰に対しましても、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図っていただいていることに御礼申し上げます。

しかしながら、スライド条項には1~1.5%の受注者負担割合があります。この負担割合については、経営上最小限度必要な利益まで損なわれることが無いように配慮して定められた率とされておりますが、受注者の適正な利益が圧迫されていることから、受注者負担の軽減を要望します。

また、国において実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについての検 計が行われるようお願いいたします。

#### 3地方整備局との意見交換会 提案議題

(長野県)

(項 目)

4 週休2日制の普及について

#### (要 旨)

令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることになっており、働き方改革の着実な取り組みが喫緊の課題となっております。 働き方改革の取り組みの一つに「週休2日制の普及」がありますが、長野県におかれましては、工事発注に当たり、「施工者希望型」、「発注者指定型」

のいずれにおいても、当初から割増の経費補正をして発注されております。

この程、長野県において、市町村を対象に「週休2日工事実施状況」調査を実施された結果、週休2日工事を導入済み(一部試行も含む)の市町村が25%であったのに対して、導入予定がない団体が27%も存在するという結果でした。そこで、下記のとおり要望をいたします。

- ① 週休2日制の普及を進めるために、国におかれましても地方自治体、特に市町村へ積極的な週休2日工事の実施について、働きかけていただきますようお願いいたします。
- ② 休日が増えても技術者、技能者の賃金が減収することのないよう、週休 2日対象工事における、諸経費に対する補正係数のさらなる引上げをお願 いいたします。
- ③ 機械経費の補正係数については、機械賃料が対象であり、機械損料は計上の対象外となっております。損料においても、同一作業における使用機械の供用日数は増大しますので、機械損料についても補正係数の対象となるようご検討をお願いします。

#### 3地方整備局との意見交換会 自由討議議題

(長野県)

#### (項 目)

1 各整備局による提出書類の頻度及び設計図書に記載の無い段階確認·立会 確認事項の相違について

#### (要 旨)

昨今、働き方改革・書類の簡素化に伴いマニュアルに添った書類の作成・ 提出が義務づけられていますが、出張所単位で要求される書類の作成・提出 に関して温度差があり統一性がないため改善してほしい。

#### 例えば

- ・使用資材の材料の品質規格証明資料の提出について工事書類作成マニュアルには、指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)とあるが、指定材料以外の物の提出を要求される。
- ・段階確認、立会確認について共通仕様書・特記仕様書に記載の無い内容の 立会確認を要求される。(本来設計図書、共通仕様書に記載の無いものに ついては自社管理・写真管理で構わないと思われる。)
- ・標準様式以外の書類については自由様式で良いと思われますが、出張所単位でオリジナルの様式を要望されることが多々あり、書類の作り直し等が発生しているため書類の簡素化を進める上で支障となっております。
- ・週間工程表について、通常2週間で良いところを3週間(今週・来週・再来週)タイプで求められる。
- ・週休2日制の報告書(月毎)等、自社独自の書式で提出したところ、他社に合わせて頂きたいと要求される。

#### 3地方整備局との意見交換会 自由討議議題

(長野県)

(項 目)

2 国道舗装修繕(舗装)工事の地元会社の受注拡大について

#### (要 旨)

国道舗装修繕工事は地元の会社にとっては、ひとつの誇りです。現在、国 道舗装修繕工事は県外の大手会社が多く受注していますが、舗装修繕工事 は、沿道の住民の方々と接する機会が多い工事であり、地元会社の名前を知 って頂くには国道の舗装修繕工事を施工することが一番有効な方法です。

舗装工事が年々減少し、地元会社の担い手不足は、深刻な最重要課題です。 是非、国道舗装修繕(舗装)工事は地元会社が受注機会の拡大を出来るよう検討をお願いします。又、維持工事で施工した舗装工事につきましても、 同種工事の施工実績として、お認めいただきますようお願いします。

#### 3地方整備局との意見交換会 自由討議議題

(長野県)

(項 目)

3 工事に伴う用地の取得及び支障物件の補償について

#### (要旨)

発注時に用地が未買収のため、着手が遅れることがあります。また、当初設計から計画されている工事用道路等で使用する用地及び、支障物(立木等)について、着手後受注者が地権者と借地及び補償の交渉するため、さらに着手に時間がかかることがあります。用地の取得、支障物件の補償については、発注前に完了していただきたいです。

また、借地及び補償費用についても、地権者が納得する費用と、積算金額とでは大きく差が生じるため、地権者が同意する金額で変更対応をお願いします。

#### 令和5年度青年部会上半期活動内容

令和5年度4月~9月末迄

- 1. 4月13日(木)第1回正副部会長会議場所 協会本部会議室
  - 1) 令和5年度事業計画打合せ
    - ・「しあわせ信州創造プラン」100周年記念事業での知事贈呈
    - ・100周年記念事業「建設フォトコンテスト」
    - ・中学生「職場体験講習」スケジュール
    - ・「LIFE | 改訂版 5 号発行について
    - ・「2050年ゼロカーボン」継続アンケート
    - ・令和5年度「長野県建設部との意見交換会」課題取り纏め
    - ・県外研修・他県青年部会との交流





- 2. 5月11日(木) 第1回第2委員会 Web 会議
  - 1)議題
  - ・第1回正副部会長会議で確定した事業計画説明
  - ・100周年記念事業「建設フォトコンテスト」応募作品選別
- 3. 5月15日(月)第1回全体会議

場所・時間 協会本部会議室 13時~開始

- 1)議題
  - ·第1. 第2·第3各委員会事業方針説明
  - ・100周年記念事業「建設フォトコンテスト」各賞選考
  - ・100周年記念事業 「しあわせ信州創造プラン」最終迄の実施内容
  - ・中学生「職場体験講習」AI活用新講習バージョン講習体験









- 4. 5月16日(火)安曇野市明科中学校 「職場体験講習」 場所・時間 明科中学校体育館 授業時間5時間目・6時間目
  - 1)対象者 中学2年生 2クラス全員 45名
    - ·第1部(視聴覚講習)50分
    - ·第2部(体験学習) 50分













- 5. 5月26日(金) 中野市立 高社中学校「職場体験学習・防災学習」 場所・時間 高社中学体育館 授業時間5時間目・6時間目
  - 1)対象者 中学2年生 2クラス全員 65名
    - ・第1部(視聴覚講習)50分
    - ·第2部(体験学習) 50分



















- 6.5月29日(月) 中野市立 中野平中学校「職場体験学習・防災学習」 場所・時間 中野平中学体育館 授業時間5時間目・6時間目 1)対象者 中学2年生 3クラス全員 100名
  - ・第1部(視聴覚講習)50分
  - · 第 2 部 (体験学習) 5 0 分



















7. 6月15日(木)第2回正副部会長会議

場所・時間 協会本部会議室 10時~開始

- 1)議題
  - ・100周年記年事業 しあわせ信州創造プラン取り纏め内容確認 記念式典での知事への贈呈式方法検討
  - ・100周年記念事業 建設フォトコンテスト 記念式典での表彰式進行方法検討
- 8. 7月7日(金) 創立100周年・法人化70周年 記念事業 参加 場所・時間 ホテル国際21 芙蓉・藤・千歳の間
  - 1) 第1部 記念講演 (芙蓉の間) 橋本 五郎氏 13:30~14:30
  - 2) 第2部 記念式典 (藤の間) 14:50~16:50
    - ・長野県しあわせ信州提言発表及び作成冊子知事に贈呈
    - ・建設フォトコンテスト表彰式

3) 第3部 祝賀会 (千歳の間)













- 9. 7月12日(水)第1回第1委員会
  - 場所・時間 松筑建設会館役員室 13:00~開始
  - 1)議題
    - ・「LIFE」改訂版作成について
    - ゼロカーボンアンケートスケジュール検討

- 10.7月13日 佐久市浅間中学 キャリア学習講座 佐久商工会議所主催・佐久支部青年部会協力 場所・時間 浅間中学校 体育館 13時40分~15時30分
  - 1) 学習内容
    - ·映像視聴
    - ·体験学習
- 11. 8月18日(金)第2回第1委員会

場所・時間 松筑建設会館役員室 15時~開始

- 1)議題
  - ・「LIFE」改訂版の提言 テーマと見せ方
  - ・中学生職場体験講習・防災学習アンケートから取り上げる「LIFE」
- 12. 9月5日(火)第3回第1委員会

場所・時間 松筑建設会館役員室 13時~開始

- 1)議題
  - ·「LIFE」改訂版について
  - ・第2回会議の発言内容からの取り纏め
  - ・同上会議での課題検証
  - ・全体会議で示す改訂版作成方針
- 13.9月8日(金) 松本市小中学校校長会での「職場体験講習」説明 場所・時間 松本市教育文化センター 15時~開始
  - 1) 説明内容
    - ・明科1校・中野市2校の3中学での講習説明と来年度実施校検討依頼
- 14.9月22日(金) 第2回第2委員会

場所・時間 協会本部会議室 13:00~開始

- 1)議題
  - ・第1委員会の「LIFE」作成状況説明 内容共有し提言求める
  - ・建設フォトコンテストについて開催内・応募部門・賞品検討
  - ・実施日確定した長野県建設部との意見交換について 意見募集方法・意見内容の絞り込み

#### 木島平村立 木島平中学校「職場体験学習・防災学習」報告書

場 所 木島平村 木島平中学校

日 時 令和 5年10月16日(月曜日)

講習時間 生徒授業時間 5時間目授業 13:35 ~ 14:25

休憩

14:25 ~ 14:35

生徒授業時間 6時間目授業 14:35 ~ 15:25

対 象 者中学2年生22名(7名が海外交換留学中)

#### ●進行スケジュール

#### ◆第1部(視聴覚講習)







総合進行:大月特任理事

長野県建設業協会主催・長野県建設部及び北信建設事務所の共済参加者紹介後、建設業協会飯山支部藤巻支部長他青年部・女性部紹介後、福原副会長・藏谷青年部会長より企画説明を兼ねた挨拶を行う。



Al 音声・アニメを使用した新バージョンでの建設業冒頭説明後「台風19号被災ドキュメントDVD を視聴、アニメを利用した「家康」の治水事業、江戸の町構築と現代の建設業をマッチングさせた土木建築の説明を行い生徒に分かり易い内容に生徒も参加頂いた先生達にも好評。





続いて飯山支部女性部会の正副部会長が今会社で担当している仕事内容を説明後 現場で活躍する女性の姿を纏めたDVDを紹介し将来の選択として生徒達に女性でも出来る建設業での 魅力を語る。続いて技術者・技能者等の職種説明を実施し第1部を終了

#### ◆第2部(体験学習)各ブースを5班に分けそれぞれのブースにて体験学習を行う

#### ① 360度カメラ体験







360度カメラで撮影した映像(無人化機械動画)をタブレットを利用して再現、メダリスト2を利用し 視聴している生徒の内容が正面のスクリーンに映し出される、無人化機械等の視聴体験に建設業の 技術進化に生徒、先生達は夢中で視聴体験する。

#### ②土石流模型実験:がけ崩れ体験(北信建設事務所の方々による説明)



#### ③液状化現象模型実験



④屋外研修 ドローン実演(中野土建の皆さん)







#### ⑥除雪機械乗車体験(飯山支部:青年部担当)









建設業の仕事で除雪も建設業の皆さんが実施している事も多くの生徒が知らない、実物の除雪機械乗車でタイヤドーザー、ロターリー除雪機は大きさに驚き、女性でも出来るDVD学習後の試乗体験に女生徒も興味を示し運転席で稼働する初体験に除雪作業を理解していただける。

#### 生徒、先生への配布資料





人集めのイベント事業でなく、まず建設業の役割、「地域の守りて」として活躍する姿、インフラ整備 (土木・建築)、一般住宅、災害対応、除雪、多分野に渡り自分に見合う職業選択があり、地域の人命 資産を守るなくてはならない仕事を先生、生徒に幅広く伝える重要性を「職場体験学習」を通じ感じる。

#### ◆武田副部会長から質疑応答・アンケートの依頼





#### 生徒の声

災害現場に一番早く駆け付けるのは自衛隊や消防団の人と思っていたけど今日の講習で 建設業で働く皆さんが一番という事や、除雪もそうなんだと初めて分かりました。 建設業の仕事も今日の講習でこんなに沢山の関わる仕事があることを知り勉強になりました



生徒の声

歴史から建設という仕事のかかわりがわかり何百年も続けてきた仕事を知ることが出来て 時間が過ぎるのが早く楽しいい講習でした。

女性が活躍する姿がかっこよかったです。



先生の声

台風19号災害の時自分の家も被災にあったが建設業の方々おかげで早期復旧が出来感謝しています。

◆ 生徒へのアンケートはグーグルアンケートで送付アドレスを先生に知らせて頂く

#### 令和5年度女性部会上半期活動内容

#### 1. 兵庫県建設業協会女性部会設立検討部会参加 4月21日

- (1) 都道府県建設業協会の女性部会設立・運営・活動状況について
- (2) 長野県建設業協会女性部会の設立・運営・活動状況について
- (3) 女性部会のあり方について(意見・情報交換)長野建協女性部会 依田副会長、小宮山部会長、倉科副部会長兵庫建協女性部会設立検討部会員6名、職員3名



#### 2. 第1回役員会 5月31日

- ①令和5年度支部部会の活動計画について
- ②令和5年度現場見学会について
- ③令和5年度女性部会セミナーについて

#### 3. 第1回部会 7月14日

- ①令和5年度現場見学会について
- ②令和5年度女性部会セミナーについて
- ③支部部会・ブロック毎の活動について

#### 4. 第3回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検 8月29日

北信建設事務所管内

①令和3年度 河川災害復旧助成·社会資本整備総合交付金(広域連携)合併工事 (一)千曲川 野沢温泉村 下流(百合居橋P1A1工区)

請負者:北野建設株式会社

②令和4年度 社会資本整備総合交付金(広域連携)工事

(国) 403 号 木島平村 下木島

請負者:株式会社 本木建設

建設部技術管理室5名、北信建設事務所5名、県建設女性部会5名、長野建協女性部会5名



#### 5. 令和5年度現場見学会 9月28日

栗田病院新棟及び長野南福祉会特養老人ホーム新築工事現場(47 名参加)



#### 働き方改革実現に関するアンケート調査結果

令和5年7月13日 一般社団法人 長野県建設業協会

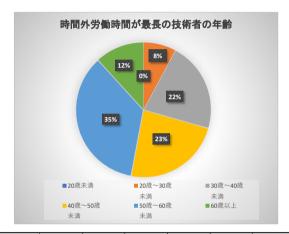
〇 目 的

2024年4月1日から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。この問題に対応するため、 技術者の働き方の実態を把握し、今後の対応の検討資料とする。

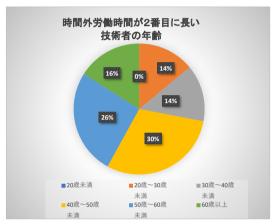
〇 調 査 対 象 会員企業のうち、理事・監事以上の企業を対象とし、令和4年度(令和4年4月~令和5年3月)1年間の時間外 労働時間が最長の技術者と2番目に長い技術者それぞれ1名について回答していただいた。

〇 回答企業数 51社(100%)

#### 問1 技術者の年齢(令和5年4月1日時点)

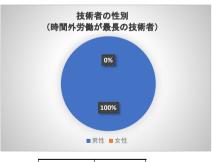


20歳未満	20歳~30歳 未満	30歳~40歳 未満	40歳~50歳 未満	50歳~60歳 未満	60歳以上	計
0	4	11	12	18	6	51

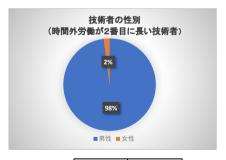


20歳未満	20歳~30歳 未満	30歳~40歳 未満	40歳~50歳 未満	50歳~60歳 未満	60歳以上	計	
0	7	7	15	13	8	50	)

#### 問2 技術者の性別



男性	女性
51	0



男性	女性
49	1

#### 問3 令和4年度 1年間の時間外労働時間の合計時間

(1)各社平均時間(単位:時間)

	2番目に長い 技術者
385.2	310.0

(2)最長の技術者の最大時間、最小時間 最大: 1,069 時間 最小: 16 時間 (3)2番目に長い技術者の最大時間、最小時間 最大: 1,003 時間 最小: 4 時間

#### 問4 令和4年度 1年間の時間外労働時間が最長の月

(人) 4月 2月 6月 12月 1月 3月 5月 7月 8月 9月 10月 11月 最長の技術者 9 9 10 3 2 2 1 3 2 3 3 3 5 10 2 0 2 3 2番目に長い技術者 12 3 3 3 5 2

#### 人数が最多の月

(1)最長の技術者 :3月(10人 20%)(2)2番目に長い技術者:3月(12人 24%)

#### 問5 問4で回答した月の時間外労働時間

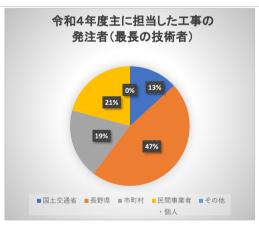
(1)平均時間(単位:時間)

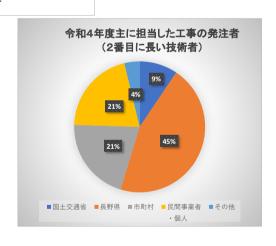
最長の技術者	2番目に長い 技術者
60.4	46.9

(2)最長の技術者の回答した月の最大時間、最小時間 最大: 160時間 最小: 8 時間

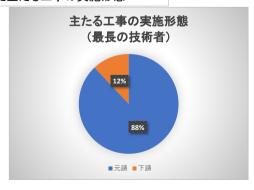
(3)2番目に長い技術者の回答した月の最大時間、最小時間 最大: 129 時間 最小: 1 時間

#### 問6 令和4年度(R4.4月~5年.3月)1年間で主に担当した工事の発注者





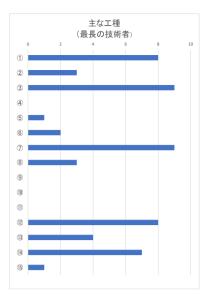
#### 問7 問6で回答した主たる工事の実施形態



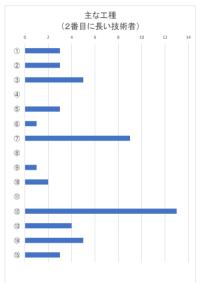


#### 問8 問6で回答した工事の主な工種

(1)	(1)時間外労働が最長の技術者					
	工種	人数				
1	河川工事	8				
2	道路新設工事	3				
3	道路拡幅改良工事	9				
4	無電柱化工事	0				
⑤	橋梁工事(上部、下部)	1				
6	橋梁補修工事	2				
Ø	砂防・地すべり工事	9				
8	舗装補修工事	3				
9	舗装新設工事	0				
10	農業土木工事・森林保全工事	0				
Œ	団地造成工事	0				
12	建築・新築工事	8				
(13)	建築·補修、補強工事	4				
14)	除融雪業務	7				
15	その他	1				
	計	55				



(2)	(2)時間外労働が2番目に長い技術者					
	工種	人数				
1	河川工事	3				
2	道路新設工事	3				
3	道路拡幅改良工事	5				
4	無電柱化工事	0				
(5)	橋梁工事(上部、下部)	3				
6	橋梁補修工事	1				
Ø	砂防・地すべり工事	9				
8	舗装補修工事	0				
9	舗装新設工事	1				
10	農業土木工事・森林保全工事	2				
11)	団地造成工事	0				
12	建築·新築工事	13				
(13)	建築·補修、補強工事	4				
14)	除融雪業務	5				
15)	その他	3				
	<del>it</del>	52				

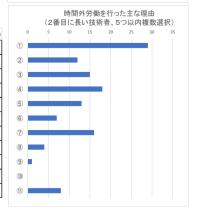


問9 令和4年度を通じて、時間外労働を行った主な理由(5つ以内複数選択)

		(選択数)
1	発注者向け書類の業務が多い	32
2	本来、発注者で行うべき資料作成等の業務が多い	13
3	当初契約の工期が厳しい	18
4	配置する人員が少ない	17
(5)	緊急な対応が多い	17
6	社内書類等の事務処理業務が多い	3
7	現場の性格上、早出・残業する必要がある	20
8	外注会社、協力会社に管理能力がない	3
9	残業手当をあてにした生活設計をしている	2
10	残業していない	0
(II)	その他	7

0	5	10	15	20	25	30	
1							
2			•				
3				1			
4							
⑤							
6							
⑦ <b>=</b>			_				
8							
9							

		(選択数)
1	発注者向け書類の業務が多い	29
2	本来、発注者で行うべき資料作成等の業務が多い	12
3	当初契約の工期が厳しい	15
4	配置する人員が少ない	18
5	緊急な対応が多い	13
6	社内書類等の事務処理業務が多い	7
7	現場の性格上、早出・残業する必要がある	16
8	外注会社、協力会社に管理能力がない	4
9	残業手当をあてにした生活設計をしている	1
10	残業していない	0
11)	その他	8



#### 問10 技術者の時間外労働を減少させるための方法について自由なご意見

意見総数:33

第1分類: 土木系、建築系、共通 第2分類: 書類系、作業系、その他

		・竣工提出書類の削減は大分進んでいるが、竣工検査時の提出書類が多いと思う。				
		・業務分担(技術者でないとできない仕事か?例建設ディレクター等含むバックオフィスからの 業務支援とその育成)				
		・書類の簡素化・設計図書の正確性の確保・一年間の工事発注量の平準化				
土木· 書類系	6	・昼間は現場で作業を管理し夕方以降書類の作成をする為残業時間が増えた。 さらに現場が河川上流の山合の奥地なので通勤にも時間がかかった。 書類の更なる簡素化と通勤時間の工夫が必要かと思う。				
		・書類の簡素化、優良技術者表彰の取りやめ、または入札のインセンティブをなくす				
		・発注者向け書類の簡素化を検討してほしい、発注者向け書類の分業を図れるようなシステム 構築・社内整備が必要 (自社だけでなく、全ての企業で取り組めるようなシステム構築)、代替え要員の確保(若手 社員の早期育成)が必要				
		・基本的には時間外労働をしないで時間内に書類等も行うようにしています。 現場書類も日々できるものはその日の内に作成し、竣工間際は何日か事務所で書類作成を行います。				
		・発注時の条件として、工事規模内容等により技術者の配置人数を限定し公募する。それに見合った 現場管理費の率計上をしていただく。				
土木· 作業系	5	・現場への移動回数を減らす				
		・除雪については災害等を避けるため、臨時的な対応が多く、時間外労働が多くなります。 労働基準法第33条の柔軟な運用を希望します。				
		・技術職員を増やすことで作業の分担は可能であるが、工事受注が補償されない中では困難 な状況。				
土木・その他	・当社の場合は除雪が時間外労働の100%の・為、現状は対応せざるを得ない状況があり ます。各発注者の災害基準超える降雪が発生した時点で災害発令をして、発注者自らが33					
		・適正配置(仕事が遅い人が前工程の場合、全体が遅れる)				
建築• 作業系	2	・特に民間工事においては、土曜日勤務をしなければならない工期設定、及び予算設定である。 下請け業者や一人親方などの職人さんも週休2日にしないと、元請は必然的に時間外労働 が増える。発注者側の上流過程の意識が変わらなければ、時間外労働の時間短縮は難しい。				
建築・		・民間工事(建築工事)に対しても、残業がかからないように指導をお願いいたします。				
その他	2	・民間工事の場合、設計事務所、発注者側に残業時間に対する意識が無く、我々請負人は要求 に従わざるを得ないことが多い。				
	4	・属人的な業務が立て込むと、どうしても一人の技術者に業務が集中してしまう。 ・技術者のスキルを全体にアップし、特定の人に業務が集中しないような取り組みが必要。				
共通· 作業系		<ul><li>・下請(一人親方)と休みの調整が取れない。契約の処遇の改善が必要であり、最低制限価格の底上げが大前提</li><li>・特化した職人のマンパワーが少なく時間内調整が難しい。</li></ul>				
		・1日の仕事の予定と振り返り(精査とやらない・やる必要のない仕事の洗い出し) ・目的が不明確なので無駄を省けない				
		・適正な工期の設定				
		・紙ベースの書類とデータベースの書類の混在を無くす				
		<ul><li>・竣工書類の簡素化</li></ul>				
共通•	6	6	6	・書類の簡素化・土日祝の完全休業工事の発注・下請け企業への周知指導		
百炔水		・書類の更なる積極的な簡素化。・発注者側の協議回答の早期化。				
		・提出書類の簡素化				
		・書類の簡素化 ・設計変更についての検討、図面作成				
		<ul><li>・会社としては時間外労働を最小限に留め、自分の時間を作ってもらいたいと考え、人員配置等も考慮し職員に対しては勤務状況を見ながら個別に指導している。</li><li>・勤務状況をほぼリアルタイムで把握するためのツールとして、建設業に特化した勤怠管理システムを検討する。</li></ul>				
		・最低落札基準価格の引き上げ(業務分業化のための人員増員のため) ・地元住民との協議				
# '*		・休日出勤届を提出させる。残業届を明記させる。				
共通・ その他	7	・予定価格、設計価格を10~15%上昇させる、そしてゆとりある適正工期とする。				
		・弊社では技術者が減っている中ではあるが、一現場に2名の技術者を配置し、 現場担当と書類担当に 、残業と休日出勤を極力減らしている。				
		・本年は、時間外労働を昨年に比べ削減しています。				
		・技術者を「現場施工担当」と「発注官庁との打合せ、書類作成担当」にわけて2人体制にする。 また、そのための現場管理費の割増をしていただきたい。また、現場を効率よく進めるためにも 発注者のワンデイレスポンスを徹底していただきたい。				

# 1 出 B

		提言•	、打 語 組	全国
長野・群馬・滋賞・鹿児島の各県建設業協会と全国建設業協同組合連合会の「働き方改革実現に関するアンケート調査結果」に基づく提言・要望	提言・要望の内容	書類の簡素化/諸経費率の更なる引き上げおよび低入札調 査基準の見直し/除雪、凍結防止剤散布等の時間外労働の 特例措置/民間工事における働き方改革の実現	工期と書類の最適化と書類作成工期の設定(発注機関)/ フロントローディングの推進(受発注者間)/ワークライ フバランスの実践と研修	工事関係書類の簡素化/工事積算体系の抜本的な見直し
長野 全国建設第 7		長野県建協	群馬県建協	1

た。

上/技術者不足の解消/働き方改革 図書の提供、 に即した設計 0精 実現のまとめ /設計図書 県建協 滋賀県建協 鹿児島

育成 |素化/現場に | る人材の確例 書類のさらなる簡 場技術者を支援す

書類作成業務の統

・ 務は発注機関によって差異が生じな ごとにきめ細かく最適化に努めてほ 発注者向け書類作成業務は発注機関! いよう工種ごと、書類ごとにきめ細か

17

ら、技術者の書類作成業務を とが必要であるが、こうした して推進してほしい 業務補助の国による制度 して推進 技術者の雇用が困難な場合、 できる要員を確保することが たな職域」を国が制度化して 技術者の書類作成選

全建協

務を補助 した「新

糸の見 工事積算体

歩

## 県建協から独自要望も



同組合連合会(=全建協連、青

柳悟会長)の正副会長が会長を

務める4県の建設業協会でそれ

ぞれ実施したアンケート調査の

結果をもとにまとめた(表)。全 建協連では今後、書類作成につ

いて発注者ごとで差異が出ない

よう工種、書類別に最適化する

ことや技術者の書類作成の負担

を減らす補助等の仕組みの制度

化、歩掛や工事積算体系の見直

しを国などに対して求めていく

とともに、他の都道府県協会へ

も取り組みを広げていく。ま

提言に基づいた要望を国や県、

市町村に行っていく。

各県協会でも、それぞれの

:同で提言・要望を行った。左から長野県建設業協会の木下会長、 :、鹿児島県建協の藤田護会長、滋賀県建協の奥田克実会長 光長 例措置「民間工 事における働き方 改革実現」の四つ を挙げた。 同協会では、理 事と監事以上の会 に、2022年度 の1年間において 労働時間が最長の 技術者と2番目に 長い技術者それぞ

び低入札調査基準 の見直し「除事・

凍結防止剤散布等

の時間外労働の特

れから回答を得た。 同協会のアンケ - ト結果によれ ば、1年間の時間 外労働について回 答した5社の平均

は、「最長の技術者」がろ85・ 2時間、「2番目に長い技術者」 はろ10時間で、木下修会長は 「時間外労働の上限であるろら O時間を超えて働いている技術 者がいる実態が明らかになっ た」と報告。また、時間外労働 を行った主な理由については、 最長の技術者、2番目に長い技 術者とも「発注者向け書類の業 務が多い」との回答が最も多 く、「公共工事の発注者に書類 の簡素化を求める意見が最も多 かった」と説明した。

#### 「長時間」背景に高齢化 適正利潤の確保を要望

木下会長は、長時間労働が 「最長の技術者」の年齢は、「切 歳~3歳未満」が最も多く、「2 番目に長い技術者」は「幼歳~ R:歳未満」が最も多かったと し、「担い手の高齢化、技術者不 足の実態を反映していると思わ れる」と分析。「(会員から) 適 正な利潤の確保と、さらなる賃 上げや低入札調査基準価格の見 直しをお願いしたいとの意見が 多かった一と伝えた。

このほか、「豪雪地帯を抱える 長野県特有の問題」として、「除 雪や凍結防止剤散布工での時間 外労働の問題」を指摘。労働基 準法第33条第1項の特例で定め る「雪害」に、「除雪や凍結防止 剤散布に加え、予防的通行規制 業務を加えていただきたい」と した。

また、「民間工事を担当する技 術者に時間外労働が多かった一 として、「行政側から民間工事の 発注側に対しても周知徹底をお 願いしたい」とした。

国などに対応求めてい

働き方改

群馬、滋賀、鹿児島4

県の建設業協会は了月12日、働

き方改革実現に向けて国などに

対して「書類作成業務の統一

化二技術者の書類作成業務補助

の国による制度化」「歩掛、工事

積算体系の見直し」の三つの提 言・要望をまとめた。今後、国

や自治体に提言し、対応を求め

ていく。長野県独自の要望とし

て「低入札調査基準の見直し」 や「除雪、凍結防止剤散布等の

時間外労働の特例措置」も入れ

E 建設業協

## 県建協からは四つ

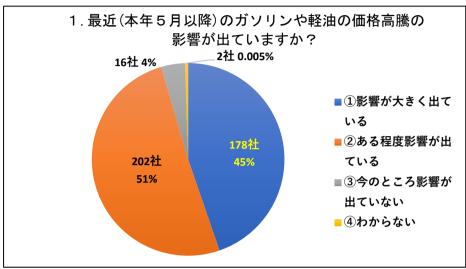
長野県建設業協会は、提言・ 要望として「書類の簡素化」「諸 経費率のさらなる引き上げおよ

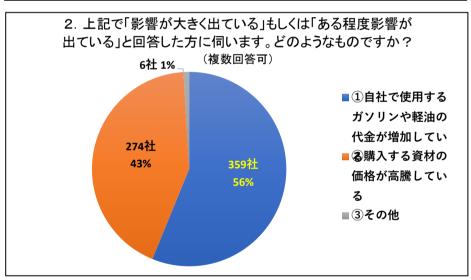
#### 燃料価格高騰に関するアンケート調査

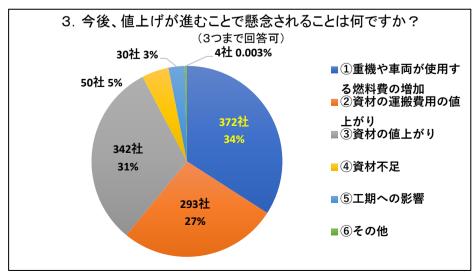
令和5年9月

(一社) 長野県建設業協会

支部名	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽	松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	中高	長野	飯山	合計
回答数	25	33	17	32	22	29	18	52	25	34	10	11	13	53	16	390
会員数	25	35	20	43	53	50	18	61	26	34	13	14	15	79	17	503
回答率	100%	94%	85%	74%	42%	58%	100%	85%	96%	100%	77%	79%	87%	67%	94%	78%





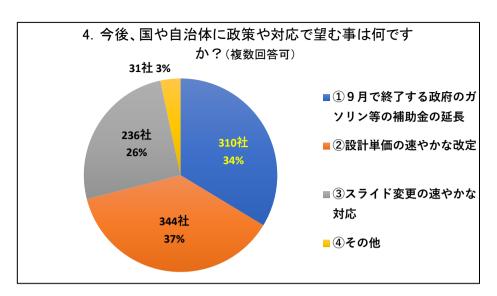


#### ③その他の意見

- ・運搬回送費の増加
- ・大型重機やダンプトラック 等1回の量が多いため
- ・工事で使用する重機等の燃料代が増加
- ・現場納入資材の運賃値 上げ
- 輸送費の値上がりによって材料ともに影響が出ている。
- ・下請代金の増加

#### ⑥その他の意見

- ・原価高止まりは労務賃金 UPにはつながらない!!
- ・発電機等の常時使用時の燃料費の増加
- •重機運搬費
- ・わからない



#### ④その他の意見

- ・トリガー条項を発動しガソリン税を減税する。(5)
- ・ガソリン税の廃止、二重課税見直し(2)
- ・ガソリン等の税金を下げてほしい。(2)
- ・ガソリン価格に係るガソリン税の減税及び二重課税の解消
- •二重課税の撤廃
- ・課税の一時中止
- ・スライド変更の速やかな対応
- ・設計単価改定を早めてほしい
- ・少額工事単価も速やかに改定してもらいたい。
- 実勢価格での対応をお願いしたい。
- 契約時の値とその後の購入時期のズレによる値の持ち出しが多い。負担大。
- ・工事積算に使用する設計単価の地域の細分化
- ・元請会社等の単価の見直し指導
- ・日本全国同一金額で販売するようにしてほしい。
- ・長野県の燃料価格も全国平均にしてほしい。
- ・県統一の単価から地域での単価に変える(木曽は高いため)
- ・燃料単価は県平均となっていますが、地域によって価格差があります。特に南信地域はほかの地域より10円以上の差となっている。設計価格の早期の見直しを望みます。
- ・金利を上げて円安に歯止めをかけること
- ・国内政策は勿論ですが世界情勢の安定を望みます。
- •国家経済外交金融政策
- •世界平和

#### 5. ガソリン等の燃料価格の値上がりについて自由な意見を記載してください。

- . 設計単価の速やかな改定をお願いします。(4)
- . 設計等に速やかに対応してもらいたい。冬季の除雪作業に影響が考えられる。(2)
- . 燃料価格に限らず、全ての資材、人件費の値上がりに関係してくるので迅速な設計単価の改定を望む(2)
- . 値上がり分を速やかに変更対象としてほしい。書類の提出などはなくして発注者による設計変更を希望しま
- ・純利益が大きく減少しています。設計単価を早め早めに変更をお願いします。
- . 個人としては補助金延長はうれしいが、税金なのでやってほしくない。設計単価の速やかな改定が重要です。 役所は値上がりは速やかに設計に反映しないが、下がったときはすぐに反映させる。
- 、燃料価格はもちろん逆ザヤになっている単価を速やかに変更してほしい。
- 燃料高騰により材料価格が値上がりしているが、ますます設計単価と仕入単価の開きが大きくなっている。発注者にはしっかりとした市場価格調査をしていただき、早急に設計に反映してもらいたい。(AS合材、生コン、砕石、鉄鋼物など)
- ・補助金頼りの価格調整には限界がある。また、本則に則りトリガー条項を発動すべきであると思うし、賃金を はじめとして設計価格を大幅に上げないと解決しないと思う。
- . 燃料の高騰によるか、働き方改革によるか定かではありませんが。運搬業者から運搬費の値上げ要請が激しいです。結果、資材の高騰が相まって厳しい経営状況になっています。特に、公共事業においては、公共設計単価の実勢価格への移行が遅く、実勢に追い付いていません。スライド条項等もございますが非常に使いにくく感じられます。とにもかくにも、もっと早く改定していただきたい。また、特殊事情の地域では資材の運搬費を考慮した資材価格、もしくは運搬費を別途計上した工事設計をしていただきたい。早急に実勢価格での公共単価設定を望みます。
- . 公共工事においては、設計価格と実態価格の乖離により予定していた利益の確保が困難になる。世間では社員の給与UPが叫ばれているし、それも理解して仕事をしているが会社が儲からなければ社員へ還元もできない。民間工事では、提示する価格が高騰し成約まで持っていくのが以前と比べ困難な状況。結局のところ、社業に悪影響が出ている。
- . 国の対応を強く望みます。工事価格においてはそれに依る所が大きく、設計価格の改定は困難な部分もあるかと思います。スライド対応をお願いいたします。
- ・ スライド条項があれば良い(速やかな対応)
- ・値上がりはわかりきっている事なので上がった時点で発注者から設計の変更とスライドをしてほしい。
- . ガソリン価格の高騰は運搬価格ばかりでなく資材価格の高騰にも影響が大きい。単価スライドの申請の手続きの大幅な簡素化で速やかに対応していただけるようお願いしたい。
- . 工事に係る燃料費は業者の努力ではどうにもならない。スライドではなく速やかに簡易的に対応していただき たい。
- ・ガソリンの価格高騰に伴い、材料の価格も高騰しており、建設業は企業努力だけではどうにもならない状況になりつつあると感じます。燃料の資材が今後も高騰する事を踏まえて、早い段階から取引先と変更契約の話し合いを行い、工事費を抑える方法を工夫するなど、課題は多くあると思います。・・民間工事等は特に消費控え傾向が進み、受注が減少するのではと思われます。
- . 燃料及び資材等の値上がりが見積時と施工時の月差によっては一般管理費等に影響が出ることが懸念される。
- ・燃料価格の高騰は、車両や建設機械を多く使う建設工事積算額にも反映されるため、公共事業費の予算が 同額なら工事量は減る事となるので更なる予算確保をお願いしたい。
- ・ 燃料価格は全ての値上がりになるので発注金額変更への速やかな対応希望
- . 燃料自体は原料だけでなく物流コストほかほとんどの製品にかかわります。製品自体の設計単価に輸送費や 最終的には労務費も影響があるのでコスト見直しをお願いします。
- 燃料のみならず物価上昇に対し工事価格が追い付いていかないので大変です。
- ・冬の除雪機械に使用する燃料の量が夏に比べると増加するので心配である。

- 環境配慮、低燃費機種に切替も実施しているが機械装置購入補助金の拡充をお願いします。
- . 国及び自治体において積極的な施策を推し進めてほしい。
- . 数年前からのウッドショック、半導体不足等による短期間の急速な建築資材の値上がりを経験し、販売価格を 原価に見合うものにするためには、業者間での迅速な情報交換が非常に重要であると感じました。また、現在 木材の価格がウッドショック以前程度まで落ち着いてきているのもかかわらず、原価は下がってこないことか ら、県、町など自治体とも連携することにより速やかに単価を見直せる体制を整える必要があると考えます。
- ・全産業に影響が出てきて建物増築等の設備投資の見合わせ等声も聞こえてきている。
- . 電気も値上がりしているしエネルギー政策の根本的見直しは必須
- ・電気料金にも反映され、製造コストが上がっている。
- . 長野県が異常に高いのはなぜですか?(2)
- . 長野県が一番高いので、全国平均ぐらいにならないか
- . 長野県が全国で一番高い!!設計価格が追い付いていない!!スライドでも間に合っていない!!
- . 長野県が日本で一番高い、事の解消を県に期待する。
- . 長野県は異常。高速道等が出来、交通網が良くなっても燃料高。長野県全体での国への陳情!
- ・長野県は日本一高いガソリン等を購入しています。さらに飯田下伊那地区は長野県平均より10円程度高いガソリン価格となっています。地区別での価格設定をお願いします。
- ガソリンや軽油の価格の地域格差をなくしてほしい。普通の民間取引品目ならいざ知らず、ガソリン等は相当額税金である品物であり、経済活動や生活にとって重要なものであり欠かせないものである。他県との格差是正のために速やかに設計価格の適切な変更をお願いしたい。
- 二重課税の廃止。昨今の高騰以前から、国内でも県内石油価格が一番の高さであり、根本的な県内の石油価格の低下対策を行政が率先して行うべき。
- . 二重課税を止めてほしい。(ガソリン税+消費税)
- . ℓ/当たりの速やかな値下げ対応をお願いしたい。
- . ガソリン税の軽減又は撤廃(2)
- . 政府は補助金を出すのではなく、一時的にガソリン税の徴収を止めたほうがスマートなのでは?と感じるのですが…補助金も税金から出るんですよね?
- ガソリンの補助金は免許や車を持たない方や、ガソリンを多く使わない方にとっては不公平に感じます。ガソリンを使った分だけ月末に申請し、直接補助金がその会社、個人に後から帰ってくるようなシステムにしてほしい。また、ガソリンにかかる税金が高すぎます。
- ・補助金延長の効果は一時的なもの、かつ石油元売業者次第であり、政府は速やかにトリガー条項の発動をしていただきたい。そもそも二重課税に問題あり。
- . 一人一台の車で通勤せざるを得ない地方への優遇税制の立案。
- . 今年の夏は暑い。昼休みなどアイドリングを止めろとも言えず…。
- 社員に無駄な車両走行、車両使用時の乗合せ等が必要不可欠になっています。
- ・戦争(ウクライナ侵攻)を終結させるのが一番と考えるが、その実行者が不在なことが問題です。
- ・ロシアウクライナ戦争を早く終了してもらい、資材価格高騰を抑えてもらいたい。
- . インフレ傾向を止める事
- もう少し円高に向かう政策を国がとってほしい。



に関するアンケート調査をこのほど実施。今年5月以降県建設業協会(木下修会長)は、燃料価格の値上がり の高騰について聞いたところ、「影響が出ている」との回 請の手続き簡素化などの対応を求めていく。 県に実勢価格の設計価格への速やかな反映やスライド申 答が9%にのぼった。この結果を受け、同協会では国や

### 県に設計単価の やかな改定求める

最近(5月以降)のガソリンや軽油の価格高騰の影響が出ていますか? - 2社 0.05<sub>%</sub> 16社 4% 影響が大きく出ている 178社 ■ ある程度影響が出ている 45.6% ■今のところ影響が出ていない **一**わからない 問1で「影響が大きく出ている」または「ある程度影響が出ている」と 回答した方は、どのようなものですか?(複数回答可) 自社で使用するガソリンや 軽油の代金が増加している 購入する資材の価格が 高騰している 359社 **94.5**% 274社 7**2.1**%

象に実施したもの。390 日時点で同協会に会員登録 している企業503社を対 アンケートは今年9月1 本年5月以降のガソリン (77・5%) が回答した。 とが浮き彫りとなった。 02社で51・8%、 「影響が出ている」とした

懸念されることは何です る、出ていないに関わらず 「今後、値上げが進むことで また、現在影響が出てい  $\Diamond$ 

ると380社・97・4%も の企業で影響が出ているこ 程度影響が出ている」が2

加」などの回答が見られた。 賃値上げ」「下請代金の増 加」や「現場納入資材の運

や軽油など燃料価格の高騰

380社に対して、どのよ

すか?」と尋ねたところ、 について「影響が出ていま

影響が大きく出ている」が 78社で45・6%、「ある

ている」が359社で94・

か」との質問には、「重機や

リンや軽油の代金が増加し くと、一自社で使用するガソ うな影響が出ているかと聞

> 今後値上げが進むことで 懸念されることは何ですか? 重機や車両が使用する燃料費の増加 372社 **95.4**%

資材の値上がり

342社

資材の運搬費用の値上がり 293社 **75.1**%

#### 闇協がア

問3

%あった。 5%と最多、次いで「購入 いる」が274社で72・1 する資材の価格が高騰して 他に「運搬回送費の増 95・4%と最も多く、 42社で8・7%、「資材の 加」との回答が372社で 車両が使用する燃料費の増 「資材の値上がり」 ー が 3

する」との意見も見られた。 用時の燃料費の増加を懸念 らない」「発電機等の常時使

の補助金の延長」を期待す

終了する政府のガソリン等

%、「スライド変更の速やか る声が319社で81・8

な対応」が236社で60

国や自治体に政策や対応

務賃金のアップにはつなが

最も多く、次いで「9月で声が344社で88・2%と

93社で75・1%となった。 運搬費用の値上がり」が2 他に「原価高止まりは労 スライド申 請 の速やかな改定」 で望むことは何かを尋ねる 質問に対しては、「設計単価

を求める

5%だった。

は多かったのは「実勢価格の 「スライド申請の手続き簡素 の簡素化求める声 などの意見もあった。 ŧ

る」といった回答や「運搬業 かに設計に反映しないが、 は、「役所は値上がりは速や 化」「燃料価格の引き下げ」。 者から運搬費の値上げの要 下がった時はすぐに反映す 設計単価の改定について 国で一番高い」「ガソリン税 てほしい」「補助金を出すの 定の条件で政府が自動的に ではなく、トリガー条項( と消費税の二重課税を止め 発動する条項)を発動してほ このほか、「燃料価格が全

## 改定できる制度なども要望 市場調査を待たず単価

請が激しい。資材の高騰も

しい」といった声もあった。

のほか、値上げ価格が明確 中部3地方整備局との意見 予定している関東、北陸、 をまとめ、分析し、11月に 速やかな設計価格への反映 文換会で国に対応を求める。 具体的には、実勢価格の 同協会では、今回の結果 もの。特に、スライド条項 更での適切な対応といった 設計単価・請負価格の設定 ライド条項の運用や設計変 受注者負担割合があり、 においては1~1・5%の ができる仕組みの検討、 「受注者の適正な利益が圧 ス

体の物価上昇率などを基に

に単価改定できる制度や全

者負担の軽減も求める 迫されている」として受注

市場調査を待たず